

令和4年第3回定例会

決算特別委員会会議概要

委員長 舘山善也

副委員長 渡部伸広

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和4年9月15日（木）

開会	3
開議・審査方法	3
○中田靖人委員（自由民主党）	4
意見	4
1 中小企業振興条例について	5
答弁 赤坂寛経済部長	5
意見・再質疑	5
答弁 舘山新総務部長	6
再質疑	6
答弁 総務部長	6
再質疑	7
答弁 総務部長	7
再質疑	7
答弁 総務部長	8
要望	8
2 市営バスの固定費について	9
答弁 佐々木淳交通部長	9
要望	9
○澁谷洋子委員（あおもり令和の会）	10
1 健康の森花岡プラザについて	10
答弁 三浦大延浪岡振興部長	10
委員長の発言	11
答弁 浪岡振興部長	11
委員長の発言	11
再質疑	11
委員長の発言	11
再質疑	12

答弁	浪岡振興部長	12
再質疑		12
答弁	浪岡振興部長	12
再質疑		12
答弁	浪岡振興部長	12
再質疑		13
答弁	浪岡振興部長	13
再質疑		13
答弁	浪岡振興部長	13
再質疑		14
答弁	浪岡振興部長	14
再質疑		14
答弁	大久保文人農林水産部長	15
再質疑		15
答弁	農林水産部長	15
要望		16
2	まちづくり寄附制度推進事業について	16
答弁	加福理美子市民部長	16
再質疑		17
答弁	市民部長	17
再質疑		17
答弁	市民部長	18
再質疑		19
答弁	市民部長	19
要望・再質疑		20
答弁	能代谷潤治副市長	20
要望		21
3	市場の決算について	21
答弁	農林水産部長	21
再質疑		22
答弁	農林水産部長	22
要望・再質疑		22
答弁	農林水産部長	23
再質疑		23
答弁	農林水産部長	23
要望		24
休憩		24

再開	24
○橋本尚美委員（市民クラブ）	24
1 プラネタリウムについて	24
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	24
再質疑	25
答弁 教育委員会事務局教育部長	25
再質疑	26
答弁 教育委員会事務局教育部長	26
要望・再質疑	26
答弁 教育委員会事務局教育部長	26
要望・再質疑	27
2 学校給食について	27
答弁 教育委員会事務局教育部長	28
再質疑	28
答弁 教育委員会事務局教育部長	29
再質疑	29
答弁 教育委員会事務局教育部長	29
再質疑	30
答弁 教育委員会事務局教育部長	31
要望	31
休憩	32
再開	32
○村川みどり委員（日本共産党）	32
1 病院事業会計決算について	32
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	32
再質疑	33
答弁 市民病院事務局長	33
再質疑	33
答弁 市民病院事務局長	33
再質疑	33
答弁 市民病院事務局長	33
2 一般会計歳入歳出決算書について	33
答弁 織田知裕企画部長	34
再質疑	34
答弁 企画部長	34
再質疑	34
答弁 企画部長	34

再質疑	34
答弁 柿崎哲男会計管理者	35
再質疑	35
答弁 会計管理者	35
再質疑	36
答弁 会計管理者	36
再質疑	36
答弁 会計管理者	36
再質疑	36
答弁 会計管理者	37
再質疑	37
答弁 会計管理者	37
再質疑	37
答弁 会計管理者	37
〃 能代谷潤治副市長	37
再質疑	38
答弁 副市長	38
再質疑	39
答弁 副市長	39
意見	39
○渡部伸広委員（公明党）	40
1 交通部の決算について	40
答弁 佐々木淳交通部長	40
再質疑	41
答弁 交通部長	41
再質疑	41
答弁 交通部長	42
再質疑	42
答弁 交通部長	42
要望・再質疑	42
○山脇智委員（青森無所属の会）	43
1 指定管理施設の維持修繕について	43
答弁 織田知裕企画部長	43
再質疑	44
答弁 横内信満経済部理事	44
要望	44
休憩	45

再開	45
○山崎翔一委員（あおもり令和の会）	45
1 人事給与・職員数・働き方について	45
答弁 舘山新総務部長	45
要望・再質疑	46
答弁 総務部長	46
再質疑	46
答弁 総務部長	46
再質疑	47
答弁 総務部長	47
再質疑	47
答弁 総務部長	47
再質疑	48
答弁 総務部長	48
再質疑	48
答弁 総務部長	48
再質疑	48
答弁 総務部長	49
要望	49
2 実質公債費比率について	49
答弁 織田知裕企画部長	50
再質疑	50
答弁 企画部長	50
再質疑	51
答弁 企画部長	51
再質疑	51
答弁 企画部長	51
再質疑	52
答弁 企画部長	52
要望	52
休憩	53
再開	53
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	53
1 歳入について	53
答弁 織田知裕企画部長	53
〃 川村敬貴税務部長	55
再質疑	56

答弁	福井直文福祉部長	56
〃	税務部長	56
再質疑		57
答弁	税務部長	57
再質疑		57
答弁	税務部長	58
再質疑		58
答弁	税務部長	58
再質疑		59
答弁	税務部長	59
再質疑		59
答弁	税務部長	59
再質疑		60
答弁	税務部長	60
意見		60
委員長の発言		60
答弁	岸田耕司市民病院事務局長	60
意見・再質疑		61
答弁	税務部長	61
再質疑		61
答弁	税務部長	61
再質疑		62
答弁	税務部長	62
再質疑		62
答弁	税務部長	63
〃	福祉部長	63
〃	市民病院事務局長	63
〃	小野正貴教育委員会事務局教育部長	64
〃	横内修水道部長	64
要望・再質疑		64
答弁	税務部長	65
〃	水道部長	65
要望		65
○赤平勇人委員（日本共産党）		66
1 高齢者のごみ出し支援について		66
答弁	高村功輝環境部長	66
再質疑		67

答弁 環境部長	67
再質疑	67
答弁 環境部長	68
要望	68
2 道路維持対策について	68
答弁 佐々木浩文都市整備部理事	69
再質疑	69
答弁 都市整備部理事	69
意見・再質疑	70
答弁 都市整備部理事	70
要望	70
3 福祉館について	70
答弁 福井直文福祉部長	71
再質疑	71
答弁 福祉部長	72
要望	72
4 雪対策について	72
答弁 福祉部長	72
再質疑	72
答弁 福祉部長	73
再質疑	73
答弁 福祉部長	73
要望・再質疑	73
答弁 都市整備部理事	74
再質疑	75
答弁 都市整備部理事	75
要望	75
5 学校修繕について	75
答弁 小野正貴教育委員会教育部長	75
再質疑	76
答弁 教育委員会事務局教育部長	76
要望	76
散会	77
2日目 令和4年9月16日(金)	
開議	78
○藤田誠委員（青森無所属の会）	78
1 病院事業について	78

答弁 岸田耕司市民病院事務局長	78
再質疑	79
答弁 市民病院事務局長	79
再質疑	79
答弁 市民病院事務局長	80
要望・再質疑	80
答弁 市民病院事務局長	80
2 一般市税の収納率について	81
答弁 川村敬貴税務部長	81
再質疑	82
答弁 税務部長	83
要望・再質疑	83
答弁 税務部長	83
3 一般市税の収入未済額について	84
答弁 税務部長	84
再質疑	85
答弁 税務部長	85
意見	85
○丸野達夫委員（自由民主党）	85
1 不納欠損について	85
答弁 織田知裕企画部長	86
2 すみれ寮について	86
答弁 福井直文福祉部長	87
再質疑	87
答弁 福祉部長	87
再質疑	88
答弁 福祉部長	88
要望	89
○万徳なお子委員（日本共産党）	89
1 マイナンバーカード診察券について	89
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	89
委員長の発言	90
再質疑	90
答弁 市民病院事務局長	90
委員長の発言	90
意見	90
2 アメリカシロヒトリなど害虫対策について	90

委員長の発言	90
答弁 坪真紀子保健部長	91
要望	91
3 雪対策について	91
答弁 佐々木浩文都市整備理事	91
意見	92
4 側溝整備について	92
答弁 都市整備理事	92
再質疑	92
答弁 都市整備理事	92
要望	93
5 市営住宅について	93
答弁 清水明彦都市整備部長	93
再質疑	93
答弁 都市整備部長	94
要望	94
休憩	94
再開	94
○中村節雄委員（自由民主党）	94
1 市税、固定資産税、軽自動車税の不納欠損額について	94
答弁 川村敬貴税務部長	94
再質疑	95
答弁 税務部長	95
要望	96
2 高等看護学院事業収益について	96
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	96
3 青森市下水道事業会計普及指導費について	97
答弁 横内修水道部長	97
4 青森市水道事業会計における料金回収率について	97
答弁 水道部長	97
要望	98
5 青森市卸売市場事業特別会計について	98
答弁 大久保文人農林水産部長	98
再質疑	99
答弁 農林水産部長	99
要望・再質疑	100
答弁 農林水産部長	100

要望	100
○神山昌則委員（あおもり令和の会）	100
1 米価下落対策について	100
答弁 大久保文人農林水産部長	101
意見・要望・再質疑	101
答弁 農林水産部長	102
要望	102
2 農林水産費の決算規模について	102
答弁 農林水産部長	103
再質疑	104
答弁 農林水産部長	104
要望	105
委員長の発言	105
3 優良建築物等整備事業及び市街地再開発事業の補助金について	106
委員長の発言	106
答弁 清水明彦都市整備部長	106
意見	107
休憩	107
再開	107
○中村美津緒委員（あおもり令和の会）	107
1 アウガについて	107
答弁 舘山新総務部長	108
意見	108
2 再生可能エネルギーについて	108
答弁 大久保文人農林水産部長	109
再質疑	110
答弁 農林水産部長	110
再質疑	110
答弁 農林水産部長	111
再質疑	111
答弁 農林水産部長	112
再質疑	112
答弁 農林水産部長	112
再質疑	112
答弁 農林水産部長	113
再質疑	113
答弁 農林水産部長	113

意見・再質疑	113
答弁 高村功輝環境部長	114
意見	115
採決	116
閉会	117

1 **開催日時** 令和4年9月15日（木曜日）午前10時～午後4時49分
令和4年9月16日（金曜日）午前10時～午後1時49分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第114号 決算の認定について

（令和3年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算）

議案第115号 決算の認定について（令和3年度青森市病院事業会計決算）

議案第116号 決算の認定について（令和3年度青森市下水道事業会計決算）

議案第117号 決算の認定について

（令和3年度青森市農業集落排水事業会計決算）

議案第118号 決算の認定について（令和3年度青森市水道事業会計決算）

議案第119号 決算の認定について（令和3年度青森市自動車運送事業会計決算）

○出席委員

委員長 館山善也

委員 竹山美虎

副委員長 渡部伸広

委員 山本治男

委員 赤平勇人

委員 中村節雄

委員 奈良祥孝

委員 中村美津緒

委員 橋本尚美

委員 神山昌則

委員 中田靖人

委員 山脇智

委員 軽米智雅子

委員 村川みどり

委員 山崎翔一

委員 小豆畑緑

委員 澁谷洋子

委員 藤田誠

委員 万徳なお子

委員 丸野達夫

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 能代谷 潤 治
教育長 工藤 裕 司
企業局長 鈴木 裕 司
代表監査委員 出町 文 孝
総務部長 舘山 新
企画部長 織田 知 裕
税務部長 川村 敬 貴
市民部長 加福 理美子
環境部長 高村 功 輝
福祉部長 福井 直 文
保健部長 坪 真紀子
保健部理事 千葉 康 伸

経済部長 赤坂 寛
経済部理事 横内 信 満
農林水産部長 大久保 文 人
都市整備部長 清水 明 彦
都市整備部理事 佐々木 浩 文
浪岡振興部長 三浦 大 延
市民病院事務局長 岸田 耕 司
会計管理者 柿崎 哲 男
教育委員会事務局教育部長 小野 正 貴
水道部長 横内 修
交通部長 佐々木 淳

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 遠 嶋 祥 剛
議事調査課課長 山 田 法 人
議事調査課主査 岩 間 憲 仁
議事調査課主査 猪 口 茂 樹

議事調査課主査 木 村 結 衣
議事調査課主査 柿 崎 良 輔
議事調査課主事 北 山 賢 臣
議事調査課主事 笹 雄 貴

1日目 令和4年9月15日（木曜日）午前10時開会

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

初めに私から御報告いたします。山本治男委員より、所用のため、本日の委員会を欠席するとの報告を受けておりますので、お知らせいたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和4年第3回青森市議会定例会の運営スキームに基づき審査を行いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは初めに、今期定例会において、本委員会に付託されました議案第114号「決算の認定について」から議案第119号「決算の認定について」までの計6件の審査の方法について、お諮りいたします。

審査の方法は審査順序表のとおり、議案第114号「決算の認定について」から議案第119号「決算の認定について」までの計6件を一括議題として審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり、一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は、会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月12日に開催された本委員会の組織会の終了後に、質疑者は15人と確認されております。

また、委員の皆様には十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、前年度の事務事業名がついてる場合は事務事業名を、人件費など事務事業名がついてない場合は、決算付属書のページ数及び歳入歳出の款項目を述べていただくとともに、令和4年第3回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関連する内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆様には、質疑の内容をよく把握し、簡潔にして、明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第114号「決算の認定について」から議案第119号「決算の認定について」までの計6件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党の中田靖人です。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連しまして確認していきたいと思います。

質疑に入ります前に、所見を一言述べてから入りたいと思います。

昨日の東奥日報のほうに一面で載っておりましたけれども、日本銀行が9月13日に発表した8月の国内企業物価指数、これが9%の上昇になっていたという記事が載っておりました。前年を上回るというのは、18か月連続でありますけれども、9%上昇した指数の水準は——1980年に大幅な基準改定が行われておりますけれども、単純比較では、1960年の統計開始以降、過去最高を更新いたしました。

様々な要因がありますけれども、大きくは、やはりロシアのウクライナ侵攻、これを受けての資材・資源の価格が高騰しているということでありまして、同時に円安が進行していると。そして、輸入品の価格を押し上げているということが、その主な原因であるということでありました。

この中でも、企業物価指数というのが取り上げられておりますけれども、この企業物価指数というのは、企業間で取引される商品の値動きを対象にした指数でありまして、日本銀行が毎月公表しております。国内向けに生産された商品を調べた国内企業物価指数や、輸入品の輸入物価指数、輸出品の輸出物価指数で構成しております。消費者が購入する物やサービスの価格を調べた消費者物価指数とともに、景気や、それから金融政策を判断する際の重要な指標となるものであります。

そういったものの中で、9%の上昇が一気に起きているということで、このあおりというのは、日本国内の中でも、特に、地方で大きなダメージを受けているという状況であります。

今回、私は、青森市中小企業振興基本条例を改めてひもといってみました。制定されたのは、平成24年ということで、10年前であります。この条例を制定するために、当時、私も横浜市の方に行って、日本全国で制定されている先進都市を訪問して、勉強して、そして参考にさせていただいて、条例をつくって、それで議員提案という形で条例を提案して、全会一致で可決したという経緯があります。

10年前は、もう大変厳しい地方経済の状況でありましたが、今、この新型コロナウイルス感染症がまだばっこしている世界の中で、特に青森市は、大変厳しい状況を強いられていると。そして、同時に、先ほども言ったウクライナ侵攻に伴う様々な価格高騰のあおりを受けて、市内の企業というのは、大変厳しい経営を強いられているという状況にあります。

そういった中で、地方を預かる自治体が果たす役割というのは大変大きくなってくるのかなど。民間の活力をしっかりとサポートしていくためにも、青森市が果たす役割というのは大変大きいのかなというふうに思います。

そこで、質疑に入っていきたいと思います。青森市中小企業振興基本条例を踏まえた取組について質疑していきますけれども、市内に本社がある中小企業の振興のため、青森市ではどのような取組、施策を実施しているのか、その内容をお示しただけですでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）青森市中小企業振興基本条例を踏まえた取組についての御質疑にお答えをいたします。

青森市中小企業振興基本条例は、本市経済における中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって本市経済の健全な発展並びに本市における雇用の場の創出及び市民生活の安定向上に寄与することを目的に、平成24年第2回市議会定例会において、議員提出議案により全会一致で制定されたものであります。

御質疑のこの条例を踏まえた本市の主な取組といたしましては、1つには、経営の革新を促進するための取組として、創業及び前向きな取組並びに雇用の創出を行う中小企業者に対する県融資制度との協調支援、新商品・新サービスの開発や販路拡大への支援、経営に関する豊富な知見を有する支援人材により、一貫した事業者支援を行う経営の相談窓口の開設などを実施しております。2つには、経営基盤の強化を促進するための取組として、地場産業の育成振興のための設備投資への融資、中小企業者等で組織する組合とその組合員の資金調達の円滑化を図るための融資及び助成、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている市内中小企業者に対して、事業所・店舗の運営に必要な経費の一部助成などを行っております。3つには、市が行う工事等の発注に係る、本市に本店または主たる事務所を有する市内中小企業者の受注機会の増大に関する取組として、市内中小企業者の受注機会の増大を促すための市内各部等に対する周知、指名競争入札、見積競争及び一般競争入札において競争性・公平性及び品質確保が図られる場合の指名や参加資格について市内本店事業者を優先した選定を行っております。4つには、指定管理者の選定における市内中小企業者の参入機会の増大に関する取組として、指定管理者の選定基準における市内本店事業者に対する加点項目の設定、共同企業体で応募する場合の構成員への市内本店事業者を含めることの義務づけを行っているところであります。

本市といたしましては、本条例の趣旨を踏まえたこれらの取組により、今後も市内中小企業者の振興に努めてまいります。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 答弁ありがとうございました。市としては、市内中小企業事業者の振興に向けた具体的な取組をこれからもしていくと。これまでもしてきたし、こ

れからもしていくということで、中小企業振興基本条例というのは、理念条例でありますので、具体的に何かしなかったら、罰則があるというものでもありません。ただ、市の共通した方向性といいますか、思いを発信していくための基本となる理念条例であるということでもあります。そういった意味では、青森市が、率先垂範といいますか、自らの、市の発注の仕事については、しっかりとこの条例にものつとった形で、発注については配慮していくということが必要になってこようかなというふうに思います。

その中で、令和3年度の本市発注工事における市内中小企業者の受注状況をお示しく下さい。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市内中小企業者の受注状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和3年度の本市発注工事における市内中小企業者の受注状況につきましては、予定価格130万円を超える契約件数は全体で294件、このうち、市内中小企業者の契約件数が274件、割合は93.20%となっております。また、契約金額は全体で82億6142万7423円で、このうち、市内中小企業者の契約金額が79億2636万1725円で、割合は95.94%となっております。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の答弁で、契約金額は全体で82億6142万7423円で、そのうち、市内中小企業者の契約金額は約79億2000万円ということで、95.94%ということで、全体のうちの90%以上を青森市内の事業者が落札しているということでありました。

それでは、次の質疑に移りますけれども、今の答弁中でもありましたが、令和3年度の本市発注工事において、青森市以外、また、青森県以外の業者に発注した理由をお示しく下さい。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 市外・県外業者への発注理由についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和3年度の本市発注工事において、市外・県外業者に発注した案件は20件あり、そのうち、12件が1者との随意契約で、残りの8件が競争入札となっております。

1者との随意契約につきましては、例えば、八重田浄化センターの合流汚水ポンプインバーター盤の改良工事など、修繕をしようとする構造物がメーカー固有の特殊な機能・構造を有する場合に、特定の企業以外に施工できる業者がないときは市外・県外業者に発注しております。また、競争入札におきましては、市内中小企業者による入札を基本としているものの、例えば、八重田浄化センターの中央監視制御整備改築工事など（発言する者あり）すみません、申し訳ありませんでした。中央監視制御設備改築工事など、技術的難度が高く、市内中小企業者の入札参加が

見込めない案件や市内業者が極端に少ない業種の案件につきましては、工事の品質及び競争性を確保するため、市内中小企業者に加え、市外・県外業者も入札に参加できることとしているものであります。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。今の答弁の中で分かりましたけれども、八重田浄化センターを引き合いに出されておりましたけれども、修繕をしようとする構造物がメーカー固有の特殊な機能だったり、構造物、こういったものの場合には、特定の企業以外に施工できないということで、青森市外・県外業者になると。もう1つは、特殊な技術を要するもの、こういったものも、そういった市外・県外業者になるということでありました。理解しました。

それでは、次に、過去3年間の本市発注工事のうち、予定価格が1億円以上の案件及び市内中小企業の受注状況をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 1億円以上の市発注工事についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和元年度から令和3年度までの本市発注工事のうち、予定価格が1億円以上の案件は、令和元年度は、契約件数が全体で15件で、このうち、市内中小企業者の契約件数は14件、割合は93.33%、契約金額では、全体で71億4708万5628円で、このうち、市内中小企業者の契約金額は70億7008万5628円、割合は98.92%、令和2年度は、契約件数が全体で15件で、このうち、市内中小企業者の契約件数は10件、割合は66.67%、契約金額では、全体で25億6146万円で、このうち、市内中小企業者の契約金額は13億9350万2000円、割合は54.40%、令和3年度は、契約件数が全体で23件で、このうち、市内中小企業者の契約件数は22件、割合は95.65%、契約金額では、全体で57億6499万7896円で、このうち、市内中小企業者の契約金額は56億2199万7896円、割合は97.52%となっております。

なお、令和2年度の割合が著しく低くなっているのは、下水道施設の改築工事など、5件の工事について、いずれも一般競争入札に付しているものであります。工事の技術的難度が高く、市内中小企業者の入札参加が見込めない案件であったことから、市外・県外業者も対象に入札を行ったところ、その結果、全て県外業者が落札したためであります。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 令和2年度の契約の割合が、突然どんと下がった理由のところでは、工事の技術的な難度が高いということで、市内業者がこれに入札しなかったんですかね。入札が見込めないということで、入札を行って、県外の事業者が落札したという経緯で、この年だけ、パーセンテージがこのようになったということでありました。

通年を通して、いろいろ過去を見てみても、90%以上で推移しているというので、

青森市の発注状況としては、青森市内の事業者に配慮する形で、受注機会の増大を図っているということは言えるのかなと思います。

それでは、次の質疑に行きますけれども、本市発注工事における下請や資材の調達に当たり、市内中小企業者の受注機会の増大を図るための市の取組及び他都市の取組の事例もお示しいただけますでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 下請合いや資材の調達に当たっての取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、工事を発注するに当たり、工事を下請合いに付する場合や使用する資材を調達する場合には、可能な限り地元企業を活用するよう、特記仕様書に明記しているところであります。

なお、他都市では、本市同様、特記仕様書に同様の内容を明記している自治体があるほか、入札公告やホームページ、契約締結時に要請文書を手渡すなどして、地元企業の受注拡大に努めている自治体もあると承知しております。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 本市同様に、他の都市では特記仕様書に明記していると。地元企業の受注拡大に努めるようにしていただきたいということで、特記仕様書というところでメッセージを送っているということでありました。

青森市としては、市発注の仕事についていえば、そういった形で、ある程度、青森市内の事業者の受注機会を増やすようにしていると。それから、大きい仕事にしても、分離発注なりして、なるべく受注がしやすいような配慮していくということであったかと思えます。

市役所の他にも、青森市内では、民間事業の再開発も含め、様々な事業が民間事業でもあります。そういった中においては、これは民間事業なので、そこに市が配慮、関与するとすれば、例えば、大口の何かが来た時に、市のメッセージとして、なるべく青森市の事業者を使っていただけのようにお願いしたいということのメッセージは、これからも送っていただきたいというふうに思います。

それで、今定例会ではなくて、10月の我々の選挙が終わった後の12月議会の辺りで提案されるようでもありますけれども、青森市内の市の施設の指定管理、これについて多数出されるというようなことを聞き及んでおります。これについても、可能であれば、青森市内の事業者がしっかりと中に入っていけるような考えを持っていただきたいなというふうに思います。

記憶の中では、先ほど言った10年前の青森市中小企業振興基本条例が、我々、議会のほうで自由民主党が主導する形で提案をして、出した理由の一つには、その当時の指定管理で、JVだったんですけれども、中央の大手が入ってきて、青森市内の施設の指定管理を軒並み落札していたというのが続いた時期がありました。それで、このままでいいのかという危機感の中で、この青森市中小企業振興基本条例を

制定した経緯があります。10年前になっているので、ちょっとその事情が分かっていない議員の方もいらっしゃるかもしれませんが、その記憶があります。

それで、先ほど来、話しているとおりの、あの時よりも、10年前よりも今は大変厳しい状況になっている中では、やはりある程度、青森市が牽引していくところにおいては、適正な——何だろう、選定というのは、これはもちろんしなくてはなりませんけれども、ただ、そこの配慮というのは、これからも継続してやっていただきたいということを要望して、この項については終わりたいと思います。

続きまして、款は事業費、項は営業費用、目は運転費から質疑していきます。市営バスです。市営バスの固定費について確認していきたいと思います。

市営バスの固定費のうち、燃料費に係る軽油費の過去5年間——平成29年度から令和3年度までにおける軽油費の実績と1車両当たりの燃料費をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 中田委員の過去5年間の軽油費の実績についての御質疑にお答えいたします。

過去5年間——平成29年度から令和3年度までになりますけれども、市営バスに係る軽油費の実績につきましては、平成29年度は約1億5057万円、平成30年度は約1億7088万円、令和元年度は約1億6534万円、令和2年度は約1億3336万円、令和3年度は約1億7006万円となっており、令和3年度は令和2年度と比較して約3670万円の増加となっております。

1両当たりの軽油費の実績につきましては、平成29年度は車両数が141両で1両当たりの年間軽油費は約107万円、平成30年度は車両数が141両で約121万円、令和元年度は車両数が141両で約117万円、令和2年度は車両数が141両で約95万円、令和3年度は車両数が140両で約121万円となっており、令和3年度は令和2年度と比較して約26万円の増加となっております。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ありがとうございます。

持ち時間がちょっとなくなってきましたので、ちょっと——今、御答弁いただきましたけれども、車両台数は141両か140両で、1車両減っているだけであるということでありました。第一期経費の固定費ですね、軽油費の実績については、約3670万円が、この4年間で増えているということです。そして、1車両当たりで見ても約26万円が年間で増えていっているという状況であるということでありました。

今、この燃料代が大変高騰しているという中であっては、市営バスの経営が大分逼迫していく1つの要因にもなりかねない状況なのかなと。例えば、青森市内の運送事業者からも、大分大変だと話を聞きます。ガソリンからディーゼルにしても高くなっているから、その経費の部分で大分厳しい状況になっているということでした。政府も介入して、ある程度、抑えるようにはしていますけれども、それにしても、

やはり高くなってきているという状況は今後も継続するのかなど。その中であって、やはり1つ考えなくてはいけないのかなと思うのが、やっぱり、EV車なり、脱石油です。こういったことも視野に入れていかななくてはならないんじゃないのかなというふうに思います。

8月の頭に、私の元に、渋谷進さんという方から、ちょっと要望がありました。市営バスのEV化というのを、ちょっと検討してみないですかと。それで、それは、宇都宮市のほうの関東自動車というところが全車両をEVにするということで、決定したそうであります。それで、公営企業という形で、市民サービスの一環として、バスを経営しているというのは、私は、ちょっと勉強不足だったかもしれませんが、東北の中では、仙台市と八戸市と青森市だけだと。他のところは全て、民間事業者に全て委託しているということは、それだけ逆に、その経営が厳しい中で、民間委託をせざるを得ないという実情があろうかと思えます。

青森市の市営バスは、歴史も長い中で、公営企業として、いまだに経営をしていっていると。その中であって、固定費というところでの燃料代というのは、長い目で見たときに、やはり試験的に導入してみて、どれだけの効果があるのかというところを測ってみるといのは、ひとつ検証してみてもいいのかなというふうにも思います。それなりのイニシャルコストはかかるかもしれませんが、しかし、今後も、公営企業として、青森市営バスを残していきたいというビジョンをお持ちなのであれば、試験的に導入してみるということも、ひとつ検討してみて、それでそれが、ある意味、市のメッセージとして、カーボンニュートラルの中で、青森市はこういうふうな取組をしておりますということの発信の1つの材料になるのかなというふうにも思います。

この件については、これから、市営バスの方で検討していただきたいということ要望して、私のほうからの質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 あおもり令和の会、澁谷洋子です。よろしく申し上げます。

初めに、健康の森花岡プラザについてお伺いいたします。

健康の森花岡プラザについて、過去5年間の利用実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 澁谷委員の健康の森花岡プラザの過去5年間の利用実績についてお答えいたします。

健康の森花岡プラザは、浪岡地域の有する豊かな自然環境の下で、市民の保養及び健康づくりの推進を図るとともに、温泉の利用を通じた市民の交流を促進するための施設として、平成27年4月に供用を開始しております。その後、平成30年度からは、隣接する花岡農村環境改善センター及び花岡公園を含む3施設を指定管理者による一括管理とすることにより、効率的な管理運営を行っております。

施設の1階には浴場施設があり、地区住民はもちろんのこと、近隣の市町村の方にも多く御利用いただいているほか、入浴後の休憩スペースとして活用いただいている大広間、入浴される方以外にも広く貸し出ししております市民交流室を設置しております。また、2階には、全長65メートルのウォーキングコースのほか、トレーニングマシンを備えたトレーニングルーム、さらには、ヨガやダンス等に御利用いただけるフィットネスルームを備えた健康づくりフロアを設置しており、市民の保養と交流の場として、また、市民の健康増進を図るための施設として、幅広い世代の方に御利用いただいているところであります。

お尋ねの平成29年度から令和3年度までの過去5年間の利用者数及び利用料金収入の実績といたしましては、平成29年度は、浴場施設等が6万6109人、健康づくりフロアが3090人の計6万9199人で、利用料金収入は2148万2700円、平成30年度は、浴場施設等が7万2123人、健康づくりフロアが3184人の計7万5307人で、利用料金収入は2万3061万2920円、令和元年度は、浴場施設等が7万8099人、健康づくりフロアが4079人……(発言する者あり)失礼しました。平成30年度からもう一度、すみません、数字を間違って読みましたので、もう一度お願いします。

〔澁谷洋子委員「2万円しかないかと思ったじゃん」と呼ぶ〕

○三浦大延浪岡振興部長 えっ。

〔澁谷洋子委員「2万円しか……」と呼ぶ〕

○館山善也委員長 静かにして。

〔澁谷洋子委員「はい、すみません」と呼ぶ〕

○三浦大延浪岡振興部長 平成30年度は、浴場施設等が7万2123人、健康づくりフロアが3184人の計7万5307人で、利用料金収入は2361万2920円、令和元年度は、浴場施設等が7万8099人、健康づくりフロアが4079人の計8万2178人で、利用料金収入は2614万4330円、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月25日から5月31日までの37日間にわたり、施設を閉館したことなどもあり、浴場施設等が6万2414人、健康づくりフロアが3052人の計6万5466人で、利用料金収入は2101万1060円、また、令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、9月1日から9月30日までの30日間、翌年1月20日から2月28日までの40日間の合計70日間にわたり、施設を閉館したことなどもあり、浴場施設等が5万4970人、健康づくりフロアが2613人の計5万7583人で、利用料金収入は1874万570円となっております。

○館山善也委員長 澁谷洋子委員に申し上げます。

質疑の際は事務事業名、款項目などを述べていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございました。

次に、過去5年間の修繕実績をお示しください。

○館山善也委員長 澁谷委員、事務事業名と款項目をお願いいたします。

○澁谷洋子委員 すみません。3款民生費1項社会福祉費10目保養センター費、健康の森花岡プラザについて。

再質疑です。過去5年間の修繕実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 過去5年間の修繕実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

花岡プラザにおける過去5年間の修繕件数及び金額につきましては、平成29年度は、上水受水槽、給水管、電気ヒーターの交換・修繕や女子気泡風呂用ジェットポンプ修繕など4件で、合計金額は28万514円、平成30年度は、井水用給水加圧ポンプ修繕や井水用給水管凍結解氷作業など4件で、22万5353円、令和元年度は、女子脱衣所照明LED取替え修繕や男子一般浴槽排水管用修繕など5件で、30万7328円、令和2年度は、女子脱衣所エアコン薬品洗浄や男子浴場室内機修繕など5件で、25万7900円、令和3年度は、源泉開閉用ボールバルブ修繕や上水用水槽電極取替え修繕など5件で、21万9802円となっております。

今後におきましても、浴場施設はもちろんのこと、利用される方々が施設を安全かつ安心して利用できるよう、指定管理者との連携を密にしながら、適切な管理に努めますとともに、設備等に不具合が生じた場合には速やかに修繕を行ってまいります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 施設を安全に利用していただく。市民により利用していただく。それについて、バルブ、ポンプの修繕費用が毎年かかってくると、お風呂のお湯は潤沢に出ているんですか。はい、お願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、現時点で、源泉については、支障なく皆さんに御利用いただいているところでありまして、温泉の運営には支障ないところであります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

次の再質です。

花岡プラザは浪岡地区にあって、地区住民はもちろんなんですが、近隣の市町村からの利用もあって、憩いの場であることは、私もずっと認識をしていたんですけども、その施設を利用するに当たって、健康増進においても重要な設備を整えている場所だということで、施設利用者の増に向けて、指定管理者の方はどのような対策を講じていらっしゃるでしょうか。お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 指定管理者による利用者増加対策についての再度の御質疑にお答えします。

利用者の増加を図るための対策といたしまして、指定管理者におきましては、外部から運動指導士を招いての個別相談や運動教室を年6回、津軽三味線やギター、琴などの楽器演奏者を招いた無料コンサート、花岡プラザまつりなどのイベントを実施、施設利用者や地域住民と連携した清掃ウォーキングなど、様々な自主事業に取り組んでおります。

なお、これらの自主事業に参加された方々からは、大変よかった、今後もこのようなイベントを継続してほしい、実施回数をもっと増やしてほしいなどといった声が多く聞かれているところであります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ここの浴場の上に運動施設があります。その運動施設は、グリーンのところが歩くロードです。それは、半分景色を見て歩けますが、半分は階段を見て歩かなきゃいけないところで、何を楽しんでウォーキングをすればいいのかなと私は考えました。

そして、機械があります。機械は、自転車を漕ぐときは豊かな森を見ますが、アメリカシロヒトリがつく桜の木が、この施設の後ろには2本も3本もあるので、緑が増える時期になると毛虫で木が傷んでしまう、そんな現状があつて、この景観を改善すると、この健康増進を目的に来る方というのは、もっともっと増えるんじゃないかと思いますが、浪岡振興部長はどのようにお考えになりますか、お示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

私の方で、今、実は花岡公園内にある、その花岡プラザなんです、その園内の樹木の管理については、我々都市整備課で行っているところでありますが、今まで、アメリカシロヒトリでしたか、そちらの被害が増えているというところについては、ちょっと、報告いただいております。今後、その状況を確認した上で、対策を講じてまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。ぜひ、害虫駆除に期待をして、利用者が増えることを望みたいと思います。

次に、先ほど答弁がありましたとおり、指定管理者は3施設を一括管理をしていると思います。そのうち、花岡公園の過去5年間の利用実績をお示ください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 花岡公園の過去5年間の利用実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

健康の森花岡プラザに隣接する花岡公園は、昭和50年度に廃校となりました旧女鹿沢中学校跡地に、昭和59年度に都市公園として整備したものでありまして、園内には、多目的に使用できる芝生広場や自然観察できる園路、また、テントを設営す

ることができるキャンプスペース等を有しております。

花岡公園の利用実績につきましては、芝生広場におきましては、主に地区住民の憩いの場として活用されておりますほか、地域のイベント等で使用する場合には許可申請が必要となっております、その申請件数についてお答えいたします。

平成 29 年度は 9 件、平成 30 年度は 7 件、令和元年度は 4 件、令和 2 年度は 1 件、令和 3 年度はゼロ件となっております。また、キャンプスペースにつきましては、市内外の多くの方々に御利用いただいております、平成 29 年度は 6 件、平成 30 年度は 14 件、令和元年度は 22 件、令和 2 年度は 294 件、令和 3 年度は 717 件と右肩上がりです。利用件数が伸びている状況であります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

今は、お一人様キャンプというのが大変人気が出てきて、モヤヒルズも、その利用客というのがどんどん増えてきているというお話を聞きました。浪岡の、この花岡プラザのところも、利用客が増え続けているということで、そこを管理しているところに従事している職員の方々も、大変嬉しそうにお話をしていたのを聞いたんですけれども、ここで 1 つ、利用客が増えると、女性であっても男性であってもお一人様です。特に今は、お一人様キャンプで、女性の一人キャンプの防犯という意味では、とても対策を講じなければいけなくなってきたような利用状況も、各地で見られるようになりました。

そこで、この花岡プラザでは、今後、利用客が増える見込みがあるでしょうから、それに対してどのように対策を講じていくのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 再度の御質疑にお答えいたします。

キャンプ場の利用については、そもそも、テントを張る前に受付とか、実は、しているわけではなくて、先ほど申し上げた件数自体は、花岡プラザの職員が毎日、宿泊しているテントが張っている件数を集計しての数値であります。

そこで、お一人様の女性の方の防犯対策ということで、ちょっと、今までそういうところの視点で検討したことが、実は、ありませんでした。今後、担当部局の中で、ちょっと、いろいろそこについては考えてまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 私の友人から相談があったんです。一人キャンプを自分のストレスの発散の一つとして始めた友人が、十和田市のキャンプ場に行った際に、管理者がいてくれるので、一声かけて、女性 1 人です、私 1 人でキャンプに来ましたという声をかけておけば、万が一、何かがあったとき、その場で対策を講じてくれるという方がいるだけで安心してキャンプを楽しむことができるんだという話を言われたときに、花岡は温泉がある、なおかつ、景色もよく、キャンプ場としては利用しやすいんだという中で、不安要素の一つに、自分が 1 人で来たときに、誰も見てく

れる人がいなければ、助けはどこに求めたらいいんでしょうかという相談があったので、今回、花岡プラザについてお伺いしてみました。

最後の質疑で、向かいにある建物——花岡農村環境改善センターの過去5年間の利用実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の花岡農村環境改善センターの利用実績についての再質疑にお答えいたします。

花岡農村環境改善センターは、農業経営及び農家生活の改善・合理化、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するための施設として、平成5年6月に供用を開始しております。

施設の概要であります。1階には洋室である多目的ホールがあり、地区住民はもちろんのこと、指定管理者による自主事業の参加者等において御利用いただいているところであります。また、2階には、調理実習室、農事研修室等があり、農業者団体や地区住民の会議など、健康増進や交流の場として御利用いただいております。

平成29年度から令和3年度までの過去5年間の利用者数及び使用料金収入の実績であります。平成29年度につきましては、利用者数が1671人、使用料金収入は8万3218円、平成30年度につきましては、利用者数が2463人、使用料金収入が19万960円、令和元年度につきましては、利用者数が2390人、使用料金収入が20万6220円、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月1日から5月31日までの61日間にわたり、施設を閉館したことなどから、利用者数が803人、使用料金収入が4万1714円となっております。また、令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、9月1日から9月30日までの30日間と、1月20日から2月28日までの40日間の2回、合計70日間にわたり、施設を閉館しましたことから、利用者数が1148人、使用料金収入は9万7903円となっております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

すみません、この施設なんですけども、この環境改善センターは、私は集会でしか利用したことがないんですが、このセンターは、運動することは可能な施設なんでしょうか、お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の花岡農村環境改善センターについての再質疑にお答えいたします。

花岡農村環境改善センターにおきましては、指定管理者によります自主事業といたしまして、ダンス教室でありますとか、裂き織体験——運動ではありませんが、そのような自主事業を実施されております。

なお、平成30年度におきましては、ダンス教室を3回開催し、延べ23人に御参加いただいております。また、令和元年も同じく、教室を3回開催し、延べ22人に御参加いただいております。なお、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できておりませんが、令和3年度につきましては、運動ではありませんが、裂き織体験会を開催し、延べ28人に御参加いただいている状況であります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 よく分かりませんが、多分、運動はできますよね。この場所は、健康増進を図る場の施設だという目的で、健康増進につながる施設が外だったり中だったり、いろいろ、年間を通して使えるんですよというためにある、この健康の森花岡プラザだと私は認識しています。どの施設も役所の機能を持った施設なので、恐らく休みになると、体を持って余す小さな子どもたちが使えばよかった、大人の方が自分たちの趣味の場で使えばよかったというので、いろいろ対応できれば、もっともっと利用者の増進に繋がるのではないのかなと思いますけれども、現状でいくと、お風呂がメイン、2階の健康増進センターはその次というふうになっているので、ここが均等になれるように、もっともっと利用増進、健康を維持しましょう、動きましょうというふうに、何かこうPRを考えていくべきなんじゃないのかなというのも、一つ、私の思いではあります。なので、利用者増進に積極的に取り組むためにも、来期に向けて、何かPRを1つ考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。これについては以上で終わります。

次は、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、まちづくり寄附制度推進事業について質疑いたします。

青森市ふるさと応援寄附制度における過去3年の寄附実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 澁谷委員からの過去3か年の寄附実績についての御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、生まれ故郷やお世話になった地域へ寄附を通じて、ふるさとへの恩返し、ふるさとへ貢献することができる制度として導入され、個人が寄附をした場合は、住民税や所得税の控除を受けることができるとともに、本市においては、1万円以上寄附をされた方に対し、寄附金額に応じて、返礼品をお選びいただけることとなっております。

寄附をされた方へお送りする返礼品につきましては、市内で生産、製造または加工された地場産品であることや、寄附金額に対する返礼割合を3割以下にすることなど、総務省発出の全国統一的な基準を遵守することとされております。

本市におきましては、これらの基準を遵守し、全国の多くの皆様に寄附先として本市をお選びいただけるよう、提供事業者の皆様から、魅力ある地場産品の御提案を頂き、返礼品の充実と寄附制度のPRに努めております。

委員お尋ねの過去3か年の寄附実績であります。令和元年度、令和2年度及び令和3年度の寄附件数及び寄附金額につきましては、令和元年度は、1万8533件で、3億4957万6155円、令和2年度は、4万317件で、5億496万2401円、令和3年度は、4万9025件で、6億1844万9117円となっております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

過去3年で寄附実績が増加していました。その要因は何が一番だとお考えになりますか、お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 寄附増加の要因についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、1万円以上を寄附された市外にお住まいの個人の方に対し、返礼品として、本市の魅力をPRする特産品を進呈しております。返礼品につきましては、4月、8月、12月の年3回、定期的な見直しを行い、新しい商品を取り入れているほか、果物などの季節商品は旬な時期に適宜追加する一方、取扱い数が少ない商品につきましては入替えを行うなど、年間を通して、より魅力的なラインナップとなるよう、随時、見直しを行っております。

返礼品の主なものとしたしましては、リンゴ、米、サクランボなどの農産物をはじめ、ホタテや魚卵の水産加工品、牛肉、豚肉、鴨肉の畜産加工品、津軽びいどろや藍染め製品、津軽塗製品などの工芸品、県産食材を活用した洋菓子・和菓子などとなっております。

寄附増加の要因につきましては、返礼品の取扱い品目数を、令和元年度は153品目、令和2年度は226品目、令和3年度は327品目と、ラインナップを増やしつつ、特に返礼品として人気の高いリンゴにつきましては、ラインナップ数に加え、在庫数を増やし、予約商品として早い時期から受付を開始するとともに、このほか、農産物、水産加工品、畜産加工品及び工芸品など、提供事業者の御協力のもと、本市の魅力ある様々な返礼品の充実を図ったことが、寄附の増加につながったものと考えております。

また、令和3年度は、ふるさと納税を簡単に行うことができるインターネットサービスであるポータルサイトを拡充し、令和2年度までは、「さとふる」、「ふるさとチョイス」の2件のポータルサイトで寄附の申し込みを受付しておりましたが、新たに、「楽天」、「ふるなび」及び「ANA」の3件を加えた計5件のポータルサイトで寄附の申し込みを受付しており、全国の皆様に対し、寄附がしやすい環境を整えたことも寄附の増加につながったものと考えております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

私がこの質疑をし始めて、今回が2回目なんですけれども、確かに、商品の入替

えラインナップを図るという意味では、とても職員の皆さんが苦慮して、いろいろ工夫していることも分かりました。それも見ました。

でも、私は、これをさらに良くしようとするのであれば、やはり一番は、見栄えだと思います。それと、今はおまけが、特典が、何がいいかなという目線でも、皆さんがこの寄附制度というのを、より多く利用する価値があるところに目を向けていくというのが、私の周りにはそういう方が結構多くて、おまけは何というので、とにかく選んでいる。女性の方は特に多いです。そういったところもニーズに応えるように、これからの取組の一つとしてやっていただければと思います。

そこで、今年度、寄附金増加のために、どのような取組をこれからしていくのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 寄附金増加のための取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和4年度の寄附金増加の取組といたしましては、申込みの6割程度を占めるリンゴの在庫数をより多く確保すること、リンゴや米の定期便を増やすこと、水産加工品のラインナップ数を増やすこととしております。

令和4年度において取り扱っている品目につきましては、令和3年度と比較いたしますと、リンゴは定期便を含め、71品目から182品目に増、在庫数につきましても、寄附申請件数にして約1万5000件分を新たに確保したほか、米の定期便は4品目から8品目へ、ホタテ、魚卵などの水産加工品は50品目から62品目へ増やしており、令和4年度の返礼品の品目総数は、令和3年度と比較して178品目増の505品目となっております。また、返礼品の充実を図るため、市のホームページで事業者や生産者の皆様に対し、返礼品の新規提案を募集しているほか、今年度に登録いただいている計89事業者等に対し、関係部局と連携し、個別に直接働きかけ、積極的に返礼品の新規掘り起こしを行っております。

市におきましては、提供事業者が返礼品のポータルサイトへの登録から提供までの手続きがスムーズに行えるよう、寄附者の方の目に留まるような返礼品の画像掲載も含めて、青森市ふるさと応援寄附制度運用業務を委託しております株式会社さとふると共に、サポートに努めております。

また、本年8月からは、全国の皆様がより寄附のしやすい環境を整えるため、「さとふる」、「ふるさとチョイス」、「楽天」、「ふるなび」及び「ANA」の5件のポータルサイトに加え、新たに「a u P A Y ふるさと納税」のポータルサイトを追加し、計6件のポータルサイトで寄附の受付を行っております。

このほか、青森市ふるさと応援寄附制度のPRにも努めており、本市のホームページに返礼品のカタログを掲載して返礼品を紹介しているほか、制度の概要を掲載したリーフレットや返礼品のカタログを東京、名古屋、大阪などにある全国の青森県人会や、東京の「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」、大阪の「青森・岩手ええもんショッ

プ)、福岡の「みちのく夢プラザ」といったアンテナショップに配付しているほか、本市が参加する首都圏のイベント等でも配付し、全国の皆様へPRを行っております。

さらに本年は、3年ぶりに開催しました青森ねぶた祭に寄附制度ののぼりを持って参加し、PRを行いました。

市といたしましては、引き続き、返礼品の拡充を図りながら、本市に対し全国の皆様から、なお一層の御支援をいただけるよう、寄附制度のPRに努めてまいります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 私がいつも悩むのは、この付加価値のある商品づくりです。事業者に対して、どれだけ付加価値のある商品を作ってほしい、魅力ある商品を開発してほしいという思いを、この青森市役所のほうで伝えていく上で、一番難しいところが、事業者にとっての付加価値と青森市役所にとっての付加価値の違いだと思います。その違いを埋めていくために、このふるさと返礼品の商品開発に向けて、事業者支援というのはなくてはならないところだと私は思いながら、この質疑をしているんですが、ふるさと納税制度は、本市の事業者にどのように寄与して、地域にどう貢献しているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 事業者への寄与及び地域貢献についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、国の基準に基づき、市内で生産されたもの、市内で原材料の主要な部分が生産されたもの、市内で製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行っているものを、ふるさと納税の返礼品として進呈しております。

市内の農地で生産されましたリンゴ、米、サクランボなどの農産物のほか、市内の加工場で製造されました水産加工品や畜産加工品など、事業者や生産者から提案いただきました返礼品を、寄附を受け付けるポータルサイトに掲載し、全国の皆様に広くPRし、お届けすることで、市産農林水産品などの地場産品の販売拡大につながっているものと考えております。

また、市では、新たな返礼品の掘り起こしにも力を入れており、ふるさと納税の返礼品として新たに製品化されたものが全国の消費者にPRされることは、新たな地域資源の活用にもつながっております。ふるさと納税の事業を通して、本市の特産品の魅力が全国の皆様に広がることで、観光客の誘致にもつながり、地域経済の活性化が期待できるとともに、地場産品の販売量の増加が、市民の皆様に対する商品のPRとなり、ひいては地産地消にも貢献していくものと考えております。

市といたしましては、ふるさと納税につきましては、地域活性化を促す一つのツールと考えており、引き続き、事業者や生産者の皆様に対し、返礼品の提案について積極的に働きかけ、返礼品の充実を図ってまいります。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

私も、この返礼品について、各事業者のほうを回りました。私は食品会社なので——だったかな——食品会社が、自分の周りには多いので、食品会社に向けて、付加価値ある商品を作るために、一緒に考えていただけませんかと言った時に、皆さんから必ず一番最初に来る返事が、市役所の仕事だよねというところで一步引かれます。それは何ですかと言うと、まず、手間がかかる。そして、よく仕組みが分からない。やっぱりこの2つというのは、永遠の課題であると思います。そこをもう少し柔軟性を持って対応していただきたいというのは、前回の質疑のときにお願ひしたんですが、やはり、それはまだまだ周知がされていないという部分も含めて、今回もまた、取り組んでいただきたいというところの一つにしたいと思ひまして、お願ひとさせていただきます。

これについては以上なんですけど、私の個人的な意見としては、この寄附金は、3年上がり続けて、4年目もまた上がるでしょう。ネットでポチポチしながら買い物するというのは、このコロナ禍においては、ある事業の中では結構な利用客、利用頻度があると思います。その寄附金の使い道の一つとして、先ほど話しました花岡プラザの、だだっ広い公園の、あの芝の上に、遊具を1つつけていただきたいと思うのが私の意見なんですけれども、副市長はいかがでしょう。

公園なんですけど、遊具がないんです。トイレは確かにありました。でも、この遊具を1つつけることによって、健康増進施設の花岡プラザの利用価値をもっと上げることができるんじゃないかと思うんですけど、どのようにお考えになりますか。副市長、お願ひします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。副市長。

○能代谷潤治副市長 御指名でありますので、澁谷委員の花岡プラザへの遊具についての御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど、花岡プラザ、花岡公園も含めました運営につきましては、浪岡振興部長からお話がありました。公園として広く整備されている中でありまして。今までのその使用の方法、いわゆる運動の広場として、また、キャンプの御利用、あるいは、いろいろな催事という中での、今、利用のされ方をしております。

そこへの遊具の設置というふうな、御提案といひますか、御意見でありましたけれども、その利用実態を踏まえた上で、その辺は、今後、検討していくべきことだと思ひますが、実際、今のその使い方の中で、十分に市民の皆様が御満足されているような内容でありますと、やたら、その遊具を設置して使用を制限してしまうとか、そういうふうなことがあってはいけないこともまた、一方ではあると思ひます。そのようなことを踏まえながら、広場の在り方というのは考えていきたいというふうにお願ひしております。答えになっておりますでしょうか。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 お答えいただきましてありがとうございました。

ぜひ御期待を申し上げて、注視したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質疑に入りたいと思っております。

市場の決算について、令和元年度から令和3年度の工事請負費と維持修繕内容の決算額をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の青森市中央卸売市場におきます令和元年度から令和3年度までの工事請負費と維持修繕料についての御質疑にお答えいたします。

青森市中央卸売市場におきます令和元年度の工事請負費といたしましては、国のフロン対策により、冷媒として使用しているフロンの国内製造が全廃されることを受け、フロンを使用している青果低温倉庫及び花卉棟の低温設備改修工事を行ったほか、トラック等の走行により著しい劣化が生じております水産棟南側及び水産冷蔵庫棟南側の場内通路舗装工事を実施し、その決算額は1億5809万101円となっております。また、維持修繕料といたしましては、令和元年度で有効期限が切れます電力検針用メーター121台の取替え工事や、市場内事業者の事務室内の排水管の詰まりを解消するための青果棟排水管修繕工事など46件の修繕を行い、決算額は1072万4540円となっております。

次に、令和2年度であります。工事請負費といたしましては、令和元年度に引き続き、青果低温倉庫低温設備改修工事を実施したほか、経年劣化により、側溝の蓋が落下する恐れがあったことから、青果低温倉庫西側側溝の改修工事を実施しております。また、屋根からの雨漏りにより、商品管理や衛生管理に影響が生じないよう、水産増築棟南側屋上の防水改修工事を実施したところであります。その決算額は2億9714万3000円となっております。

さらに、維持修繕料であります。水産棟に設置しておりますシャッターの修繕工事や花卉棟の周辺通路に生じているひび割れ等の補修工事など、40件の修繕を実施しており、決算額は1808万2934円となっております。

続きまして、令和3年度であります。工事請負費といたしましては、令和2年度と同様、雨漏りを解消するための青果棟屋上の防水改修工事のほか、老朽化で動作が不安定となっております青果棟のシャッター2枚及び水産棟のシャッター1枚の取替え工事を実施し、決算額は2807万7830円となっております。また、維持修繕料としまして、マイナス50度の冷凍が可能な水産冷蔵庫棟の冷凍機の改修工事を行ったほか、老朽化により水道配管からの水漏れが生じている西側の関連店舗の水道配管修繕工事を行うなど40件の修繕を実施し、決算額は1327万5757円となっております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○**澁谷洋子委員** ありがとうございます。

次に、令和4年度の工事請負費と維持修繕料の内容をお示してください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 澁谷委員の青森市中央卸売市場におきます令和4年度の工事請負費と修繕料についての再質疑にお答えいたします。

青森市中央卸売市場におきます令和4年度の工事請負費といたしましては、市場棟内の暖房用の温水を循環させるための暖房用ボイラー配管の大規模な取替え工事のほか、雨漏り解消のための水産増築棟屋上防水改修工事、老朽化で動作が不安定となっております水産棟シャッターの取替え工事を実施しているところであり、また、維持修繕料といたしましては、水産棟北側の地下に設置しております地下貯蔵タンクの重油漏えい防止対策工事や、検針用メーターの取替え工事、第1電気室の継電器等取替え工事などを実施しているところでもあります。

○**館山善也委員長** 澁谷委員。

○**澁谷洋子委員** ありがとうございました。

工事がどんどん増えていくなど毎日感じているわけで、このまま修繕費用、工事費用がかさんでいくにつれて、水道・光熱料もかさんでいって、施設は老朽化、水道のポンプ・配管が築50年を数えるこの中央卸売市場という大きな場所を、今後どのように——建て替えの方向に向かっていくのか、現状維持するために、毎年毎年多額の修繕費を重ねていくのか、私は、毎日ここで仕事をさせてもらってる上で、とても気になる部分なんです。

農林水産部長は、1年に1回か2回しか来られないと思いますが、この50年の節目に当たる中で、1年ずつ何かが変わっていると思います。それは、魚であっても、生鮮野菜のほうであっても、冷蔵庫の管理業務というのには膨大な費用がかかっているはずで、ガスが入替える特殊なガスが入替える法律が改正になりました。賃料が上がると、もめごとが生じます。1つ物事が変わると、使い方も変わって、在り方が変わってきます。そうすると、やはり、修繕よりも改築工事へ向かうほうが、私は得策ではないかなと。今後、5年、10年を見据えたときに、ここで働く人たち——屋根から雨漏りすると水が落ちるんじゃなくて黒い埃の水が落ちます。これは、365日、雪であっても雨であっても、これに当たった人しか分からないこの苦勞です。そこを、どうかひとつ考えていただきながら、この修繕工事の在り方というのを、もっともっと、よりよい方向に向かうように御検討いただきたいなと思います。

そこで、7款商工費1項商工費1目商工総務費の中で、今回、中央卸売市場開設50年という節目を迎え、3年ぶりに市場まつりというものが開催されることになりましたが、市民への周知というものが、まだしてないのかというぐらい、全然意識がない、皆さん知らないっていう部分のイベントになっていると思います。

この市民へのPRの意味も含めまして、50周年記念事業の全体像はどのようにお

考えなのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の市場開設50周年記念事業についての再質疑にお答えいたします。

青森市中央卸売市場は、昭和47年10月に開設され、今年で開設50周年を迎えることとなります。この記念すべき節目を契機に、これまで中央卸売市場の発展に御貢献いただきました市場関係者の皆様に感謝の意を表するとともに、市民の皆様に、生鮮食品等を安定供給するという市場の役割を御理解いただくことを目的に、記念事業を開催することとしております。

記念事業は、市と市場関係者で構成する青森市中央卸売市場運営協力会をもって組織される青森市中央卸売市場開設50周年記念事業実行委員会が中心となり、企画・運営に当たっております。記念事業の開催は本年10月16日、日曜日ではありますが、この日を予定しており、当日は午前9時から記念式典を開催し、これまで市場の発展に御貢献いただきました団体や個人の方々を表彰する記念式典を開催することとしております。また、記念式典に先立ちまして、午前8時30分からは市場まつりを開催することとしており、様々なイベント事業を通じ、御来場いただいた市民の皆様に、ぜひこの機会に、中央卸売市場に親しんでいただきたいと考えております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 農林水産部長、親しんでいただくためにはPRが必要で、イベントは目立つイベントじゃなきゃいけません。そうなったときに、市場まつりというのは、今まで私が見てきたものは、経験してきたものは、市民誰もが気軽に来て、買い物ができる、参加ができる、催し物に並ぶ。渋滞があるんです。その中で、みんなが見たことないとか、こういうとこに来たことがないというお話をしながら、歩いている家族連れの方がたくさんいました。その方々に広く周知する意味でも、このイベントというのは大変重要なところになってくるんですが、今回は何を目玉としてイベントを組んでいるのでしょうか、お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の市場開設50周年記念事業の市場まつりについての再質疑にお答えいたします。

市場まつりは、開設45周年に開催して以来、5年ぶりの開催となります。当日はステージイベントとして、ねぶた囃子の演奏や高校生によるブラスバンド演奏、津軽手踊りの披露を予定しているほか、場内ではマグロの解体即売や、一般の方々が参加できます模擬競りなどを予定しております。さらに、ホタテ釣りコーナーやフラワーアレンジメント教室など、来場された皆様に気軽に楽しんでいただくコーナーを開設するとともに、青森産品コーナーの設置により、市産農産品の販売等や、水産物、青果、花卉の即売、青森農業協同組合によりますリンゴの直売、本市農業

振興センターによります八甲田牛の販売など、青森製品のPR及び消費拡大にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの広報、PR計画であります。今後、「広報あおもり」10月1日号や、市ホームページのほか、ポスター、チラシを市の公共施設等へ配布・掲示するなど、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございました。

広く周知されることを望んで、期待しながら、私は、この10月16日の日はイベントを成功させるための奉仕の1人として、駆り出されることになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質疑は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時45分からといたします。

午前11時35分休憩

午前11時45分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 市民クラブの橋本尚美です。

今回は2つの項目で質疑させていただきます。最初は事業名でいきますが、プラネタリウム運営事業について質疑をさせていただきます。

中央市民センターの5階にありますプラネタリウムは、私もとても好きで、ふらっと行ったりもします。つい、この前の日曜日も行ってきました。ベテランの方の解説もとても素晴らしくて、そのときは来ていた方々が少なく、十数名だったんですけれども、夜空を堪能してまいりました。

質疑に入ります。令和3年度のプラネタリウム運営事業の決算額の内訳についてお示しくください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 橋本委員のプラネタリウムについての御質疑にお答えいたします。

中央市民センターのプラネタリウムは、中央市民センターが開設されました昭和44年から運営されておりまして、各種番組の開催を通して、星や星座及び天文・宇

宙についての関心を促す機会を提供すること及び幼児団体や小中学生等を対象としたしました投影を行うことで、天文分野の学習を補助し、子どもたちの理解促進を図ることを目的として実施しており、毎週、土曜日・日曜日及び祝日に、個人向けの観覧番組を投影し、平日には団体向けの観覧番組を投影しております。

中央市民センターで実施しております、プラネタリウム運営事業の令和3年度の決算額の内訳につきましては、プラネタリウム投影機器の電球購入などの需用費が58万6917円、切手購入費が7000円、プラネタリウム投影機器の保守点検業務委託料が52万8000円、プラネタリウム投影時におけるBGMの著作権使用料が6600円、合計で112万8517円となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 相当古いということもあって、維持点検にかかるかと思っております。

今、昭和44年ということもありまして、この前に行ったときも、53年間使い続けていまして、古さは日本で5本の指に入りますという御説明だったんですけども、聞くところによりますと、日本で2番目に古いということで、その古さも半端じゃない古さが私はむしろいいなと思って、誇れるものだと思っています。以前、東京から来たお客さんを連れて行ったときには、昭和の時代のノスタルジックなというか、この古さがいいねと、次の日にその方が1人でまた行ったということもあり、また、つい最近も首都圏の方が、いろんなプラネタリウムが最近いろんなところにできていると。でも、エンターテインメントみたいなショーみたいなことになっていて、むしろ青森市のように、解説の方が直にお話をしてくださるというほうが希少価値があるのではないかと、貴重だと、そのように大変評価の高い声もあります。

そこで、私も10年ほど前に行ったときには、椅子のお尻の部分のスプリングがガタガタで、ちょっとこれ、しんどいなと思ったのですが、この前に行ったときには、それがちょっと良くなっていまして、取り替えたというふうに聞いていました。また、ちょうどこの前は雨漏りの後——修理をした後と聞いていましたけれども、一部の椅子が透明なビニールシートで覆われていて、使用不可能なのかしらと、ちょっとそういう場面もありましたけれども、しっかりと修繕なりして、ぜひ日本一になるまで、公園なんかでも日本一古い観覧車とかを売りにしているところもあるんですね。そういうこともありますので、頑張ってもらいたいと思います。また、その解説されているベテランの方もとても有名で、その人気も、むしろ本当に日本一ではないかなと思っています。そういったことも含めて、これからもずっと頑張ってもらいたいと思います。

過去6年間の観覧者数をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 過去6年間の観覧者数の再質疑にお答え

いたします。

過去6年間の観覧者数につきましては、平成28年度は7432人、平成29年度は7231人、平成30年度は7078人、令和元年度は6637人、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少いたしまして、2926人、令和3年度は4706人となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 コロナの影響も知りたくて、過去6年間ということで聞かせてもらいました。

それでは、過去6年間の中学校以下の団体の観覧について、内訳をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 中学校以下の団体観覧の内訳についての再質疑にお答えいたします。

過去6年間の中学校以下の団体観覧の内訳についてありますが、平成28年度は、保育所等が延べ92団体、小学校が延べ16団体で合計延べ108団体、平成29年度は、保育所等が延べ99団体、小学校が延べ14団体、中学校が延べ2団体で合計延べ115団体、平成30年度は、保育所等が延べ95団体、小学校が延べ15団体、中学校が延べ2団体で合計延べ112団体、令和元年度は、保育所等が延べ93団体、小学校が延べ16団体で合計延べ109団体、令和2年度は、保育所等が延べ34団体、小学校が延べ5団体、中学校が延べ1団体で合計延べ40団体、令和3年度は、保育所等が延べ55団体、小学校が延べ19団体で合計延べ74団体となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 小・中学校では、カリキュラム等も本当に大変で、なかなかそういう中で、組み込むのも大変かと思うんですけども、学校から見に来た子が、次は家族と見に来るとかということがあるそうなので、ぜひ、中学校までに一度は見たいなという思いがしています。小さいときに、天体のことを知るということのきっかけづくりになりますし、私が育った函館市にプラネタリウムがなかったので、地元でプラネタリウムがあるってすごいことだと思うんです。ですから、ぜひ学校でも連れて行く計画をしてほしいなと思います。

そこで私、一番大きな目玉の質疑を飛ばしていました。2つ目に質疑をする予定でした。

これから伺いますが、令和4年度の予算額が、令和3年度の決算額のほぼ2倍となっているのはなぜか、お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和4年度の予算額についての再質疑に

お答えいたします。

令和4年度の予算額につきましては、232万8000円となっております。令和3年度決算額112万8517円よりも約119万9000円多くなっております。これは、令和3年7月にプラネタリウム投影機器の電気系統に不具合が生じまして、応急処置で対応していたものの不安定な状態にありましたことから、令和4年度当初予算に、その修繕にかかる費用を計上したことによるものであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 不具合の修繕のためということでした。予算が大きくかかると思いますが、ある意味、修理できてよかったなど。古いだけに、部品なり何なりが調達できないと、お手上げじゃないかなと心配でしたけれども、まずは良かったです。

そこで、弘前市文化センターが建て替え中なんです。かねてからあったプラネタリウムは、来年の4月にオープンすると伺っています。本市は、先ほども申しましたけれども、ぜひ日本で一番古いという誇れるプラネタリウムとして、継続して維持して行ってほしいなという一方で、センター自体も相当古いですから。プラネタリウムと同じで53年経っています。いずれは建て替えの時期が来るかと思えます。そのときは、予算の関係上とかで、このプラネタリウムを整備しないということがないように、ぜひ維持して継続してやってほしいということを強く要望させていただきます。

また、料金設定におきましても、この前は、大人が160円でした。中学生以下は無料ということに設定されていて、大変良心的で、ありがたいと思います。これも据置きでずっとやってほしいと要望をいたします。子どもたちが、ポケットにお金はないけれども、中学校高学年は大人向けでも十分理解できますしね。ふっと立ち寄れる場合は、とてもいいと思うんですね。ぜひ、よろしく願いいたします。本市の宝物にして、大事にしてほしいということを申し述べて、プラネタリウムの質疑は終わります。答弁どうもありがとうございました。

続きまして、款項目でいきます。22款諸収入5項雑入6目給食事業収入、これは収入の方です。歳出は、10款教育費6項保健体育費3目学校給食費に関連して、学校給食事業について質疑させていただきます。

今回、この議会に諮られています、無償化のことにおきましては、喜ぶ声が多々寄せられております。本当に思い切った市長の英断に感謝するところです。

「青森市総合戦略2020-2024」の中にあります、予定の子どもの数が少ない理由についてのグラフを見ますと、これは2つまで回答が可能なんですけれども、子どもの教育にお金がかかるからというところが約46%。子どもを育てるのにお金がかかるから——食費ですとか、小遣いとか、被服費とか、これが約36%。やはり、子どもがもっと欲しくても、経済的に困難だからということで断念することもあるの

かなと、このグラフから見て取りました。

そこで、今回の無償化は大変ありがたいことだと思います。青森県への働きかけであります令和5年度の重点要望の中に、この給食費の予算ということが入っていました。

青森県に働きかけたのは、今回が初めてでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 青森圏域重点事業に関する要望についての御質疑にお答えいたします。

令和5年度青森圏域重点事業に関する要望のうち、子育て支援について、給食費無償化を継続して実施するための財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援を求めることとしております。

本市におきましては、令和3年度の決算の確定に伴いまして、国、県及び本市の経済対策による税収の回復や、昨冬の除排雪経費に対する国費の確保などにより、一般会計実質収支が約48億7200万円と過去最高の黒字となりました。

これに伴い、令和4年度末時点で、青森市財政プランで目標としてまいりました財政調整のための基金残高50億円を確保いたしますとともに、今後とも、年間約10億円の財政赤字を縮減してきた行革努力を続けることで、令和5年度以降も、毎年度、約10億円の財源を要します学校給食費の無償化を継続していくことが可能と判断したところであります。

このように、持続可能な財政運営との両立が図られる見込みとなったこと及び本年7月21日に、青森市市議会有志一同の皆様から、市内小・中学校における給食費無償化に係る要望書が提出されましたことを踏まえ、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、市内小・中学校における学校給食費の無償化が可能なものと判断し、本定例会に補正予算案を提出しているものであります。

しかしながら、学校給食費の無償化は、少子化対策として、本来は国の責任を持ってやるべきものであり、給食費の無償化を継続して実施するための財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援が必要であると考え、令和5年度青森圏域重点事業に関する要望を、今回初めて提出することとしたものであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 分かりました。

青森県への重点要望の文章を見たときに、既に県内で無償化をやっている自治体は幾つかあるんですけれども、本市も、今年度の後半から無償化ということを考えていて、実際に、青森県に財政支援をするのに、なぜ、青森市を応援してくださいと、本市だけをお願いしないで、全県的にまだ未実施の自治体の分も一緒に要望し

ているのか、そこのところの理由をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 要望の内容についての再質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、学校給食費の無償化は、少子化対策として、本来は国の責任を持ってやるべきものであり、給食費無償化を継続して実施するための財政支援についての国への働きかけ及び全県的な取組としての県の財政支援が必要であると考えまして、令和5年度青森圏域重点事業に関する要望を提出することとしたものであります。

この要望を契機に、国や県が給食費無償化に係る財政支援を行うこととなれば、給食費無償化を実施していない自治体も含めた全ての自治体に資するものと考えているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 理解できたようなできないようなところもあるんですけども、県としましても、考え方として、本当は国がやるべきもの、予算化するべきものという思いがあったり、また、やるとしたら全県的に自治体一斉にと、そういうような考えを持つのが、もしかしたら一般的かもしれませんので、そういうことにします。

そこで、本市は子どもの数が、もう本当に年々減っております。給食費の総額もどんどん縮小してきているかと思うんです。その数字を知りたいので、過去5年間の歳出、また、今後5年間の歳出の見通しといいますか、推計をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 給食材料費の歳出額についての再質疑にお答えいたします。

給食材料費の過去5年間の決算額につきましては、平成29年度は11億7254万1901円、平成30年度は11億2737万2796円、平成31年度は10億1188万3757円、令和2年度は、10億1758万1738円、令和3年度は10億8214万1340円となっております。令和4年度につきましては、当初予算に給食材料費といたしまして、11億1324万9000円を計上しております。令和5年度以降の見込額につきましては、1食当たりの単価を、小学校は260円、中学校は320円、給食日数は、長期休暇等を除きました実施可能日数で、小学校は200日、中学校は189日で見込みますとともに、児童・生徒数を、令和4年4月末時点におけます住民基本台帳の年齢別の人数から推計いたしまして積算いたしますと、令和5年度は約10億3515万8000円、令和6年度は約10億1566万8000円、令和7年度は約10億43万円、令和8年度は約9億6936万4000円と見込まれるところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 引き算が追いつかなかったんですけれども、おおむね数千万単位で減っているのかなと思いました。

実際に、子どもの数で私も把握しているところでは、本市の5歳以下の子どもは、毎年400人から500人ぐらいずつ減っています。出生数でいきますと、令和元年から令和2年までには150人で、令和2年から令和3年だと300人弱と、減少する幅がちょっと大きくなってきているかなという感じがします。これから推しはかりますと、年々、子どもの数は確実に少なくなって行って、給食費も縮小になっていくんでしょうけれども、痛し痒しといえますか、少子化は大変深刻な問題ですね。私も要望書を出した一人ですので、この無償化に関しては大変うれしく、ありがたく受け止めていますけれども、この先の財源は一抹の不安もあります。何とか維持してやって行ってほしい、やっていけたらいいなというふうに思っております。

そこで、このことに関連して、過去の私自身の一般質問に移りますけれども、大体8年ほど前に2回続けてやっているんですね。学校給食における中学校のAかBの2種類のメニューを選択するという2種類の献立のことで質問していきまして、知らない方もいらっしゃるかもしれませんので御説明しますが、中学校の給食センターが平成16年度に完成した当初から、生徒に1か月分の献立を事前に配付して、AかBのメニューのどちらを選ぶかを本人に決めさせます。実際に食べるのは、大体1か月半も2か月近く後に食べるそうなんですけれども、この選択メニューということで、答弁の中では生徒自身に自らの食生活や健康について考えるきっかけを持たせ、食育を推進していくために必要だということだったんですけれども、クラス単位で希望を取る集計作業ですとか、材料の手配・調達、調理、配送・配膳、これはやっぱり2つの献立と1つの献立では相当な違いがあるのだろうと思ってるんです。

私が質問した当初は、数十人の方に聞き取り調査をして、保護者の方などは2つはいらないと、子どもたちが楽しみにしている反面、時間の制約もあって、AならAで全部つけちゃったりとか、その食べる当日になって、自分がどっちを選んだか分からなくなったりとか、そんなに大差がなさそうだという声が圧倒的に多かったんですね。

そこで、答弁では、同一メニューにすることによってどれぐらいの労力が省けるかとか、予算の方も試算したことがないので答えようがないという一方、当時の月永教育長からは、当然、1つにすれば、手間もかからないし早くもできるし、もしかしたらコストも安くつくかもしれないといった答弁もありました。私は食育という観点からすれば、子どもの思考を最優先する必要はなくて、1つのものを、隣の席の方、クラス全体、学校全体、みんな同じものを食べて、今日のメニューはこういう栄養素でこういう働きがあって、こういう体にいいということを学ぶ方が、むしろプラスではないかとか、郷土料理が出るときもありますけれども、味噌煮込

みおでんとせんべい汁の日が当初あったんですね。どちらか1個だけを選ぶと、どちらか1個が口に入らないということで、食べる機会が失われるではないですけども、1つでまた違ったときにはまた1つのメニューを全員が食べる方が、むしろいいのではないかなというふうに考えていたんですね。このことを2回も続けてやって、自分で読み直してちょっとしつこいなと我ながら思ったんですけども、そもそも、給食センターを建てたときに、2つの選択メニューということを大前提に造っているの、今から学校全体で1つのメニューでというのはハード面ちょっと難しいと聞き取りの中ではあったんですけども、小学校の給食は、市内をエリア分けといいますか、この学校はこっちのメニュー、この学校はこっちのメニューでやっている。学校単位でみんな同じものを食べているというんですね。それであれば、同様に中学校の給食もできるのではないかなと思っっているんです。

もう一度お聞きしたいんですけども、この2つの選択メニューにしている理由を改めて伺います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 中学校給食のA・B選択制の食育上の狙いについての再質疑にお答えいたします。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものでありまして、かつ、児童・生徒の食に関する正しい理解と望ましい栄養や食事の取り方などを身につける上で重要な役割を果たすものであります。このため、特に心身の発達段階において、個人差が大きくなる中学生に対し、生徒自らが食生活について考え、自分の健康によい食事の取り方を理解し、身につけていくことで、自己の健康管理能力が育てられていくことを期待し、生徒の嗜好や栄養バランスに配慮した給食を提供することを基本に、A・Bの2つのメニューを設けまして、生徒に自主的に選択させることとしているものであります。

教育委員会といたしましては、A・B選択メニュー方式での給食は、生徒自身に自らの食生活や健康について考えさせるきっかけを持たせ、食育を推進していくために、必要であるものと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 前回とほぼ同じような御答弁だったかと思うんですけども、関係者の皆さんとか、栄養士の方が本当に御苦労されて2つのメニューを作ってくださっているということで、感謝はするんですけども、今回、給食費が無償化になっていくということで、学校現場でもいろんな作業、手間が省けるということも大きな喜びであったというふうにも聞き及んでいますし、1つのメニューになるということを見ると、相当な手間ですとか時間の短縮ですとかも図られるのではないかなという気がして、現場でも歓迎するかと思うんです。

そこで、気を配ってくださって献立を考えてくれているのは分かるんですけど

も、前も議場で、例えば、味噌汁とかき玉スープの違いですとか、キムチスープとキノコのスープの違いとか、ハッシュドビーフとポークカレーの違いとか、中華井と麻婆井の違いとか、コーンポタージュと和風ミネストローネの違いだとか、御苦労されているなどは感じるんですけども、双方に栄養価を考えて作られているものなので、1つでいいのではないかと思って、聞き取りでもお話をしたんですけども、委託契約が満了となるのが令和10年度と伺っています。そういう節目のときにぜひ、御一考いただければなと思います。決してサービスの低下ではなくて、改善と私は捉えるんですけども、そういったところもぜひ検討していただきたいと思っています。

県の意識調査の中にも、子どもたちに学校生活が楽しいかどうかを聞いて、楽しいまたはどちらかといえば楽しいと選んだ小・中学生に、何が楽しいのということで、幾つでも選んでもいい項目で調査した結果があるんです。全県の数字なのですが、給食がおいしいからというふうに答えた小学生が50.6%、中学生は37.9%ありました。給食を楽しみにしている子どもたちのことを思うと、1つでも、十分楽しい時間が持てるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいということで、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時20分からといたします。

午後0時20分休憩

午後1時20分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 最初に、病院事業から質疑したいと思います。款は市民病院事業費、項は医業費用、目は材料費について、病院事業会計決算について質疑を行います。

まず、病院食の検食についてですけども、その検食は誰がやっているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 村川委員からの病院事業会計決算についての御質疑にお答えいたします。

検食については、国の通知により、入院時食事療養費の届出を行っている保険医

療機関においては、医師、管理栄養士または栄養士による検食が毎食行われ、その所見が検食簿に記入されていることとされており、当院においても、この国の通知に基づき、朝昼夕の毎食ごとに、医師と病院給食を提供している委託業者の栄養士等の職員が検食を行い、主食の具合、味つけ具合、分量、鮮度、色彩、盛りつけ等を確認し、検食簿に記入しております。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その医師や栄養士、それから管理栄養士以外に、検食をやっているという事実はないでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げたとおり、当院では、検査はあくまでも、検食は当院の医師と病院給食を提供している委託業者の栄養士等の職員が行っているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、市民病院事務局長自身は検食を行っていませんか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 先ほども申し上げましたとおり、検食は、当院では医師が行っております。私は1回も食べたことはありません。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、今までもやったことがないということだったんですけども、そうじゃなくて、これまでやっていたけれども、やめて、今はやってないということなのか、これまでもやったことがないということによろしいでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 私は何度も言っていましたけれども、私は病院に来てから検食を食べたことはありません。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。では、そのように確認したいと思います。まあ、そういう疑念を抱かれるような声もありましたので、お聞きいたしましたので、ぜひ、そういう疑念を持たれないようにしていただきたいということを言っておきたいと思います。

それでは次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般会計歳入歳出決算書について質疑を行います。

まず、実質収支に関する調書について質疑したいと思います。

この調書によると、令和3年度実質収支額は48億7208万6000円、そのうち、25億円を財政調整基金に積み増ししています。本来であれば、その残額を翌年度の繰越金として歳入補正すべきところですが、今9月議会の補正予算に計上され

ていませんでした。なぜ、今年は繰越金の歳入補正を行わなかったのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 村川委員からの実質収支に関する質疑にお答えいたします。

令和3年度決算におきましては、委員御紹介のとおり、過去最高となる約48.7億円の実質収支となったところであります。昨冬の除排雪経費に約59億円を要したことなども踏まえまして、今回、9月補正予算に計上するのではなく、今後の補正予算で対応することとしたものであります。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その辺のところがよく分からなくて、これまでは、去年もですけども、約11億円を9月議会の補正で歳入補正しているんです。ただ、何で、去年はやって、今年はやらないのかということなんですけれども、今後の補正予算で歳入補正するというんですけれども、何で今年に限って、9月で補正しなかったんですかということです。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、令和3年度決算につきましては過去最高となる実質収支となったところであります。ここが、これまでと違うところであります。昨冬は、除排雪経費に約59億円を要したということもありまして、今年度は9月補正に入れてしまうのではなく、今後の補正予算で対応することにしたということでありまして。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 過去最高の実質収支になれば、9月補正にしない根拠は何ですか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 実質収支についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和3年度決算におきましては約48.7億円の実質収支となったことなどによりまして、目標としていた財政調整基金の積立額50億円を今年度末で確保できる見込みが立ったところであります。

これまでは、実質収支の額も、令和2年度であれば令和3年度の半分程度で、そこまでいっておらず、目標とする財政調整基金の積立額50億円にも遠く及ばないような状況に、令和2年度以前はありました。そのこともあり、9月補正で財政運営のために、財政調整基金の確保を最優先に捉え、9月補正に計上をしている扱いをしておりましたが、今年度につきましては、先ほど来から申し上げましたとおり、実質収支の状況、また、昨冬の除排雪経費の状況なども踏まえて、今後の補正予算で対応することにしようというふうに至ったということでありまして。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっとよく分からなかったです。でも、時間がないので、次

に行きたいと思います。

同じく 2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、一般会計歳入歳出決算書についてお聞きします。

令和 3 年度歳入歳出決算書ができるまでの流れを示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○柿崎哲男会計管理者 村川委員の決算書ができるまでの流れについての御質疑にお答えいたします。

決算につきましては、地方自治法第 233 条第 1 項の規定により、「会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない」と定められております。また、同条第 2 項の規定により、「普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない」と、同条第 3 項の規定により、「普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない」と定められており、この流れに沿って、本定例会において、決算の認定をお願いしているところであります。

令和 3 年度決算調整のスケジュールといたしましては、5 月 31 日までが出納整理期間であることから、6 月 1 日から決算の調制作業に着手し、8 月 3 日に、確定した歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を市長に提出いたしました。

監査委員の審査につきましては、8 月 3 日に、市長から、これら決算書等を監査委員の審査に付し、8 月 12 日に、監査委員から市長に対し、歳入歳出決算審査意見書が提出されております。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 決算額が確定した日が 6 月 1 日ですか。（「8 月 3 日です」と呼ぶ者あり）8 月 3 日ですか。それで、会計管理者が市長に提出をして、そして市長が監査委員に 8 月 3 日に審査に付したと。そして、監査委員が歳入歳出決算審査、意見書を提出したのが 8 月 12 日という答弁でした。審査に付したのが 8 月 3 日、そして監査委員の意見がまとまったのが 8 月 12 日と確認しました。

市長は議案説明の中で、決算の確定によって、学校給食費の無償化の財源を見いだせたという趣旨の話をしていました。ここで言う決算の確定とは何月何日のことを言っているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○柿崎哲男会計管理者 村川委員の再度の御質疑にお答えいたします。

決算の調製につきましては、5 月 31 日の出納閉鎖後に作業に着手し、6 月議会終了後に各部局等の内容確認を経て確定するものであって、それは会計管理者が市長

に決算書等を提出した日と認識しております。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 何月何日と聞いたんですけれども、8月3日でもいいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)はい、分かりました。

もう1つ確認ですけれども、私たちの会派のところに、この決算書が届いたのは告示日の8月23日でした。それ以前に、決算書作成業務に関わる人たち以外で決算の内容や情報が漏れるということはあるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○柿崎哲男会計管理者 決算につきましては、会計管理者が決算を調製し、市長に提出した時点の8月3日で確定しておりますが、事務的には、6月議会終了後に各部局等の内容確認を経た上で、決算の概要、これを作成いたしまして、市長及び監査委員に対して、説明はしております。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 各部局と調整して、決算の概要については分かるということだったんですけれども、それは内部的な調整で分かると思うんですけれども、そういう関係した人以外で決算の情報が漏れるということはあるんですか、どうですか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○柿崎哲男会計管理者 村川委員の再度の御質問にお答えします。
関係者以外に漏れることはありません。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、以上を踏まえて質疑していきたいと思います。

紹介したように、今議会、市長の提案理由説明では、決算の確定により、学校給食費の無償化の財源を見いだすことができたという趣旨の話があり、それに続いて、次のように言っています。

足元の決算状況や将来の財政見通しについて市側と意思疎通をし、実現性を見込んだ上で、建設的な御要望を頂いた5会派に敬意。

この市長の提案理由の説明のポイントは、まず、決算が確定されたことで財源が見つかったということなんです。さらに、その財源を5会派から提案されたということなんです。そして、私たち、日本共産党に対しては、財源を言わなかったから無責任だとまで言いました。

ここで疑問なのは、なぜ5会派だけが令和3年度の決算の状況を知っていたんだろうということなんです。先ほど、漏れるようなことはないと言っていました。5会派が市長に申し入れたのは7月21日です。少なくとも、その前日の7月20日の時点で、決算状況を知っていたことになります。ところが、7月20日というのは、先ほども答弁で言っていたように、決算も確定していなければ、もちろん議会にも提出されていない時期です。それなのに、なぜ7月20日より以前に一部の会派が決

算の状況を知っているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○柿崎哲男会計管理者 村川委員の再度の御質疑にお答えいたします。

会計機関、会計管理者としては、そういった関係者以外に数字を漏らすようなことはありません。

先ほど、市長に概要説明ということも行ったということで申し上げましたけれども、それは、7月21日の要望書が出た日と同日であります。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 だから、今、答弁になっていないですよ。

なぜ、決算が確定した8月3日より以前の7月20日の前に一部の会派が決算の状況を知っていたんですかと聞いたんです。5会派が決算の状況を知っていたということを、市長が自ら議場で、さらには自分のツイッターで公式に報告したから私は聞いているんです。決算の状況が一部の会派に漏れていた、それとも誰かが漏らしたという、どちらかですか、お答えください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○柿崎哲男会計管理者 村川委員の再度の御質疑にお答えします。

決算の内容が外部のほうに会計管理者、会計機関のほうから漏れたということはありません。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 いや、一部の会派が決算の状況を知っていたというふうに、今議会の1日目、開会日に説明したのは市長です。それは7月20日以前であるということも明白です。決算の状況が漏れていたことはないと言いますが、じゃあ、市長の答弁が虚偽だったということになるんじゃないですか。

市長によると、5会派とは、足元の決算状況や将来の財政見通しについて市側と意思疎通したと、1日目の提案理由説明に書かれています。

具体的にお聞きしますけれども、誰と誰が、いつ、どの資料で意思疎通を図ったのでしょうか。市長が答弁しているんですからね。そこをちゃんと教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○柿崎哲男会計管理者 再度の御質疑にお答えします。

繰り返しとなりますけれども、会計機関、会計管理者から、そういった方々へ決算の状況を漏らしたことはありません。(発言する者あり)

[能代谷潤治副市長「はい、委員長」と呼ぶ]

○館山善也委員長 答弁を求めます。副市長。

○能代谷潤治副市長 村川委員の決算状況等についての御質疑にお答えさせていただきます。

市長の提案理由を私は今、手元に持っておりますが、ちょっと読み上げさせていただきます。

〔村川みどり委員「私も持っているから、いらぬです」と呼ぶ〕

○能代谷潤治副市長 将来必要となる財源の当てもなく、学校給食費の無償化をひたすら要求する無責任な立場ではなく、足元の決算状況や将来の財政見通しについて市側と意思疎通し、実現性を見込んだ上で、市政の未来に責任を持つ形で建設的な御要望を頂いた自由民主党、あおもり令和の会、市民クラブ、公明党、青森無所属の会の皆様に心から敬意を表しますというふうな御発言をされております。

〔村川みどり委員「時間がないから、ちょっと早くして」と呼ぶ〕

○能代谷潤治副市長 給食費の無償化の要望書が7月21日に提出されております。その際に、その見通し等についてお話ししたという内容と私は解釈しております。それをもって、決算状況を漏らしたとか、そういうことではないというふうに考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 いや、市長が——そこはそうなんですけれども、何を言っているかということ、学校給食費の無償化をただただひたすら求めるのではなく、財源を明らかにして提案したのが5会派だと。だから、感謝するんだと言っています。日本共産党と5会派の間に足元の決算状況に基づく財源を示したかどうかという線を引き、それをした5会派に敬意を表したと市長が言っているから聞いているんです。

なぜ、5会派は来年度以降の予算の状況まで見通せるだけの決算資料を7月20日以前に持つことができたんですか。それとも、市または市長の側から決算状況を伝えたんでしょうか、答弁を求めます。

○館山善也委員長 答弁を求めます。副市長。

○能代谷潤治副市長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

この文章をもって、なぜ、事前に、その資料を手渡したとか、そういうふうなことが——類推しているんでしょうけれども、そういうふうに言えるのかが私は疑問であります。

要望書の中では——ちょっと私は、今、要望書は持っていないんですけれども、コロナの、今の正式名称がちょっと、何でしたか、交付金でしたか。（発言する者あり）そうですね、コロナの地方創生の臨時交付金を財源としながら、今年度やっていただきたいと。また、令和5年度以降、来年度以降も、ぜひ頑張って続けていただきたいというふうな御要望だったと記憶しております。

そういう意味で、総理からも、今回、教育委員会にも、市にも、その財源を使って、給食費の無償化を取り組んでもいいですよというふうな通知が本年6月下旬にあったかというふうに記憶しておりますし、それらも踏まえ、さらには議員の皆さんも、これまで職員が行財政改革等に取り組んできた事実も承知しておりますし、さらには毎回毎回、当初予算の際には、公債費の残高ですとか、基金の残高、これらを必ず公表して御説明しておりますので、そこら辺の判断の下で、その意思疎通

というふうな言葉を使用し、その実現性を見込んだ上で云々かんぬんというふうな発言をしたものというふうに考えております。

極論を申しますと、この文章でもって、決算状況の書類、いわゆる決算書類等を漏らしたというふうな断定がなぜできるのかというふうなところを——逆に言えないのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、もう1つ違和感があるんですけども、市長は、ある議員の質問に対して、私が6月議会で不用額を取り上げたことについて、1年だけの数字を見て言うなという趣旨の批判をしました。財源を示さず、無責任と言っていたのは市長なのに、その舌の根も乾かないうちに、私が示した財源に反論してくるということをやったのけたわけですけども、そのやり取りを聞いて、じゃあ、なぜ学校給食費の財源は昨年度の決算だけを見て判断できたんだろうというふうに思ったんです。もちろん、決算の傾向とか、様々見て判断されたと思うんですけども、市長の報告からでは、それは読み取ることができません。あくまでも、決算の確定をもって、財源が見えた。もしくは、見えるように5会派の皆さんに教えてもらったと言っているに過ぎないからです。単年度の決算がまとまっただけで、来年度以降の予算まで見えてしまうほどの数字を、この決算からどう判断したのか示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。副市長。

○能代谷潤治副市長 村川委員の給食費の無償化の財源についての御質疑にお答えさせていただきます。

私、もう一度、議会初日の……

〔村川みどり委員「要らない」と呼ぶ〕

○能代谷潤治副市長 市長の提案理由を読みたいところなんですけれども……

〔村川みどり委員「要らない。読まないで」と呼ぶ〕

○能代谷潤治副市長 まず、決算の確定に伴って、いわゆる実質収支が黒字となった、過去最高の黒字となったというのが1点。これに伴って、令和4年度末時点で、財政プランで目標としてきました財源調整のための基金、これが50億円確保できる。さらには、今後とも、年間約10億円の財政赤字を縮減してきました行革努力、これをまた続けていくことで、令和5年度以降も、財源を確保して、無償化を継続していくことは可能と判断したというふうな提案理由でありますので、村川委員がおっしゃった決算の確定のみでもって判断したというものではないということになります。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 だって、決算を確定しないと分からないですよ。50億円を確保することができることだって、10億円の赤字を解消していくこと、10億円を確保

することだって、決算が確定しないと分からないことですよね。それなのに、なぜ7月20日以前に5会派が知っていたのかということなんです。もういい、答弁は要らない。もう時間がないので。

学校給食費の無償化は、やはり大変大きな決断ですし、それ自体は歓迎します。そして、その実施を我が党以外の会派も求めたなら、それ自体は前向きな大きな変化だと考えています。ただ、その際、5会派は決算の状況を踏まえて財源を示したと市長が言うものだから、じゃあ7月20日以前に、なぜ決算の状況を知ることができたのか、知り得る立場にあったのかが疑問で質疑しましたが、よく分かりませんでした。

ただ、7月20日以前に決算の状況を知っていても不思議ではない人はいます。それが市長です。市長が、決算がまとまったことを受けて、財源を見だし、5会派に実施の理解を求めたと言うんだったら、話は分かります。ただ、その場合、市議会に対して、虚偽の報告をしたということ、そして、その虚偽の報告を基に、我が党への攻撃を行ったということ、そして、事前に、5会派を納得させるために、市長が決算の内容を漏えいしたのではないかとという疑惑が生まれてしまいます。これの真相はよく分かりません。市長報告を聞いて、出てきた疑問ですから、これから、私は情報開示請求をして、そして真相を明らかにする努力をしていきたいというふうに宣言して、私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部伸広でございます。

質疑に入ります前に、ひとつ所見を申し上げたいと思います。

令和2年の決算特別委員会で、私は予算の執行実績に関する報告書について言及をしました。いわゆる事業評価シートみたいな、他市でやっているようなことをやるべきだという話をさせていただきまして、早速——去年、私は決算特別委員会におりませんでした。昨年からの成果の説明ということで、達成評価度の説明をA・B・C・Dとランクをつけて、成果の説明も充実したものができてきたというふうに見ております。これは、大変大きな一歩であるというふうに思っておりますので、大変感謝を申し上げたいというふうに思います。

では、質疑に入らせていただきます。議案別冊の令和3年度青森市自動車運送事業会計決算書の収益的収入及び支出から質疑をさせていただきます。

令和3年度決算において、自動車運送事業会計は、4年連続の赤字となっております。その要因をお示しくください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 渡部委員の交通部の決算についての御質疑にお答えいたします。

交通部では、人口減少や少子・高齢化等の進展などにより、厳しさを増している経営環境に対応し、市民の足としてのバス交通を将来にわたって維持していくため、

令和3年3月に策定した「青森市自動車運送事業経営戦略(2021-2030)」に基づき、経営改善に向けた取組を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などに伴う輸送人員の減少等により、厳しい経営環境が続いております。

令和3年度の決算については、輸送人員は前年度から約8万人、1.4%減少し、約570万人となったことに加え、燃料費の高騰により、バスの軽油費が前年度から約3319万円、26.4%増加し、約1億5901万円となったことなどにより、約2億2487万円の純損失を計上し、4年連続の赤字となったところであります。

○館山善也委員長 渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

経営改善のために、1つには市営バスを利用される方の増加を図るということが考えられると思いますが、その改善策をお示しいただきたいと思っております。

○館山善也委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 改善策についての再度の御質疑にお答えいたします。

近年、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりまして、輸送人員が大きく減少しておりますものの、今後、このコロナ禍が収束いたしましたとしても、人口減少や、乗務員の確保の困難さなどから、輸送人員の増加、すなわち営業収益の拡大により、経営改善を図ることはなかなか難しいものと考えております。

このため、先ほど申し上げましたけれども、青森市自動車運送事業経営戦略では、営業費用の圧縮、すなわち運行の効率化や民間活力の活用推進を図るほか、本年3月に導入いたしました地域連携ICカード「AOPASS」のシステムに係る減価償却が進むことなどによりまして、早期の収支均衡を図り、計画最終年度であります令和12年度に、資金不足比率をゼロ%にすることを目指しているものであります。

また、今年度は、バス利用者のさらなる利便性向上を図るため、スマートフォンやタブレット等を使用して、乗車予定のバスの位置や支援などの運行情報を把握できるバスロケーションシステムを導入することとしており、本年12月の試験運用を開始し、来年3月の本格運用に向け、現在準備を進めているところであります。

今後におきましても、自動車運送事業の経営改善を図るため、事業の根幹をなす輸送人員の確保に向け、青森市自動車運送事業経営戦略に基づく取組を進めるとともに、社会情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえまして、必要な見直しを行うなど、サービスレベルの維持向上に努めてまいります。

○館山善也委員長 渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございました。

今、バスロケーションシステムの導入ということでお話いただきました。県外から青森に来ていて、冬を初めて過ごすに当たってバスを利用されるので、やっぱり雪のことを聞いているので、大変不安だということをおっしゃっていました。早速、このバスロケーションシステムは本年12月から試験運用するんですよという話をしていたので、大変それはありがたいというお声を頂いておりますので、そのバス

ロケーションシステムについてお伺いしますが、この12月から試験運用を開始いたしますが、この周知方法、これはどのようになっているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 バスロケーションシステムの周知についての再度の御質疑にお答えいたします。

バスロケーションシステムの周知につきましては、これまで、本年4月1日から28日までの間、市役所本庁舎のサードプレイスにおきまして、システムの概要についてのパネル展示を行ったほか、7月30日、31日の2日間、市内の小学5、6年生とその保護者を合わせて80名が参加した、バスロケーションシステム制作ワークショップを開催し、その様子などを8月16日に、青森ケーブルテレビの「A o m o L I V E」で放送後、青森市公式ユーチューブチャンネルにおいて、動画配信を行っているところであります。

今後におきましては、本年12月の冬ダイヤからの試験運用に合わせ、スマートフォンや市役所本庁舎、駅前庁舎等に設置するデジタルサイネージを活用したデモンストレーションを予定しているほか、操作方法等について、「広報あおもり」12月1日号、交通部ホームページ、ツイッターのほか、車内やバス停留所への掲示等により周知を図っていくこととしております。

以上でございます。

○館山善也委員長 渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 分かりました。

ところで、現在、バスにラッピングをするラッピング広告、また3面ボディーに広告を出すといったような車両があると思えますけれども、これは数としてはどれぐらいあるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 ラッピング広告等の車両についての再度の御質疑にお答えいたします。

市営バスは、今現在、140両のバスがありますけれども、まず、ラッピング広告を出している車両につきましては、ちょうど明日から走り出す1両を含めまして、現在13両となっております。また、3面ボディー広告は7両となっておりますので、合わせまして、計20両の車両となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 分かりました。

先日、ある会社の社長さんとお話をしたときに、バスの話になりまして、うちもラッピングバスをやりたいんだよなという話をされた方がいらっしゃいました。

例えば、本市にはプロスポーツチームのラインメール青森とか青森ワッツとか、よくゲームが行われておりますけれども、青森市民もそうですが、県外からもファ

ンの方が駆けつけるということも、よくあるというふうを考えられます。事前に、そういったところの主催者と協議をして、必要があれば臨時バスとして走らせるということも、乗降者を増やすチャンスでもあるというふうに思います。

その際に、例えば、ラインメールの試合であれば、ラインメールのラッピングバスが来れば、やはり、観客として来ているわけですから、気分も高揚するであろうし、何ととっても広告収入にもなるんだろうというふうに私は思いますし、また、チームとしてやっぱり、子どもたちをはじめとして、広く、市民に親しまれるチームになっていくのではないかなというふうにも思います。また、利用者の増加を図るため、例えば、それ以外にも、現在バスが運行していない区域等へタクシー等の車両での輸送とか、不定期でもいいので、例えば10人以上の人が集まればそのニーズに応じていくと。バスを出すといったような多様なニーズにも対応するという取組も、ぜひ検討してもらいたいなというふうに思います。

バス事業の経営改善のためには、乗降者を増やすということが基本なんでしょうけれども、そういった広告収入でありますとか、柔軟にバスを出すにはどうしたらいいかということも、ぜひ検討していただくことを強く要望しまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、山協委員。

○山脇智委員 青森無所属の会の山脇智です。

指定管理者制度に関して、市の方針などについて質疑するので、幾つかの款項目にわたるんですが、再質疑で取り上げる関係上、10款教育費6項保健体育費2目体育施設費のうち、体育施設管理運営事務・使用料収納事務委託料に関連して質疑します。

まず、現在、指定管理で管理されている市の建物についてなんですけれども、小規模な修繕については、指定管理を受けたその業者の方がしっかりと、応急的な対応などを取ってくださっている状況があるとは思いますが、一方で、大規模修繕となるとなかなか実施されずに行われていない指定管理施設が見受けられるんですが、まず、市の対応方針をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 山脇委員からの指定管理施設の維持修繕に関する御質疑にお答えいたします。

本市と指定管理者との間で締結しております協定書の中で、責任分担表を作成しております。

この中で、施設、設備、備品の損傷への対応としまして、小規模修繕の場合は、指定管理者側が速やかに修繕対応することで、効率的に施設管理ができることから、事前に定めた上限金額以内で、指定管理者側が対応することとしている一方で、その上限金額を超えるような大規模修繕の場合は、市が対応することとしております。

大規模修繕が必要となった場合につきましては、施設所管課が、不具合箇所の状況を確認の上、補正予算等で対応することとしております。

今後も各施設の維持管理について適切に対応してまいります。

○館山善也委員長 山脇委員。

○山脇智委員 先日、市民の方から写真をいろいろ見せられまして、それが青森市のスポーツ会館なんですけれども、以前から雨漏りが大変ひどかったんですが、この間の雨が大変多い状況などもあって、本年8月には、天井が一部剥離したり、雨漏りしているのをいつものようにビニールテープで囲ってということが、ここ数年間、雨漏りの際には応急処置がずっとなされてきたと、市民の方から相談を受けたんですけれども、そこで再質疑ですが、市民から青森市スポーツ会館の3階の弓道場付近で雨漏りが度々発生していて、その際、応急処置はしていただいているんですけれども、この雨漏りについての今後の対応状況などについて、市の見解をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 スポーツ会館に関する御質疑にお答えをいたします。

スポーツ会館の雨漏りにつきましては直近で、令和4年8月3日からの大雨による災害によりまして、3階の弓道場付近の天井で発生したものでありまして、指定管理者が、当日に現場を確認後、ビニールシートで天井に仮設の雨どいを設置するなど、速やかに応急措置を実施し、利用者に特段の支障もなく施設を使用いただいている状況にあります。

現在、雨漏りの原因箇所の調査を進めているところでありまして、今後、原因が判明し次第、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○館山善也委員長 山脇委員。

○山脇智委員 先ほど答弁がありましたとおり、上限金額以内であれば、応急処置が行われて、その都度対応はなされているんですけれども、市民の方から、ここ数年、雨が降るたび、あるいは冬季間、雪などによってもこの箇所はずっと雨漏りしているということで、先日の大雨では、通気孔が落ちそうになったりですとか剥離が進んだりといった、かなり大規模な修繕が必要となりそうな状況が進んでしまっているという状況なので、上限金額以上の場合は、市が修繕対応するというところで、このスポーツ会館に限らず、大規模修繕が必要な箇所というのは、指定管理者が管理している建物もその都度あると思いますので、市のほうでそういう場合は適切に把握して、当然、指定管理者がその都度対応することも必要だと思うんですけれども、大規模修繕もしっかりと行って、市民の方に不便や、施設を使っている方が不安などを感じないように、今後対応していただくよう要望して、私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 2 時15分からといたします。

午後 2 時07分休憩

午後 2 時15分再開

○**館山善也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山崎翔一委員。

○**山崎翔一委員** あおもり令和の会、山崎翔一です。よろしく申し上げます。

理事者の皆様方、簡潔でスピーディーな答弁をよろしく申し上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費に関連して質疑いたします。「令和 3 年度主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」の令和 3 年度普通会計決算統計調査による財政比較分析表に基づいて質疑いたします。

まず、最初に職員数についてお伺いいたします。本市の人口 1000 人当たりの職員数は、他市と比較して低い数値となっておりますが、職員数に関する市の認識についてお示してください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**館山新総務部長** 山崎委員からの職員数に関する認識についての御質疑にお答えいたします。

人口 1000 人当たり職員数につきましては、定員管理の適正度を表す指標として、企業等を除いた職員数を人口で除して算出したもので、本市の令和 3 年度の数値は 5.28 人となっております。

他市の数値が公表されている令和 2 年度の当該指標を見ますと、本市の数値は 5.12 人となっており、類似団体の平均 6.46 人よりも低い数値となっているものの、都市の規模、実施している行政サービスの内容や実施体制、外部化の推進状況等が異なるため、類似団体と単純に比較することはできないものであります。

本市では、急激に進む人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響など、本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中であっても、効果的・効率的な行財政運営を行うとともに、様々な行政需要に的確に対応するため、定員管理計画を策定し、必要な職員を計画的に確保してきたところであります。

加えまして、毎年度、春と秋の年 2 回実施しております人員ヒアリングにおいて、事務事業の見直しなどによる各部局の業務量の増減についても把握した上で、適正な人員配置を行っているものであります。

本市といたしましては、今後も定員管理計画に基づき、必要な人員の確保に努めてまいります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 適正な人員配置を行っているという答弁でありました。

ただ、こちらの財政比較分析表を拝見しますと、青森市が令和2年度は5.12人、令和3年度は5.28人に対して、青森県の市町村平均で7.15人、全国の市町村平均で8.16人ということで、青森市が大きくほかの平均よりも下回っている、人口1000人当たりの職員数が少ないという結果となっております。

中核市で見ましても、60中核市のうち下から3番目ということで、相当少ない数値となっているんですけども、県庁所在地である自治体ですので、その適正な人数というのは、都度都度、時代の情勢に合わせて見直して行ってほしいと思います。

次に、給与についてお伺いたします。

市職員の給与ですけれども、どのような過程で決まっているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 本市の給与決定についての再度の御質疑にお答えいたします。地方公務員の給与は、地方公務員法第24条の規定、いわゆる給与決定の原則に従って決定されなければならないものであります。

この給与決定の原則とは、1つに、給与は職務と責任に応ずるものでなければならないとする職務給の原則、2つに、給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとする均衡の原則、3つに、給与は議会の議決による条例で定めなければならないとする給与条例主義となっており、本市の給与決定につきましては、この3つの原則に従い、適正に行っております。

なお、給与改定につきましては、青森県人事委員会において、本市を含めた県内民間給与の調査を行った上で、国家公務員や他の地方公共団体の給与などを考慮し、給与勧告を行っており、本市は、この勧告内容を踏まえ、適正に行っております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 先ほど紹介しました財政比較分析表の中で、給与水準の適正度を図る指標として、ラスパイレス指数というものが採用されております。こちらの分析表によりますと60中核市中、下から2番目ということです。

この内容について市の認識をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 給与水準に関する市の認識についての再度の御質疑にお答えいたします。

給与水準の適正度、いわゆるラスパイレス指数ではありますが、ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給料水準を国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に、平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を表す指標となっており、本市の令和3年度のラスパイ

レス指数は 97.0 となっております。

当該指標につきましては、類似団体の平均 99.7 より低い数値となっておりますが、指標の基となる職員の経験年数構成が、それぞれの自治体において異なるため、類似団体と単純に比較することはできないものであります。

給与水準に関する認識につきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、本市は、地方公務員法の規定、いわゆる給与決定の原則に従い給与決定を行っていること、加えて、これまでも青森県人事委員会の給与勧告を踏まえ、給与改定を行っていることから、給与水準は適正なものと考えております。

今後も適正に給与決定を行ってまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 地方公務員法、また、青森県人事委員会の給与勧告に基づいて決定されるということで理解いたしました。

次に、職員の働き方について質疑いたします。

本市の時間外勤務の実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 本市の時間外勤務の実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和元年度から令和 3 年度までの職員 1 人当たりの時間外勤務の年間時間数につきましては、令和元年度は 147.8 時間、令和 2 年度は 157.5 時間、令和 3 年度は 163.2 時間となっております。また、それぞれの年度における時間外勤務の多い部署は、令和元年度は企画部及び選挙管理委員会、令和 2 年度と令和 3 年度は企画部及び保健部となっております。

令和元年度に比べ、令和 2 年度及び令和 3 年度において時間外勤務が多くなった主な要因といたしましては、国や県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策への予算対応等や、ワクチン接種や増加する感染者への対応等への従事が考えられるものであります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 答弁の内容をお聞きしますと、最近の 3 か年では、1 人当たり時間外勤務の年間時間数というのは徐々に増えているということでした。

次の質疑ですけれども、令和元年度から令和 3 年度まで、月 80 時間を超える時間外勤務となった職員数をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 月 80 時間を超える時間外勤務となった職員数についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和元年度から令和 3 年度までの月 80 時間を超える時間外勤務となった職員数は、令和元年度は延べ 144 人、令和 2 年度は延べ 285 人、令和 3 年度は延べ 273 人となっております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 令和元年度 144 人で、翌年——令和 2 年度が 285 人と多く、約 2 倍に増えております。

恐らく、コロナに対応する職員の影響かと思えますけれども、職員のメンタルヘルス等を考慮する上で、そこはしっかり、総務部長並びに元総務部長の副市長も考えていただければと思います。

次の質疑ですけれども、こちらの時間外勤務の削減をするための取組をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 時間外勤務の削減のための取組についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、時間外勤務の削減のための取組といたしまして、1 つに、各課における月 1 回のノー残業デーの設定、2 つに、年 2 回、所属長への所属職員の時間外勤務時間数の提供を通じた職員の労務管理の徹底、3 つに、時間外勤務が 1 月当たり 100 時間以上の職員または時間外勤務が 2 か月から 6 か月平均で 80 時間を超える職員に対する、労働安全衛生法に基づいた医師による面接指導などを行っております。

そのほか、感染者の増加に伴い業務が逼迫しておりました保健所に対しましては、令和 3 年 5 月から、全庁を挙げた職員の応援体制を構築し、保健所職員の負担軽減を図りつつ、職場環境の改善に努めてきたところであります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 それでは働き方に関連しまして、本定例会に職員の育児休業に関する条例の改正案も提出されております。

そこで、職員の育児休業について質疑いたします。

本市職員の過去 3 か年の育児休業の取得実績をお示しくください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 育児休業の取得実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市職員の育児休業の取得実績につきましては、女性職員においては、全員が育児休業を取得しており、令和元年度は 30 人、令和 2 年度は 33 人、令和 3 年度は 25 人となっております。

次に、男性職員におきましては、新たに育児休業が取得可能となった職員が、令和元年度は 35 人中、取得した職員が 2 人で、取得率は 5.7%、令和 2 年度は 46 人中、取得した職員が 3 人で、取得率は 6.5%、令和 3 年度は 57 人中、取得した職員が 7 人で、取得率は 12.3%となっております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 取得率は、これまで 1 桁台だったのが令和 3 年度に 2 桁、それで

も12.3%と依然、低い数値となっております。

この男性職員が育児休業を取得しやすいような環境づくりが必要だと考えますが、市の考えをお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 男性職員の育児休業取得促進についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市におきます職員の育児休業取得促進のための取組につきましては、結婚、妊娠など、ライフイベントごとの休暇制度や手続をまとめて紹介しております職員手続きハンドブックへの掲載、職員研修による各種制度の周知や、職員支援室等による相談体制の整備など、育児休業を取得しやすい環境づくりのための取組を行ってまいりました。

このような中、令和3年6月に、男女とも仕事と育児の両立ができるよう育児・介護休業法が改正され、育児休業を取得しやすい雇用環境整備や、個別の周知・意向確認の措置が義務化されたことを踏まえ、本市におきましても、青森市職員の育児休業等に関する条例を改正し、本年4月1日から施行しているところであります。

また、妊娠、出産、育児等の仕事の両立支援のため、国においては、育児休業等の制度改正が行われ、地方公務員の育児休業等に関する法律についても、国の改正内容に準じた改正法が令和4年5月2日に公布され、10月1日施行予定となっているところであります。このことを受けまして、青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を本定例会へ御提案し、御審議いただいているところであります。

本市では、これまでも育児休業を取得しやすい環境づくりに努めてきたところではありますが、男性の家庭生活への参画促進は、男性自身の仕事と家庭生活の両立のみならず、女性の活躍の観点からも重要であると考えております。

一方、他市においては、男性職員の育児休業取得促進のための取組として、育児休業に対する意識改革や不安解消、取得しやすい組織風土の醸成など、男性職員が育児休業を取得しやすい環境づくりに取り組んでいる事例もあることから、10月1日の育児休業等に関する法律の見直しに伴い、本市におきましても、男性職員の育児休業取得促進のため、積極的に取り組んでまいりたいというふうにして考えております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 ありがとうございます。

現在、在席しておられます理事者の方々を見ますと、全員男性となっております。これらを見ましても、女性の活躍という言葉がありましたけれども、それを促すためにも、男性の育休取得というのは改善されなければいけないと思いますので、そうした人事全体について、しっかり見ていただくようお願いしたいと思います。

次に、12款公債費について質疑いたします。

先ほどの質疑でも紹介いたしました財政比較分析表に基づきますけれども、こちら、実質公債費比率が令和2年度決算において、中核市で一番高いというふうに示されております。その理由をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 山崎委員からの実質公債費比率についての御質疑にお答えいたします。

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、平成20年4月1日に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、全ての地方公共団体が同一の算定方法により算定・公表している4つの財政指標の一つであります。

実質公債費比率の算定に当たりましては、一般会計等における地方債の元利償還金のほか、一般会計等から一般会計等以外への、特別会計への繰出金のうち、公営企業における公営企業債の元利償還金に対する繰出金、また、債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるものなどが含まれます。

本市の令和2年度決算による実質公債費比率の14.2%が中核市の中で一番高い理由であります。分母となる標準財政規模が、首都圏や関西圏など比較的財政規模の大きい中核市に比べて小さいことや、分子となる地方債の元利償還金につきましては、20年前から発行してきた大規模事業に係る元利償還金が残存しており、その償還が実質公債費比率に影響してきたものと考えられます。

本市の実質公債費比率は、平成29年度決算による算定値である15.2%をピークに徐々に低下しており、令和3年度決算による算定値は13.2%となっております。この実質公債費比率につきましては、3か年平均の数値というふうになっておりますが、単年度で見ますと、平成29年度は15.47%、平成30年度は15.06%、令和元年度は14.54%、令和2年度は13.17%、令和3年度は11.97%と着実に減少を続けております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 減少しているということと、単年度で見ますと令和3年度——直近の数字で11.97%と低い数字を記録しているということで理解いたしました。

次の質疑となります。

アリーナプロジェクトの事業なんですけれども、こちら、建設事業で市債を発行した場合、どのような対応になるのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 建設事業債を発行した場合の対応についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市財政プランに基づき、新たに市債を借り入れる場合には、その年度の発行額が償還額を上回らないよう抑制し、市債残高の縮減に努めているところであります。

具体的には、令和4年度予算における借換債を除く市債発行額は、アリーナプロジェクト推進事業の19.1億円を含めた総額で約89.5億円であるのに対し、元金償還額は123.6億円となり、その差引き、いわゆるプライマリーバランスはマイナス34.1億円となることから、大規模事業を実施しながらも、市債発行額をコントロールし、市債残高の縮減を図ることで、安定的な財政運営に努めているところであります。また、建設事業債を発行する際、建設する施設の耐用年数以内で市債の借入れをしております。

アリーナプロジェクト推進事業につきましては、20年の据置き期間3年で償還を実施し、財政負担を後年度に平準化しております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 アリーナプロジェクトというビッグプロジェクトですけれども、20年、据置期間3年での償還を実施することで財政負担を平準化するというお話でした。理解いたしました。

それでは、実質公債費比率の今後の見通しについてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 実質公債費比率の今後の見通しについてお答えいたします。

本市では、「青森市財政プラン（2019～2023）」に基づき、市債発行額の抑制と市債残高の縮減に努めているところであります。これにより、公債費は年々減少してきております。令和3年度は約158億4700万円であったものが、青森市財政プランの最終年度であります令和5年度には、約133億円となる見込みであります。このことから、実質公債費比率も、引き続き、減少していくものと考えております。

今後におきましても、都市間競争力の基盤となる持続可能な財政運営の確立を図ってまいります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 見通しについての答弁を理解いたしました。

それでは、財政健全化の指標のもう一つである将来負担比率についても質疑いたします。

将来負担比率はどのようになっているのか、状況をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 将来負担比率についての御質疑にお答えいたします。

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な債務、公債費、退職手当、損失補償している公社・第三セクターの等の負債などから充当可能な基金や交付税措置額等を差し引いたものの標準財政規模に対する割合で、実質公債費比率と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定公表している4つの財政指標の中の一つであります。

本市の令和2年度決算による将来負担比率につきましては89.3%ということで中核市60市中53位となっております。

その理由であります。分母となる標準財政規模が、首都圏や関西圏など比較的財政規模の大きい中核市に比べて小さいこと、また、分子となる地方債残高が他の中核市と比べて比較的大きいこと、分子の値を下げる効果があります。地方債の償還に充当可能な基金というもののうち、財源調整のための基金残高が少ないことなどが要因と考えられます。

本市の将来負担比率は、平成29年度決算による算定値で104.3%でありましたが、平成30年度は97.5%、令和元年度は93.6%、令和2年度は89.3%、令和3年度が82.3%と着実に減少を続けております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 こちらも実質公債費比率と同様に減少しているということが分かりました。

それでは、こちらについても今後の将来——こちらというのは将来負担比率ですね——についても今後の見通しをお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 将来負担比率の見通しについてお答えいたします。

将来負担比率についての今後の見通しにありましては、1つに、本市では青森市財政プランに基づき、市債発行額の抑制と市債残高の縮減に努めているところであり、令和3年度末における建設事業債等の残高約772億円が、青森市財政プランの最終年度であります令和5年度末には約728億円になる見込みであり、今後においても地方債残高は減少し続ける見通しであること、また2つに、今後、令和5年度当初予算編成に向けまして、青森市財政プランのローリングに取り組むこととなります。

本プランの目標に掲げた財政調整のための基金残高50億円以上を、今年度確保する見込みであることに加えまして、昨冬の除排雪経費に約59億円を要したことを念頭に財源調整のための基金残高の目標を、今後、設定する必要があると考えておりますことから、この基金残高の確保によりまして、将来負担比率にもプラスの影響を与えることが考えられます。

これらのことから、将来負担比率につきましても、引き続き、減少していくものと考えられるところであります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 ありがとうございます。

今後の財政については、様々な課題がありましたけれども、それが徐々に、課題を解消しつつあるということで理解いたしました。

昨冬、除排雪経費が約59億円と莫大にかかりましたけれども、これらも含めまして、基金残高50億円というのがこれまでの目標だったんですけれども、それを上回る基金残高の必要性というものが、今後、必要となっていくのではないかと考えております。

企画部長に関しては、引き続き、青森市の財政をしっかりと改善していただくよう求めます上に、先ほど人事のほうでもお話ありましたが、残業時間が企画部で長いというお話もありましたので、是非、そちらについても改善いただくようお願いして、私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時15分からといたします。

午後 2 時45分休憩

午後 3 時15分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝委員であります。

昨年の決算特別委員会では、私は 102 分の持ち時間を 1 人で使わせていただきましたが、今回の私の持ち時間は 68 分となっています。できるだけ、1 時間以内に終わるように、簡潔に質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、歳入歳出決算付属書の 2 ページから 3 ページの決算総括表及び 6 ページから 7 ページの一般会計科目表等について、さらに、そのあとの質疑もありますので、各企業会計決算書の歳入について、今回は歳入のみについて、お伺いをさせていただきます。

款項目でいくと、2 款、3 款、4 款、5 款、6 款、7 款、8 款、9 款、12 款、16 款、17 款、18 款、19 款、20 款、22 款について、まず、歳入項目の予算現額と昨年も聞きました調定額の増減の理由をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、奈良委員の御質疑のうち、私から、まず、12 款地方交付税における増減理由についてお答えいたします。

12 款地方交付税につきましては、予算現額 279 億 8007 万 9000 円に対し、調定額 301 億 645 万 4000 円で、21 億 2637 万 5000 円の増となっております。

地方交付税のうち、特別交付税につきましては、当初予算額を例年ベースの 14 億円とし、昨冬の大雪等の影響を受けた地方公共団体に対し、繰上げ交付された分の 4 億 6200 万円を加えた 18 億 6200 万円を予算現額と見込んでおりました。災害級の降雪に係る除排雪経費に対して、国に財政支援を要望してきたところ、これらの特別な財政需要を勘案して、交付額を算定していただいたと考えられることなどにより、決定額が 39 億 8837 万 5000 円となり、予算現額よりも調定額が上回ったこと

によるものであります。

続きまして、16 款国庫支出金における増減理由についてお答えいたします。

16 款国庫支出金のうち、1 項国庫負担金につきましては、予算現額 252 億 5511 万 7000 円に対し、調定額 249 億 3246 万 2256 円で、3 億 2265 万 4744 円の減となっており、同項 2 目衛生費国庫負担金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源である保健衛生費負担金について、当初の見込みから追加接種等の実施に備え、補正予算で追加計上してはいましたが、事業が複数年度にまたがることから、その財源として、当該歳入予算約 3 億 6900 万円を繰り越したことが要因と考えております。

続いて、2 項国庫補助金につきましては、予算現額 204 億 8890 万 7225 円に対し、調定額 174 億 7330 万 8499 円で、30 億 1559 万 8726 円の減となっており、同項 2 目民生費国庫補助金におきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の財源を補正予算で追加計上したところではありますが、事業が複数年にまたがることから、その財源として、当該歳入予算約 14 億 3300 万円を繰り越したこと、続いて同項 6 目土木費国庫補助金におきましては、国補正に伴う青森駅周辺整備推進事業や青森操車場跡地周辺整備推進事業に伴う財源を補正予算で追加計上したところではありますが、事業が複数年度にまたがることから、その財源として、当該歳入予算約 2 億 5900 万円を繰り越したこと、同項 7 目教育費国庫補助金においては、筒井小学校校舎等改築事業やアリーナプロジェクト推進事業等に伴う財源として、学校施設環境改善交付金等の国庫補助金を補正予算で追加計上したところではありますが、事業が複数年度にまたがることから、その財源として、当該歳入予算約 12 億 9200 万円を繰り越したことが要因と考えております。

続いて、17 款県支出金における増減理由について、お答えいたします。

17 款県支出金のうち、1 項県負担金につきましては、予算現額 72 億 785 万 4000 円に対し、調定額 68 億 8357 万 698 円で、3 億 2428 万 3302 円の減となっており、同項 1 目民生費県負担金におきまして、子どものための教育・保育給付費県負担金等について、国と県の負担割合の変更により、予算現額よりも調定額が約 3 億 2200 万円下回ったことが要因と考えております。

続いて、2 項県補助金につきましては、予算現額 19 億 9452 万 3000 円に対し、調定額 14 億 661 万 802 円で、5 億 8791 万 2198 円の減となっており、同項 2 目民生費県補助金におきましては、子ども・子育て支援事業費補助金で延長保育促進事業及び一時預かり事業等の歳出不用額に連動した財源であり、予算現額よりも調定額が約 1 億 9000 万円下回ったこと、同項 4 目農林水産業費県補助金においては、農業振興費補助金で経営体育成対策事業及び新規就農総合支援事業等の歳出不用額に連動した財源であり、予算現額よりも調定額が約 9300 万円下回ったこと、また、同項 5 目商工費県補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金給付事業の歳出不用額に連動した財源であり、給付実績額が予算計上額よりも少な

く、不用額となったことから、予算現額よりも調定額が約 2 億 5100 万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、18 款財産収入以降における増減理由について、お答えいたします。

初めに、18 款財産収入につきましては、予算現額 2 億 4563 万 2000 円に対し、調定額 2 億 1610 万 8732 円で、2952 万 3268 円の減となっており、同款 2 項財産売払収入 4 目生産物売払収入において、国有地等を利用して、国・市・各部分林組合と連携し、造成・保育を行っている部分林の売却額が当初見込んでいた額よりも減となったことなどにより、予算現額よりも調定額が約 3000 万円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、19 款寄附金につきましては、予算現額 6 億 5529 万 1000 円に対し、調定額 6 億 1844 万 9117 円で、3684 万 1883 円の減となっており、これは、寄附金の当初予算見込みからの急増に備え、補正により、予算の追加計上しておりましたが、結果として、予算現額よりも調定額が下回ったことが要因と考えております。

次に、20 款繰入金につきましては、予算現額 37 億 2290 万円に対し、調定額 9 億 6884 万 5595 円で、27 億 5405 万 4405 円の減となっており、同款 3 項基金繰入金 1 目青森市財政調整積立金繰入金において、予算全体の財源調整をするための基金について、決算見込みにより当初予定していた金額を繰り入れる必要がなくなったことから、予算現額よりも調定額が 25 億円下回ったことなどが要因と考えております。

次に、22 款諸収入につきましては、予算現額 27 億 8710 万 6000 円に対し、調定額 34 億 2519 万 5856 円で、6 億 3808 万 9856 円の増となっており、これは、同款 5 項雑入 5 目雑入において、生活保護受給者に係る生活保護法第 63 条返還金等について、返還見込みが立てられないことから、これまで、当初予算における科目計上としており、令和 3 年度につきましては、調定額が約 4 億 300 万円となったことにより、予算現額よりも調定額が上回ったことなどが要因と考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 奈良委員からの予算現額と調定額の増減理由について、税務部で所管する 2 款、3 款、4 款、5 款、6 款、7 款、8 款、9 款の歳入項目についてお答えいたします。

2 款地方譲与税については、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税の合計で、予算現額 8 億 7847 万 6000 円に対し、調定額 9 億 3045 万 6224 円で、5198 万 224 円の増となっており、これは、自動車の保有台数の増加や新型コロナウイルス感染症拡大により減少していた航空需要の回復等が要因と考えております。

3 款利子割交付金については、予算現額 2035 万円に対し、調定額 2013 万 3000 円で、21 万 7000 円の減となっており、令和 2 年度と同様に、新型コロナウイルス

感染症拡大による収入の減少に伴う預貯金の減少が要因と考えております。

4 款配当割交付金については、予算現額 5888 万 5000 円に対し、調定額 9248 万 4000 円で、3359 万 9000 円の増となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により悪化していた企業の業績回復によるものと考えております。

5 款株式等譲渡所得割交付金については、予算現額 5917 万 7000 円に対し、調定額 8655 万 1000 円で、2737 万 4000 円の増となっており、コロナ禍にあっても株式市場での取引が活発であったことが要因と考えております。

6 款法人事業税交付金については、予算現額 5 億 8510 万 5000 円に対し、調定額 5 億 7931 万 1000 円で、579 万 4000 円の減となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により悪化していた企業の業績は回復傾向になったものの、結果として、見通しに届かなかったものと受け止めております。

7 款地方消費税交付金については、予算現額 65 億 4924 万 2000 円に対し、調定額 68 万 6532 万 2000 円で、3 億 1608 万円の増となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の……(発言する者あり)失礼しました。調定額 68 億 6532 万 2000 円で、3 億 1608 万円の増となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の波はあるものの、全般的に消費が拡大したことが要因と考えております。

8 款ゴルフ場利用税交付金については、予算現額 1944 万円に対し、調定額 2027 万 4467 円で、83 万 4467 円の増となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により悪化していたゴルフ場の利用が若干回復したことが要因と考えております。

9 款環境性能割交付金については、予算現額 5293 万 4000 円に対し、調定額 6315 万 7000 円で、1022 万 3000 円の増となっており、自動車の取得時に課税される自動車税環境性能割について、消費税率の引上げに伴い、税率を 1 % 分軽減する特例措置が令和 3 年 12 月 31 日をもって終了したことが要因と考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

次に行きます。令和 3 年度における新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予と減免の実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 奈良委員からの新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免実績についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への令和 3 年度の介護保険料の減免実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度、収入が下がった方々などに対し、前年の合計所得額に応じて、介護保険料の全額または 10 分の 8 を減免したもので、件数は 69 件、減免額は 398 万 9500 円となっております。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 奈良委員からの徴収猶予及び減免の実績についての御質疑

にお答えいたします。

令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収猶予を適用した実績は、法人市民税が5件で334万1200円、固定資産税が12件で1225万3500円、合計では17件で1559万4700円となっております。また、令和3年度における新型コロナウイルス感染症に係る減免実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度、収入が下がった方々等に対して、前年の合計所得額に応じて、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料において、保険税等の全額から10分の2を減額したもので、国民健康保険税が319件で5330万5000円、後期高齢者医療保険料が11件で91万3000円となっているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

今の徴収猶予と減免の実績を聞いたところ、令和2年度よりも、件数も金額も、かなり低くなっているということは、それだけコロナも収束に近づいているのかどうか分かりませんが、歳入については増えているというふうに理解したいと思います。この項については、以上で終わります。ありがとうございます。

次に、同じく歳入について、令和3年度における催告強化の実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 奈良委員からの催告の強化の実績についての御質疑にお答えいたします。

副市長を本部長とする青森市収納対策本部では、毎年度、収納対策を策定して、債権の適正管理を推進しており、催告の強化は、その一環として取り組んできているところであります。

収納対策本部では、特に市の財政に与える影響が大きい、一般会計及び特別会計における市税、国民健康保険税等並びに公営企業会計における医業未収金、水道料金及び下水道使用料の15の歳入項目について、収納対策の取組状況を個別・具体的に検証し、その進行管理を行っており、これらの項目に係る令和3年度における催告の実績は、文書催告が9万6335件、電話催告が3万5134件、臨戸訪問による催告が3106件、青森市納付お知らせセンターによる納付勧奨が1万6192件、ショートメッセージサービスによる納付勧奨が455件の合計15万1222件となっているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

そうすると、令和2年度の決算と比べて、減っているのもあれば、増えているケースもありますが、おおむね順調に催告は行われているものというふうに判断をして

おきます。

次に、同じく歳入について、令和3年度における差押えの実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 奈良委員からの差押えの実績についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度における市税等の滞納処分に係る差押えは、青森市収納対策本部で決定した令和3年度収納対策における強制徴収の徹底として取り組み、新たに搜索により差押えを執行しているところであります。

令和3年度における市税等の滞納処分に係る差押え実績は、差押え件数が669件、徴収金額が1億4758万8068円となっており、このうち、搜索により差押えしたものは、現金1万円とキーボード1台……（発言する者あり）失礼しました。ただいま、徴収金額のところを誤ってお答えいたしました。徴収金額が1億4757万8068円となっており、このうち搜索により差押えしたものは、現金1万円とキーボード1台となっているところであります。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 分かりました。件数も前年度決算と比べて多くなっていますし、徴収金額も多くなっていました。

そこで、いま1つだけ、差押えによって、現金1万円と。よく給与差押えとかと聞くんだけど、キーボード1台——物は分かるんだけど、どういうふうに、映画とかで、マルサとかでやっている税務署の職員のそういうのは分かるんだけど、市のそういうのというと、あまり経験がないものですので、ちょっとそこを詳しく教えてちょうだい。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 差押えに関する再度の御質疑にお答えいたします。

通常、私どもが行っている差押えと申しますと、例えば、銀行に預貯金を照会して、預貯金がある場合の差押えですとか、不動産の登記簿を確認して、不動産の差押え、その差押えに基づいて、公売を行って、換価して、税金に充当する、こういったものが通常でありますけれども、搜索による差押えというのは、実際に滞納している方の御自宅ないし店舗のほうに伺いまして、そこで、実際の物品、動産ですとか、例えば、金庫の中を見せてくださいとか、そういうふうな搜索を行って、差押えに該当するようなものがあれば、現物をそこで徴収して、持って来ると。持って来た物については、会計管理者の口座のほうに充当する、そういう手順であります。その搜索に当たりましては、もちろん、滞納している方の自宅等を調べるわけでありますので、同席していただく、それと、例えば、ほかの機関、青森県と立会い等をしていただいで実施しているというところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 税務署の職員がやるようなことを市でやっているというのは、今、初めて知ったものですので、分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に行きます。令和3年度において、行政サービスを制限した実績についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 行政サービスの制限に係る実績についての御質疑にお答えいたします。

行政サービスの利用制限は、市財政の根幹をなす市税の滞納を抑止することを目的として、青森市収納対策本部で決定する収納対策の一環として取り組んできているものであります。

令和3年度において、市税に滞納がある場合において、市が提供する各種行政サービスの利用制限を行ったケースは、事業継続支援緊急対策事業補助金の自己所有物事業者に支援ということで、これは店舗に係る家屋の令和3年度の固定資産税の8割を相当として、その2か月分に当たる分を補助として支給するというものでありますけれども、それが1件と、事業継続支援緊急対策事業補助金の感染症対策設備機器等導入支援でありまして、店舗等で感染拡大を防ぐために、飛沫感染ですとか接触感染を防ぐための手だてをした経費の一部を補助するというもの、この2件になっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

令和2年度の決算から見ると、もう大分、令和2年度は合計で112件ですので、制限しなくてもよくなったということは、それはいいことだなというふうに思っています。

次に行きます。スマートフォン決済の令和3年度の割合と実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 スマートフォン決済の実績についての御質疑にお答えいたします。

スマートフォンによる市税等の納付は、青森市収納対策における納付機会の拡大の一環として、令和元年度からはネットバンキング納付、令和2年度からはクレジットカード納付を実施しておりまして、令和3年度における両者の実績の合計と収入全体に占めるその割合、これは、各税目ごとの収入済額全体に対するスマートフォン決済による収入済額、その割合ということになりますが、市県民税は1018件、3683万9800円で、全体の1.10%、固定資産税は2182件、4653万800円で、全体の0.30%、軽自動車税は862件、744万7100円で、全体の1.0%、国民健康保険税は787件、2136万2300円で、全体の0.57%、合計で4849件、1億1218万円で、全体の0.48%となっているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 今の答弁からいくと、要は、令和2年度の決算から、大分、パーセントも伸びていますし、金額も伸びていると思います。合計でも約0.4ポイントの増で、金額で約1億円の増となっています。恐らく、今後も、この傾向は進むんではないかなと思っておりますので、注視していきたいなというふうに思っています。ありがとうございます。

それでは、次、クレジットカード払いの令和3年度の割合と実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 クレジットカード払いの実績についての御質疑にお答えいたします。

スマートフォン決済のうち、令和2年度から実施しておりますクレジットカード納付の令和3年度における実績と収入全体に占める割合は、市県民税は725件、2319万4000円で、全体の0.69%、固定資産税は1699件、3874万1500……（発言する者あり）度々、数字を間違っ申し訳ございません。市県民税は725件、2319万4000円で、全体の0.69%、固定資産税は1699件、3874万1500円で、全体の0.25%、軽自動車税は745件、650万2800円で、全体の0.87%、国民健康保険税は529件、1367万600円で、全体の0.36%、合計で3698件、8210万5300円、全体での割合は0.35%となっているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

これについても、件数は減っているものもありますが、令和2年度の決算から比べると、やはり同様に増加傾向があるなど。金額も増えておりますので、そういう傾向にあるなと思っておりますので、これからも注視をしていきたいなというふうに思っています。

次に、令和3年度の債権回収委託の実績をお示してください。（発言する者あり）そうじゃない。その前に、病院もあるんでしょう——はい、委員長。

○館山善也委員長 すみません。

答弁を求めます。市民病院事務局長。

〔奈良祥孝委員「そうだよな。だから、そこにいるんだもんな」と呼ぶ〕

○岸田耕司市民病院事務局長 市民病院医療費に係るクレジットカード納付についての御質疑にお答えいたします。

青森市民病院では、医療費収納対策の一環として、患者さんが納付しやすい環境づくりなどを目的として、平成23年4月からクレジットカード決済を導入しております。

令和3年度の個人負担分の医療費納付額に占めるクレジットカード決済での納付額及びその割合についてですが、個人負担分の納付総額8億9251万8507円に対し、クレジットカードによる納付額は1億9244万2796円で、納付額に占める割合は21.6%となっております。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 市民病院事務局長、大変失礼しました。

いずれ——クレジットカード払いもまだまだ増える傾向にあると私は思っていますので、これらについても注視をしていきたいと思っています。この項は以上で終わります。

次に、令和3年度の債権回収委託の実績をお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 債権回収委託による令和3年度の回収件数及び金額についての御質疑にお答えいたします。

債権回収の委託は、青森市収納対策本部で決定した収納対策における外部委託の推進として取り組んできているものであり、令和3年度の回収件数及び金額は、母子父子寡婦福祉資金貸付金が16件で176万9710円、市民病院診療費が35件で119万2541円、奨学資金貸付金が141件で80万9400円、水道料金が339件で154万4752円、下水道使用料が204件で94万5273円、合計が735件で626万1676円となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

全体的に見ると、件数も増えていきますし、金額も増えていきます。水道とか、下水道が入った関係もあると思います。分かりました。この項についてはよろしいです。

次に、令和3年度の債権回収委託実績のうち、弁護士法人の回収実績をお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 弁護士法人の回収件数及び金額についての御質疑にお答えいたします。

本市では、外部委託の推進として令和2年度から、債権回収の委託先を債権回収株式会社のほかに、弁護士法人を追加しているところであります。

弁護士法人への委託による債権の回収件数及び金額については、令和3年度の実績は、市民病院診療費が35件、119万2541円のうち、21件、76万2914円、奨学資金貸付金が141件、80万9400円のうち、37件、18万5000円、水道料金が339件、154万4752円のうち、124件、44万9122円、下水道使用料が204件、94万5273円のうち、62件、23万7773円、全体では735件、626万1676円のうち、244件、163万4809円となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

次に行きます。次は、令和3年度から新たに債権回収委託の対象になった債権がありましたら、お知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 債権回収委託の対象に加えた債権についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成23年度から、市が保有する未収債権のうち、市外在住、居住不明、その他対応困難案件について、母子父子寡婦福祉資金貸付金、市営住宅使用料、市民病院診療費、浪岡病院診療費、水道料金の5つの債権について、債権回収会社へ委託を開始いたしました。その後、令和2年度からは、新たに、損失補償金返済金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、奨学資金貸付金、受託工事費の5つの債権を追加しており、令和3年度におきましては、令和2年度と同様に、この10項目の債権の回収を委託しているところであります。

○館山善也委員長 奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

次に、不納欠損に入らせていただきます。

対前年度比で不納欠損額が増加した項目をお示しくください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 不納欠損額が増加した項目についてお答えいたします。

税務部が所管する歳入項目のうち、令和3年度において、不納欠損額が増加した項目は、市民税普通徴収、市民税特別徴収、法人市民税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、一般被保険者第三者行為等納付金の計7項目となっております。

項目別における不納欠損額は、現年課税分及び滞納繰越分の合計で、市民税普通徴収については、令和2年度は3848万7809円で、令和3年度が4632万2872円の783万5063円の増、市民税特別徴収については、令和3年度は270万7152円で……（発言する者あり）令和2年度は3848万……（発言する者あり）失礼しました。市民税特別徴収については、令和2年度は270万7152円で、令和3年度が318万5890円の47万8738円の増、法人市民税については、令和2年度は276万3309円で、令和3年度が298万2052円の21万8743円の増、軽自動車税については、令和2年度は578万5431円で、令和3年度が689万2680円の110万7249円の増、国民健康保険税については、令和2年度は2億5065万2159円で、令和3年度が3億292万3216円の5227万1057円の増、後期高齢者医療保険料については、令和2年度は519万1109円で、令和3年度が623万576円の103万9467円の増、一般被保険者第三者行為等納付金については、令和2年度はゼロ円で、令和3年度が4万386円の4

万 386 円の増となっているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 奈良委員からの不納欠損額が増加した項目についての御質疑にお答えいたします。

福祉部が所管しております歳入項目のうち、令和 3 年度決算において、不納欠損額が増加した項目は、生活保護受給者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに発生する返還金である生活保護法第 63 条返還金、生活保護費の過払い等による戻入のうち、出納閉鎖までに返納されなかったものについて、翌年度に歳入として調定した生活保護費過年度分返還金、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病児一時保育所利用した際の病児一時保育負担金、児童手当の過払いによる児童手当過年度分返還金、児童扶養手当の過払いによる児童扶養手当過年度分返還金の 5 項目となっております。

令和 3 年度決算における生活保護法第 63 条返還金の不納欠損額は、前年度と比較して 1356 万 100 円増の 2562 万 4954 円となっております。また、令和 3 年度決算における生活保護費過年度分返還金の不納欠損額は、前年度と比較して 115 万 6031 円増の 443 万 2016 円となっております。不納欠損額が増加した理由といたしましては、生活保護法第 63 条返還金及び生活保護費過年度分返還金ともに、生活保護の廃止後において、督促に応じず、不納欠損処理した件数が増加したもの、また、死亡による生活保護廃止者において、債権を相続する親族がいない者及び相続放棄により不納欠損処理した件数が増加したことによるものであります。

次に、令和 3 年度決算における病児一時保育負担金の不納欠損額は、前年度と比較して 2800 円増の 6800 円となっており、不納欠損額が増加した理由としては、未収債権状況調査により、回収見込みがないとの調査結果を踏まえ、不納欠損処理をした件数が増加したものであります。

令和 3 年度決算における児童手当及び児童扶養手当過年度分返還金の不納欠損額は、いずれも前年度において不納欠損がなかったものの、令和 3 年度は、児童手当過年度分返還金が 1 件で 3 万円、児童扶養手当過年度分返還金が 2 件で 10 万 1820 円の不納欠損となっております。不納欠損額が増加した理由としては、未収債権状況調査により、回収見込みがないことや、債務者死亡により不納欠損処理をしたものであります。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 令和 3 年度の病院事業会計における不納欠損についての御質疑にお答えいたします。

令和 3 年度の病院事業会計における不納欠損については、市民病院が 261 件、金額は 500 万 8443 円となっており、令和 2 年度と比較し、185 件、185 万 9269 円の増となっています。不納欠損の理由としては、1 つに、生活困窮、生活保護等が 132

件で244万7092円、前年度と比較し、124件の増で241万7624円の増、2つに、自己破産によるものが47件で35万8592円、昨年度と比較し、30件の増で145万3618円の減、3つに、居所不明、債務者死亡が82件で220万2759円、昨年度と比較し、31件の増で89万5263円の増となっています。

なお、浪岡病院については、不納欠損はないものです。

以上でございます。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 不納欠損額が増加した項目と理由についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会が所管いたします歳入項目のうち、令和3年度におきまして、不納欠損額が増加した項目は、職員給与返納金でありまして、令和2年度はゼロ円だったものが、令和3年度には12万7440円となったものであります。その理由といたしましては、債務者が死亡いたしまして、令和3年度に、その債務について、法定相続人全員が相続放棄したことによりまして、徴収の見込みがなくなったため、不納欠損額が発生したものであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 不納欠損額が増加した項目について、水道部所管分をお答えいたします。

令和3年度決算において、下水道事業受益者負担金の不納欠損額が前年度比較で67万8450円増の125万7990円となっております。増加した主な理由といたしましては、滞納者の財産調査及び資力調査を行ってきた結果、経済的理由——生活困窮による即時消滅が増加したことであります。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

御案内のとおり、昨年聞いた項目を——昨年は、令和2年度まで、過去3年・5年と聞いてきました。今回は単年度で聞きました。不納欠損額については、後は申し上げませんので、結構です。

ここ数年は、債権管理を徹底した上で判断しているものというふうに理解しています。一般質問のところでも言いましたが、やはり全庁的にこういうのをきちっとやっているんだというのを分かっています。収納対策本部長も御苦労されていると思いますが、ぜひ、これからも、全庁的に意識統一をしていただきたいということを申し上げて、この項は終わります。

最後に、すみません、本来であれば、令和3年度決算とは、ちょっと関係ないんですが、令和4年度の実績を、今の現状——本来でいえば、来年の9月議会で聞けばいいんですけれども、新しい項目があったもので、伺わせていただきます。

令和4年4月から実施している電子マネーの決済の現状をちょっとお知らせくださ

い。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 電子マネー決済の現状についての御質疑にお答えいたします。

電子マネーによる市税等の納付は、青森市収納対策における納付機会の拡大の一環として、令和4年4月から実施しております。8月末現在における実績と収入全体に占める割合は、市県民税が947件、2109万3205円で、全体の1.25%、固定資産税が2725件、4541万158円で、全体の0.43%、軽自動車税が1322件、1097万6300円で、全体の1.45%、国民健康保険税が558件、651万5900円で、全体の0.58%、合計では5552件、8399万5563円で、全体の0.59%となっているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 電子マネー決済の現状について、水道部所管分についてお答えいたします。

電子マネーによる水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の納付は、本年4月検針分から実施しております。令和4年8月末現在における実績と収入全体に占める割合は、水道料金が3229件、648万6042円で、全体の0.35%、下水道使用料が2720件、519万7353円で、全体の0.37%、農業集落排水施設使用料が8件、1万2644円で、全体の0.05%、合計で5957件、1169万6039円で、全体の0.35%となっております。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

電子マネーも4月から始まって、これだけの件数であれば、今後も増えるものだろうと推察いたします。先ほどのクレジットカード払いやスマホ決済なども含めて、今後はこういう傾向があるのではないかなど。特に、先般のニュースでもありましたけれども、給与を電子マネーで払うとか、アナログ人間なものですので、私には全然想像がつかない。今後、こういうことは十二分に考えられると思いますので、行政においても、しっかり対応していくようお願いをしたいと思います。

あと1つ、最後、本定例会の議場でも申し上げましたが、やっぱり、今後の持続可能な財政運営というのを私は心配しています。これは何も、給食費云々かんぬんだけではないです。特に給食費の無償化は、今の我々はいいいんです。あと10年後、もう部長をやっている人はいないんだから。市長だって、多分、替わっているかもしれない。でも、その次の人たちは、責任があるじゃないですか。我々が、今、決めてやって、10年後、これは苦しくて、それはできませんというわけにいかないんです。だからこそ、今のうちに、きちっとしたスキームをつくっておく。特に収納対策。もちろん経費を抑制する、それはいいです。それは行政側でやるだろうし、

我々も意を用いていくけれども、私の場合、特に収納はきちっとやって、持続可能なものにしましょう。それで、無駄な経費は極力抑えましょうということでやっていくということを収納対策本部長に期待をして、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

早速質疑していきたいと思います。

4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費、ごみ処理に関連して質疑します。

2021年——昨年の12月議会での予算特別委員会でも質疑しましたが、高齢者などがごみ出しをすることができなかつたり、特に、冬場には無理をして、ごみ出しに行つて、けがをしそうになったという声を聞いています。

こうした、いわゆるごみ出し難民と言われる人たちへの支援を行つていくことが必要だと思いますが、市は現在、環境省が出した「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」も基にしながら調査を行つていると思います。その進捗状況についてお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 赤平委員からの高齢者のごみ出し支援についての御質疑にお答えいたします。

高齢者のごみ出し支援に係る国の取組状況といたしまして、高齢化の進展とともに、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加している状況を踏まえ、国では、今後、高齢者のごみ出し支援を導入しようと検討を行う地方公共団体が、どのようなことに留意して制度設計を行い、持続的に運用していくべきかを検討する際の参考となるよう、また、既に制度を導入している地方公共団体においても、課題の改善や支援制度の見直しにつながることを目的として、「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」を令和3年3月に策定しております。

国が策定した手引での記載内容につきましては、まず、ステップ1として導入前の実態把握、ステップ2として制度の設計、ステップ3として制度の運用、ステップ4として制度の見直しなどの評価となっております。

高齢者等に対するごみ出し支援に係る市の取組といたしましては、国が策定した手引で示されているとおり、高齢者等に対するごみ出し支援の検討に当たっては実態の把握が不可欠であると考えており、豪雪地帯である本市の地域的特性を踏まえた効率的な方策について関係部局と協議していくこととし、ごみ出しが困難な高齢者等の実態を把握するため、各種検討を行ってきたところです。

このうち、地域の実態の把握につきましては、ごみ出しが困難な高齢者等の実態を把握するため、令和元年度より町会や民生委員に実態を伺ってきておりましたが、令和2年1月の聞き取り実施以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、会議の開催を見合わせる町会の意向を踏まえ、この聞き取りを中断しているところです。

今後の対応につきましても、国の策定した手引でも示されているとおり、地域の実態把握が不可欠と考えていることから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、地域の実態を把握するため、町会や民生委員からの聞き取りを行うため、町会連合会及び民生委員担当部局との調整を行いながら、豪雪地帯である本市の地域特性を備えた効率的な方策について関係部局と協議していくこととしております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 令和元年から聞き取りを始めて、今もう3年目に入るわけですが、なかなか進んでいないと。コロナの影響もあるということです。

それで、調査の目的としては、全国的には支援のニーズがあるということは分かっていますが、市としてのニーズはどうかということや、実際、現状としてどういった状況になっているのかということを知るためだと思います。

ただ、前回のやり取りでもそうでしたが、コロナ禍の下で、町会活動も制限している下で、調査がなかなか進んでいないというのは、歯がゆい思いをするわけなんですけれども、先ほどの手引には、ニーズ調査の方法として3つ挙げています。1つは、資料等による調査を行う項目として、各種統計データだったり、導入している自治体の状況の調査、これはすぐにでもできると思います。2つ目に、ヒアリング調査等により把握する項目として、ニーズがどうかと関係団体などに聞き取りして行う項目、これが今、当たっている壁だと思います。3つ目に、アンケート調査により把握する項目として、ごみ出しに困っている高齢者世帯の実態を調査しましょうということもあります。

市としては、この1、2、3全部、全てを調査してから、いろいろ考えていこうと、そういうことなんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

市が、今まで町会や民生委員の方々の集まりに、うちのほうの担当者が、その会議に自らお邪魔して聞き取ってきた内容といたしましては、今、赤平委員から御紹介ありましたように、その地域で何人の方がごみ出しに苦労していらっしゃるか、また、その方々の対応として、例えば、町会の方の有志の方が代わりにごみ出しをしている、もしくは、その方の血縁者の方が代わりにごみ出しをしているなどといった実際の内容の聞き取り、あと、昨年の予算特別委員会で赤平委員から御紹介ありましたように、例えば、その町会の中で、高低差のある道路、いわゆる急勾配の坂のある道路ですとか、また、狭隘道路——幅の狭い道路などの存在といったような地形的なもの、様々な内容について、聞き取り調査を今までしてきたところであります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 何か、私が聞いていることにちょっと答えていない気がするんで

すけれども、つまり、今、現時点で、コロナという壁はあるんですけども、全く何も調査ができないのかなということが、全く前に進めないのかなっていうことがちょっと歯がゆい思いとしてあるんです。

それで、今、平成30年度の23.5%から、令和2年度には34.8%と、導入している自治体は増えている。制度を導入している自治体は増えていると。中核市・特例区でも67.4%が、平成27年の時点ですけれども、何らかの支援を実施していると。それで、今回こういう手引も出されて、様々、本市と同じように調査が、他自治体でも行われているというふうに思います。

そういった他自治体の調査状況、コロナ禍でもどういう調査をしていますかというようなことを把握する、そうしたことはやっているんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

青森市環境部といたしまして、昨年の赤平委員からの予算特別委員会での御質疑の後、令和4年3月以降、再度、町会の聞き取りを開始すべく、連合町会と調整を重ねてきたんですが、やはり、一旦決まったものの、コロナに対する不安感ということから、またちょっと、今の時期ではやってほしくないというような申入れがあったことから、中断したままとなっております。

また、各自自治体が、どういうことを聞いているかといった調査方法を調べているかということにつきましては、中核市や県内の市町村で、何かしら、そういうごみ出し支援について行っているかということについては、聞き取り調査というのをやってはいるんですが、どういう調査、調査方法についての調査というものについては、まだ手が出ておりません。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 やっぱり、コロナという壁はあるんですけども、このままだったら、ずるずるいつまでも前に進まないまま、支援を求める声だけがどんどん積み上がっていくというふうに思うんです。

それから、やっぱり手間と時間をかけて、今、調査をするというふうになっているわけですけれども、前回の答弁では、ゴールはまだ設けていないと。これを調べても、確実に導入するということは考えていないという答弁でありましたが、せっかくこれだけ手間と時間をかけて調査をする、そして、支援をしてほしいという声もある、全国でも広がっているということがあれば、やはり、導入するということを前提としてスピード感を持った対応をしてほしいというふうに要望して、この項は終わります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、道路施設補修について聞いていきます。

毎年春にかけて、市道に空いた穴によって、多くの車が破損する事故が多発しています。特に昨年や、今年の春先は多かったというふうに思いますけれども、この

ことについての市の受け止めをお示してください

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 赤平委員からの道路補修の対応についての御質疑にお答えいたします。

本市が管理する道路の破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、担当課職員によりますパトロールや職員総パトロール制度の活用のほか、市ホームページで広く市民の皆様にも情報提供の協力を呼びかけるとともに、町会・町内会からの要望等も踏まえ、適宜対応しているところであります。

道路の穴埋めや部分補修、いわゆるパッチング舗装というものになりますが、こういった道路補修につきましては、昨年度までは4月に入ってから本格的な作業を行っておりましたが、今年は、3月からとし、雪解け後に迅速に対応できる体制を取ってきております。その結果、3月及び4月の春先におけます道路の破損に伴う車両の損傷事故につきましては、昨年の18件から今年は5件と減少している状況であります。

道路補修につきましては、通行する歩行者や車両の安全性の確保等の観点から、緊急性、優先度を判断しながら、引き続き、適切に対応してまいります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これまでも、道路の修繕については幾つも要望が寄せられてきていて、その都度、私も担当課に届けるなどの対応をしてきています。

それで、今、地域住民からの対応に納得がいかないという声も寄せられています。それは、先ほども答弁にあった常温合材による穴埋め、いわゆる天ぷら舗装というんですか、それと、部分舗装のパッチング、きれいにやる舗装について、経年劣化もあってあちこち道路が傷んできている中で、中には、この常温合材に常温合材が重なって、もう余計にがたがたになってしまっているという場所もあります。

この2つの使い分けについて、基準はあるんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 道路補修についての再度の御質疑にお答えいたします。

常温合材によります穴埋めにつきましては、応急対応として、担当職員が直営で行っている状況であります。また、広範囲な補修が必要と判断した場合につきましては、必要に応じまして、常温合材による穴埋めの後に、委託業者が加熱合材を使いまして、いわゆる部分補修を行っているというふうな状況であります。

本市では、道路補修について、通行する歩行者や車両の安全性の確保等の観点から、先ほども御答弁いたしましたとおり、緊急性、優先度を判断し、限られた予算の範囲の中で対応することとしておりまして、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 基準がないんだと思うんです。例えば、これぐらいの大きさで、これぐらいの深さがあれば、ちゃんとパッチングやりましょうというようなことがないから、あちこち、常温合材に常温合材を重ねてがたがたになっているというふうな場所があると思うんです。例えば、石江地域のある場所では、抜け道としてトラックなども通る場所があるんですけども、今年の春頃から特にながたがたになっていた市道がありました。で、穴がすごく目立っていて、そこにまた常温合材を重ねるわけなんですけれども、それがもっとがたがたになって、もう大変な状況になっておりました。最近ようやく、道路を底から剥いで、きれいに舗装し直したという状況になっています。

やはり、手間をかけるならば——余計に手間が、こうやってかかってしまう、お金がかかってしまうと思うんですね。やっぱり基準を新たにしっかりと設けて、このぐらいだったらちゃんとパッチングやりましょうっていうような、そういう基準を持つべきだというふうに思います。

もう1つお聞きしますけれども、一番この穴が目立つのは、雪がなくなった春です。こうした除雪などによって生じた道路の穴については、今年は、3月から穴埋めを開始すると、作業開始するというふうな話がありましたけれども、いつまでに解消しましょうということってというのはあるんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 道路の補修につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたとおり、今年は、3月から早めの対応をしようということで、実際に行いました結果、事故に係るそういったタイヤのパンク等の補修の事故が大分減ってきたというふうなことがあります。具体的には、やはり、当初年度の予算を活用して4月以降に対応せざるを得ないというものもありますので、その辺りは、穴の空き状況、どれぐらいの規模で、どれぐらいの距離が必要だということを、まず、我々のほうでパトロールした上で、実際の作業を行っていくというふうなことになりますので、ある程度の時間はかかるものというふうに考えております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ということは、いつまでということがないんだと思うんですけれども、やっぱり、見ていると、繰り返しになりますけれども、本当にこう、何というか、無駄というか、余計に悪くなるというか、もっと早くからきれいにやれば、何というか、事故も減るし、労力も少なくて済むんじゃないかなという場所も見受けられます。ぜひ、基準をしっかりと持ってやっていただきたいというふうに要望して、次に、3款民生費1項社会福祉費5目福祉館費、福祉館についてです。

地域住民の様々な活動やコミュニティー機能になっているのが福祉館ですが、現在、福祉館の建て替え計画が2つあります。

滝内福祉館についての改築に係る内容とスケジュールについてと、それからもう1つ、佃福祉館については、建て替え場所について、児童遊園が潰されてしまうという、懸念する声が地元住民から上がったと聞いておりますけれども、今後どのように進めていくのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 赤平委員からの福祉館についての質疑に順次お答えいたします。

最初に、滝内福祉館の改築についての御質疑にお答えいたします。

滝内福祉館の改築に当たっては、現地建て替えを前提に、事前に地域からの御意見・御要望をお聞きした上で進めることとし、令和4年5月25日に、町会長をはじめとする地域の代表者を対象に地域説明会を開催し、現在の施設の機能・規模を基本とした改築の方向性など市の考えをお示しいたしました。その後、地域からは、6月22日付で、滝内福祉館の建て替えに関する意見・要望書が提出され、市では、その要望内容を踏まえた新施設の平面図案を作成し、令和4年8月19日に開催いたしました地域説明会において、平面図の案をお示しし、地域意見が集約されたところであります。現在は、意見集約された平面図案を基に実施設計業務の準備を進めており、今年度内に施設の詳細を決定することとしております。滝内福祉館の今後のスケジュールですが、改築に当たっては、令和5年2月から休館とし、令和5年度中の解体及び建設工事を予定しております。

次に、佃福祉館の改築についての御質疑にお答えいたします。

佃福祉館の改築につきましては、御園町集会所と複合化した上で、場所を御園町児童遊園とし、建て替えることを計画し、昨年度から、関係する町会長をはじめとした地域の代表者の方々に説明してまいりました。令和4年5月31日にも地域説明会を開催し、改築スケジュールや改築イメージについてお示したところ、地域から様々な意見を頂き、地域意見集約が難しいことから、現在の佃福祉館改築計画については、再度、検討を要しているところであります。今後の佃福祉館の建て替え時期や建て替え場所につきましては、本市の公共施設等全体の統一的なマネジメントの取組方針を定めた青森市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、他の施設の老朽化の状況や、複合化の可能性などを踏まえ、関係部局、関係機関との情報共有を図りながら、総合的、計画的に、再度検討していくこととなります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 滝内福祉館のほうは順調に進んでいると。地域住民からもそこまで意見はなかったということだと思います。ただ、佃福祉館については、様々な意見が上がっていると。

私は、この話を聞いたときに、住民への周知・説明の仕方というのが、地域の代表者に説明して、そこから行っているというお話だったんですけども、うまく、こう、行き渡っていない、後から分かって、すごく混乱したという話も聞いていま

す。

住民から、しっかり情報がそうやって伝わって来ていないという声もありますけれども、やっぱり、町会長任せにしない情報の周知が必要だと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

福祉館等の建築に際しての地元への説明につきましては、まずは、地元の代表者である町会長等の代表の方々にお集まりいただいて、まずは市の考え方等を御説明して、それについての意見を、可能な限り地元の意見を町会長等に集約していただいて、まずそれを市のほうに提供していただければというふうに考えているところでもあります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 町会も、高齢化が進む中で、様々、限界が見えてくることもあると思うんです。それで、この福祉館というのは、やはり、地域にとってはすごく大きな問題になってきますので、今回、佃福祉館で、様々、地元住民からも、そういった意見とか後からになって出されたということも踏まえて、ぜひ、この情報の周知の仕方というのは改めて考えていただきたいというふうに思います。

ぜひ、全ての住民が納得する形で行くというのはなかなか難しいとしても、それでも住民の人たちが利用しやすい形になるように、これは要望して、次に、決算付属書1、一般会計の151ページの福祉の雪処理支援事業助成金についてお聞きします。

屋根雪の助成制度について。福祉の雪処理支援事業のうち、この、屋根の雪下ろし費用の一部助成について、令和3年度の事業実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 赤平委員からの屋根の雪下ろし費用の一部助成制度についての御質疑にお答えいたします。

冬期間の屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯や障害者世帯等に対し、屋根の雪処理費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者等の冬の暮らしの安全を確保し、もって福祉の向上に寄与することを目的といたしました屋根の雪下ろし費用の一部助成制度の、令和3年度については、令和3年12月27日の豪雪対策本部設置に伴い、制度の拡充を行い、非課税世帯の助成上限額をワンシーズン2万5000円から5万円に引き上げるとともに、課税世帯も対象といたしました。

令和3年度の実績は、登録申請世帯が847世帯で、その内訳として、非課税世帯が652世帯、課税世帯が195世帯となっており、費用助成の実績は、件数が627件、助成額は1557万6769円となっております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この助成制度は、昨冬、大雪ということもあり、問合せが私の元

にも多く寄せられました。

ただ、この制度は制度上、事前登録が必要としております。この事前登録はなぜ必要なのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

事前登録を必要としておりますのは、制度の対象者の特定といましようか、該当する、しないの判断をしないと、この制度が利用できると思って、例えば、高齢者の方が先に雪下ろしをしてしまって、その後に制度を利用したいというふうに来ていただいたとしても、仮に、その方が制度上、該当しないとなると、助成制度として支援できなくなります。すると、一番困るのはその方々なわけであって、なので、事前に申請いただいて、制度を利用できる、できないということをお知らせした上で、制度を活用していただきたいと考えているところであります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 特に、非課税世帯なんかはそういった、利用できるのかできないのかということも含めての事前登録が必要だということだと思います。

それで、私の元に寄せられた声として、あらかじめ事業者のめどが立っていたとしても、そして今、下ろしてほしいというふうなときに、この事前登録というものを知らなかったということで、事前登録をして、下ろしてほしいときにすぐ下ろすということができなく、ラグが出てしまうということも起きました。

それで、どうしてもやっぱり、この事前登録というのが必要だということなのであれば、これまでコロナ支援金などで行ってきたように、少なくとも、例えば、最初の対象者となる非課税世帯に対して、市からあらかじめ案内や申込書を送付することはできないのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

非課税者等の雪下ろし支援の対象者に事前に通知を送ることについてですが、まず、非課税者全てが制度の対象になるとは限りません。というのは、その方々の居住環境が違うわけで、対象とするのは一軒家が対象となりますので、例えば、集合住宅等にお住まいの方は該当になりませんし、また、この制度を活用の際には、御本人の費用の一部負担、自己負担というのを伴いますので、対象者全ての方に関係書類等を送付することは制度上なじまないものと考えております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 居住環境が違う場合もあるからと。うん、なるほど。

確かに、話は分かるんですけども、ただ、やっぱり事前登録が必要だということが、利用した人からすれば分かりづらいという声がすごく寄せられています。市から、利用するかしないかに関わらず、する可能性が少しでもあれば、この事前登録をしておいてくださいというふうなアナウンスは、やっぱり、私はもっと積極的

に必要だというふうに思います。いざ利用したいときに、すぐ利用できないというケースが多いので、そういった内容を改善してほしいというふうに要望します。

雪対策についてもう1点、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費の除排雪対策事業についてお聞きします。

昨冬は大変な災害級の大雪となり、事業者がどのように受け止めているのかということも、今、大事な点になっていると思います。

そこで、今年度行った除排雪事業者への事前調査について、課題検証の中で、雪押し場の不足とシーズン契約への検証について、どのような回答があったのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 赤平委員からの除排雪事業者に対する事前調査の内容につきましての御質疑にお答えいたします。

除排雪事業者に対する事前調査といたしまして、前年度における除排雪事業内容の検証と、今冬の除排雪体制構築に向けまして、令和3年度除排雪業務契約事業者と、青森市競争入札参加資格の除排雪業務部門に登録があり、市内に事業所を有する事業者に対して行ったものであります。

この調査内容といたしましては、まずは、令和3年度におけます除排雪に要した最大日数や使用する重機・トラックの台数、道路除排雪以外に請け負う除排雪業務の状況、令和4年度に向け事業者が使用する重機・トラックの台数や周辺工区・路線等との連携作業体制の有無、さらには事業者が確実に確保できるダンプトラックの台数や、オペレーター・誘導員の確保状況、排雪作業時に混雑していた雪捨場や浜町緑地への意見、市から事業者に対する指令のタイミングについての意見、各事業者が確保しております雪押し場の数や雪押し場の確保に向けた対策、各事業者が行っている寄せ雪への対応、雪出しにより作業に支障が出てくる工区や雪出しにおける事業者の対策、さらにはGPSシステムにおける意見、シーズン契約基準値における意見、除排雪事業の継続参加における課題、今年度の除排雪事業の参加意向や、受託工区・路線の変更希望、その他除排雪に関する意見や要望等となっております。これら調査項目を事業者に記載していただいたものであります。

調査項目のうち、雪押し場の確保に関する回答といたしましては、令和3年度の雪押し場の数が計632か所がありまして、その確保の主な方法といたしまして、1つに、空き地の所有者から冬場のみ借用している、2つに、町会長との話合いにより確保を行っているとなっております。

次に、雪寄せ対策に関する回答といたしましては、1つに、過去に苦情があった箇所については寄せ雪にならないよう配慮している、2つに、寄せ雪を取り切れないところは人力による対応を行っているというのが主な意見となっております。

次に、シーズン契約への意見における回答といたしましては、基準値の見直しや工区・路線における単価契約の導入等の意見があったところであります。

以上であります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 時間もないので、シーズン契約の話をしませけれども、シーズン契約への意見として、やはり多くの事業者——少なくない事業者が、やっぱり基準の見直しを求めていると。

それで、意見の中には、工区も単価契約のほうがよいのではないかというような意見もあります。これに対しての市の受け止めはいかがでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 シーズン契約に対する御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、生活路線全般、いわゆる工区と言われる場所になりますけれども、そちらにつきましてはシーズン契約、ワンシーズン幾らというふうな総価契約をしているところであります。

これまでの例年——昨年度は大雪で、非常に市民の皆さんに御苦勞をかけさせてしまったということがありますけれども、その前の年、その前の年と、比較的、基準値以下になっているというふうな状況もございまして、そのシーズンごとで、ある程度市の予算額を想定した形で事業展開していかないと、この持続可能な除排雪はなかなか難しいものと考えておりますので、現時点では、その見直しについては考えていないところであります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 やっぱり、事業者自身がこうしたことも求めているということは、すごく、やはり、大きな点だというふうに思います。事業者が、最大限の力で徹底した作業に当たれるような改善をするように要望して、最後は、10款教育費2項小学校費1目学校管理費、学校施設の管理について。

学校の施設環境について、今、体育館の照明がつかない、壊れている、直してほしいという声を聞いております。

照明の取替えに当たっては、どのような基準があるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 赤平委員の体育館の照明器具についての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、学校施設の維持修繕につきまして、前年度までに各小・中学校から要望のありました修繕箇所のうち、継続して注視することとした箇所について、職員が年度当初に学校を訪問し、確認作業を行っておりますほか、日常的に発生いたします不具合や各種点検において指摘のあった事項についても対応しております。

これらにつきましては、限られた予算で効率的に対応する必要がありますことから、優先度の高い順に、まずは、各種法定点検で指摘を受けたものや、児童・生徒の人命に関わるような影響が予測されるもの、次に、児童・生徒等に多大な影響を及ぼす可能性があるものや、学校教育活動を停止しなければならないおそれがある

もの、次に、法令等の制限はないものの施設の使用が制限されるものとし、優先度の高い順に修繕を行っております。

赤平委員お尋ねの体育館の照明器具につきましては、修繕に関する明確な基準はありません。

不点灯の照明器具を交換するためには、高所作業用の足場の設置を要する場合がありますこと、また、水銀灯は現在、既に生産中止となっておりますため、LED照明器具に替える必要がありますことから、工事費用が高額になることも見込まれます。このことから、教育委員会では随時、照明器具の点灯状況や、不具合の発生状況を確認し、教育活動に支障が出ないように、優先度を見極めながら対応することとしております。

以上でございます。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 明確な基準はないけれども、影響とかを見て考えると。優先度をつけていくということなんですけれども、具体的に、油川小学校の体育館の照明がぱっと見、半分近くが壊れていて、ついていない状況です。話を伺うと、やっぱり、学習発表会だとか、あるいは卒業式、入学式、そういったときに、しっかりと顔を照らすこともできなくて、本当に心苦しいという声も聞いています。

明確な基準がないことが問題なのかどうかは置いといても、ただ、そういうような影響が実際に出ているのであれば、やはり、早く、早急な対応をしていくことが、油川小学校に限らずとも出てくると思います。

それで、もう1つ、油川小学校についてなんですけれども、体育館裏の土俵が、老朽化で、ずっと長い間心配されております。とうとう屋根も潰れてしまって、児童が近づけば危ないし、避難場所として使うとなったときにも危ないというふうに思いますけれども、その対応についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 油川小学校の土俵についての再質疑にお答えいたします。

油川小学校の屋内運動場の横に設置されております土俵につきましては、長期間使用されておらず、老朽化に伴い、土俵上屋の屋根の軒が折れ曲がるなどの状態となっております。

このことから、教育委員会では、本年11月20日までの工期で、土俵を撤去することとしております。

以上でございます。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 やっと撤去になるのかという思いなんですけれども、まだまだ油川小学校は、体育館の屋根の雨漏りとかも長年ずっと心配されております。

当然、ここだけではないにしても、ただ、実際にそういう影響が出ているところは

早く対応してほしいというふうに要望して終わります。

○館山善也委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時49分散会

2日目 令和4年9月16日（金曜日）午前10時開議

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。
委員の皆様には十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際には、前年度の事務事業名がついている場合は事務事業名を、人件費など、事務事業名がついてない場合は、決算附属書のページ数及び歳入歳出の款・項・目を述べていただくとともに、令和4年第3回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関連する内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）今回の定例会もいろいろな質問がありました。私も聞いていて、ここで話したいのがいっぱいあるんだけど、時間がないので、早速、款は市民病院事業収益、項は事業収益、目は入院収益、まずは、病院事業に関して質疑したいと思います。

今、市民病院事務局長の顔を見たら、昨日の検食のことを思い出しまして、しばらくぶりで、検食——私は、現職時代から、病院給食も学校給食も、検食に関しては、皆さん、お金を出して、検食をしています。普通、毒見役というのは、命をかけてやるもんだから、ただで食べさせるべきではないかという主張をずっとしてきて、いわゆる病院に関わっては、市民病院事務局長も、誰も検食する人がいない、お休みのときは、事務所で食べていたときがあって、お金を払って、食べていましたと言っておりました。

今回、検食のことで市民病院事務局長に、何か質疑やら質問だか、ちょっと分からないですが、あったことに対して、あっ、これはただで食べているなと思ったんだけど、食べていませんということも2回頂きましたので、そういう意味では、市民病院事務局長は心の広い方だなと。今日の私の質疑に対しても、心広く、答弁いただければと思います。

早速ですが、令和3年度病院事業会計決算の損益決算書における市民病院の新型コロナウイルス感染症に係る入院収益についてお示してください。よろしく願います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員からの病院事業についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度病院事業会計決算における市民病院の新型コロナウイルス感染症に係

る入院収益についてですが、市民病院においては、新型コロナウイルス感染症患者の拡大に伴い、令和3年11月から、感染症病床を12床から14床へ増床しております。

令和3年度病院事業会計決算における市民病院の入院延べ患者数は9万9770人、入院収益は60億6482万1181円となっており、そのうち、新型コロナウイルス感染症に係る入院延べ患者数は1306人、入院収益は1億5866万4060円となっております。

以上になります。

なお、すみません、私は本当に食べておりませんので、それを言われると非常に気分を害しますので。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 市民病院事務局長、大変失礼しました。

場合によっては、市民病院事務局長も検食をしなければいけないときがあると思いますが、そのときは、今の時代は、ただで食べれば駄目だそうですので、ひとつよろしく願います。

それでは、再質疑というか、つながる質疑をしたいと思います。

新型コロナ感染症に係る患者本人の入院費用の負担の考え方をお示してください。願います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 患者本人の公費負担についてですが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院中の治療に関する医療費については、公的医療保険給付以外の自己負担分は、原則として公費で負担することとなっておりますが、患者及び生計を同一にする世帯員全ての市町村民税の所得割額の合計額が56万4000円を超える方は、月額2万円を上限として、一部自己負担が生じる場合があります。

自己負担分が公費の適用をとるためには、患者の住所地を管轄する保健所に本人が手続を行う必要があります、その手続後、保健所から公費負担についての決定通知が医療機関と本人に通知されることとなります。医療機関においては、その決定通知を踏まえ、自己負担が生じれば、患者本人に請求し、残る公費負担分と保険者負担分を審査支払い機関に請求することとなります。

以上でございます。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

私のところに、感染した方が保健所に申請したけれども、なかなか来ないなどは言っておりますが、そのうちに来るからとしゃべっておきました。多分、今の所得割額が56万円にならない人なので、大丈夫かと思えます。ありがとうございます。次に、市民病院において、新型コロナウイルス感染症の院内クラスターが発生した場合の患者への対応についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 クラスターが発生した場合の患者さんへの対応についてであります。院内クラスターが発生した場合は、陽性が確認された患者さんについては、速やかにコロナ専用病棟へ転棟させるとともに、クラスターが発生した病棟の全患者及び医療スタッフに対し、スクリーニング検査を継続的に実施しています。また、基礎疾患等により、コロナ専用病棟への転棟が困難であると医師が判断した陽性患者については、当該病棟内をゾーニングし、治療を行っております。

以上でございます

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

病院内で感染症の患者をどう扱っているかというのは、なかなか聞けないというか、聞いてはいけない事項かなと思いましたが、きちっと院内の中でゾーニングしながらやっているということでは、県病は、つい最近、入院患者を止めました。地域医療を支える青森市民病院としては、いろんなことを対応しながらも、ぜひとも、救急も含めて、県病が駄目なときは、最後の医療機関ですので、対応を取って、受け入れていただきたいなと思います。

私のところも、いつ、またお邪魔をするか分かりませんが、大事な先生が1人別のところに行ってしまったので、寂しい思いをしておりますが、ひとつよろしく願います。

次に、新型コロナウイルス感染症で入院した場合の食費や病衣の患者負担はどのようになるかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 食費や病衣の患者負担についてですが、新型コロナウイルス感染症で入院した場合、病院から提供される食事については、入院にかかる医療費と同様に、保健所への申請により、公費負担を受けることができるため、食費は無料となります。病衣代については、公費負担の対象外であり、病衣を借用する患者さんの場合は、病衣代が1日当たり71円の自己負担が発生いたします。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

なぜ病院の入院の質疑をしたかといえば、私の知り合いの母親が市民病院に入院していて、今日、退院だと思ったら、その病棟で感染をして、出られなくなってしまったと。それで、いわゆる検査したら、陽性だったと。それで、介護を受けてて動けない人なので、動けない人は、例えば、売店行ったり、あっち行ったりして感染することはないだろうと。何で負担しなきゃならないのかということで私に言われました。そのときはまだ、食費も負担したという話をしていましたが、先ほどの話だと、保健所に通知すれば、公費負担になるということなので、多分、あの後、静かになったので、公費負担になったかと思えます。

ただ、病衣は、これは入院するときに病衣を使いますかと必ず言われます。それで、今、考えたら、71円——自分のパジャマを持っていくか、病院のやつを使うかによってということで、この前、ちょっと会派のほうで話して、ピンと来ましたよね。入院すれば、必ず病衣を使いますかと聞かれるんですよね。ですので、聞かれれば、パジャマを持ってきて、洗濯をしなきゃならないと、それを考えれば、病衣の負担はやむを得ないかなと思っていました。

ある意味、公費負担されます2類に見直されれば、これはちょっと変わるんでしょうけれども、ありがとうございます。このことは、きちっと、入院した場合の公費負担の在り方について、皆さんに、ちょっとお知らせをしたいと思います。市民病院事務局長、ありがとうございます。

次に、1款市税1項市民税費2目個人、市税について。

奈良議員が一般質問で取り上げて、今回、決算でも取り上げていました。私は99.2%の収納率というのを聞いたときに、それまで多分98%くらい聞いてたんだけれども、壇上で99.2%と言ったときに、えっという感じがしまして、今回、質疑することにしました。

かつて、私の前の仕事は皆さん御存じだと思いますが、よく市側から、お金がない、財政がない、足りないと言われた、そのときに言われたのが、収納率が低くて、自主財源がないと。だから、職員の給与改善ができないと言われて、聞いたら、当時は、国保が80%台、市税も、たしか、あの頃で92%ぐらい。それで、国保は90%の壁を超えればと。それで、いわゆる市税は95%を超えればという、ちょっとありまして、それで当時、収納課の——まだ全然大丈夫ですね。収納課のI課長が、市として、収納対策に取り組むと。I課長が、今日から、収納体制を強化して、各家庭を回って、収納の、いわゆるお願いをしてくると。私、元の駐車場の端っこの収納課があったところに行って、I課長を激励する。次の日、前にしゃべったけれども、I課長にどうだったと聞いたら、ここに青たんをつくって、どうしたと言ったら、転んだそうです。（「転んだの」と呼ぶ者あり）転んだそうです。きれいに筋が入っているんだけれども、上手に転びましたねと。それで、ちょっと激励した経緯がありまして、あれから、いろんところで奈良委員が言っているの、数字を聞いているんだけれども、95%の壁を越えて、いろいろと若い人の処遇改善の話合いをしたことがありまして、今回、この99.2%、間違えば100%行くんじゃないかという数字なので、改めて、令和3年度決算において、一般市税の収納率が大幅に向上をしましたけれども、どのような対応をして、このようになったのかお示しく下さい。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤田委員からの一般市税の収納率についての御質疑にお答えいたします。

市税収入の確保は、市の行財政運営の礎でありますことから、収納対策本部にお

いて、収納対策の取組状況を毎年度検証し、収納率の向上と適正な債権管理の推進に努めております。

市税収入の確保に向けて、これまで行ってきた主な収納対策の取組として、催告の強化及び強制徴収の徹底として、滞納者への早期接触と効率的な催告、夜間・休日の納付相談、分割納付不履行者や資力がありながら納付しない滞納者への強制徴収、捜索による差押え、また、納付機会の拡大として、確実性の高い納付方法である口座振替の加入促進、納付する方の利便性向上を図るためのクレジットカード決済やスマートフォンを利用したインターネットバンキング決済の実施、そして青森県等との連携として、青森県との合同徴収や青森県市町村税滞納整理機構の活用などを行ってきております。

これらの収納対策の取組に加えて、納税支援課においては、徴収業務に携わる職員のスキルアップを図るために、滞納整理システム機能の習熟、国税徴収法等の関係法令の習得、差押えや猶予制度・執行停止といった徴収実務の理解に向けた職員研修の計画的な実施、そして職員一人一人が徴収業務を的確に遂行できるよう、滞納ケースに応じた処遇方針の設定とチームリーダーによる進行管理及び財産調査等の年間計画に基づく効率的な実施、その上で職員ごとの催告、納付相談、財産調査、差押えといった業務実績を把握し、必要に応じて助言・指導を実施するといった取組を行っております。

こうした取組の結果として、令和3年度においては、催告及び納付相談件数が前年度比1681件増の10万2046件、財産調査件数が前年度比1万3978件増の29万6841件、差押え件数が前年度比241件増の839件となり、いずれも前年度の実績を上回ったものであり、滞納者数についても、令和3年度末時点の人数が前年度比455人減の1万6671人となっており、こうした取組が収納率の向上につながったものと認識しております。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 大変、聞いていて、努力をされている結果が現れたんだろうと思います。

多くの滞納者は納めたいという気持ちがある、やっぱりあります。私にも相談が来たことがあって、結局、納めたいんだけど、収入が少ないのでというので来るんだけど、そういう方は、きちっと、いわゆる相談窓口に行って、相談して、それで少しでもいいから納めてという指導をしています。

今、話を聞くと、いわゆるチームリーダー制度をしいた、いわゆる職員が助け合う、お互いにスキルアップし合う。それで、去年はやった、何だ、チーム何とかと同じように、1つずつチームでやれば、こういうことになるんじゃないかなというふうに、今、感じました。

チームリーダー制を採って、私は、前から、チームリーダー制を採っているのに、チームリーダーなり、管理職がその機能をきちっと把握してないで、職員を上手に

使えていない。職員一人一人は、得手不得手があるし、調子悪いときもいいときもあるわけだから、それを上手に切り回しているなという印象を受けました。当初の質疑にないけれども、納税支援課なり、税務部長のところ、いわゆる今の答弁の中でもあったかと思うんだけど、チームリーダー制、これを私は物すごくちゃんと活用していると聞こえるんだけど、税務部長は、そのことについて、どう感じているか、ちょっと気持ちがあったらお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

徴収業務に携わっている職員は三十数名おりますけれども、それぞれの職員が何を心配しているのか、何を課題としているのか、そういうことをしっかりとチームとして、職場として理解してあげないと立ち止まってしまつて悩んでしまう、そういうことが見られます。そういうことがありますので、毎月1回、1か月の収納状況を、先ほど申し上げたいろいろな項目についてまとめていただいて、各チームリーダーに私の部屋に集まっていただいて、報告していただき、業務の進行状況というものを、課長共々、確認しております。

その上で、何か取り組むような必要があるものについては、随時、工夫をして取り組んでいる、そういったことを私どもの納税支援課の各チームリーダーがしっかりと部下の顔を見てやってくれている、そのように感じております。

以上でございます。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、聞いていて、チームリーダー制の——ほかのところはちょっと分かりませんが、こういうやり方をする。チーム1つで、悪いところはどこなのかというのを掘り下げながら、やっぱり、目的に向かっていく、このチームリーダー制が、やっとなら1つだけいいところがある。多分、ほかのところもあるんだと思う。いわゆる業務が1人の人に偏るとか、そういうことを回避するためのチームリーダー制なので、ぜひとも、税務部長、引き続き、そのやり方を引き継いでいただければと思います。

さて、収納率です。99.2%——税務部長だと、何でも聞いても分かるような気がする。99.2%を100%には不可能ですか。なぜ100%にならない——多分、100%にならない理由、できない理由が、私は、調定額を減らせばというわけにはいかないでしょうけれども、100%にできるだけ近づけるといふか、100%にできませんか、税務部長。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

徴収率100%を達成できないかという御質疑でありますけれども、御案内かと思いますが、徴収率は調定額を分母として、それに対する収入の額、これをもって割り返して出すわけでありまして、調定額には、例えば、固定資産税であれば、

財産はあるんだけど、所在不明の方というのがいらっしゃいます。これはどう
いうふうな対応しているかという、公示送達を行って、納税通知書が到達したと
みなしておるわけなんですけれども、実際には、相続人もその所有者も所在不明で、
どうやっても見つからないというような方がいらっしゃいますので、そういった収
入の確保は、まず無理であります。それから、もう1つは、今回のコロナ禍にある
困った方への対応というふうなこともつながるわけでありましてけれども、徴収の
猶予という制度があります。徴収の猶予は、納期限が到来したものに対して、その
納期限を一定の期間、原則1年でありますけれども、延ばすというふうな対応を取
らせていただいて、その間に、例えば、分割納付ですとか、その対応をするという
ことになるわけでありましてけれども、徴収の猶予を行った税については、調定から
消えるわけではありませぬので、付加した税金は確かにあるんだけど、収入が
入ってこない、そういう状況になります。こういったことがありますので、100%を
達成できないかということは、制度上、無理であります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 そうですね、調定額の中に入るわけだけでも、今度、よかったら、
どうしても無理な部分を除いた可能なやつでやると99.8%ぐらいで行くんじやな
いかなと思いますけれども、要は、どうしても無理なやつを調定額に入れると無理
なので、これからも――あと、徴収に関わって、現場に赴くとき、我々の先輩、私
の先輩方が頑張ってくれています。本当に、納税支援課全体としてもあれですけれ
ども、先輩方は、やっぱり受ける側としては、若い人ががんがん言われるよりは、
年功を積んだ方、経験を積んだ方から言われると、多分、心を開いてくれるんじや
ないかと思っております、先輩方の活躍もまた祈念しています。

次に、今度、横にそれれば駄目なんで、次の質疑をいたしたいと思えます。

一般市税の収入未済額は大幅に縮減してきていますが、過去5年間における縮減
額及びどのような対応をしたことによるものかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 一般市税の収入未済額についての御質疑にお答えいたしま
す。

本市の令和3年度の一般市税の収入未済額は、平成29年度と比較して、現年度分
が7844万9913円減の3億1134万2276円、滞納繰越分が4億1888万1627円減の13
億3872万7660円、合計で4億9733万1540円減の16億5006万9936円となってお
ります。

収入未済額縮減に向けた取組としては、先ほど申し上げましたような徴収対策を
強化する一方で、財産調査の結果、無財産、生活困窮、所在不明の場合には、速や
かに滞納処分の執行停止を行っており、このような取組の積み重ねが収入未済額の
縮減につながっているものと受け止めております。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 滞納処分の執行停止、これは、前、各部において、どこで処理をするかというのは、基本的に決まっていなかったような気がします。今は、多分、各部で、いわゆる滞納に係る執行停止、いわゆる損金処理は、これは聞いてもいいかな。いわゆる各部で同じような扱い方をしているのか、これは税務部だけこうしているのか、ちょっとお答えください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 執行停止についての再度の御質疑にお答えいたします。

庁内の収入未済がある部局、その収入未済の全てについて、私どもの部局の納税支援課が収納対策本部の事務局でありますので、毎年4月に収入未済の状況についての調査を行っております。その調査の結果、確認された未収債権について、これは個人情報確認同意書というものが必要でありますけれども、税情報を確認できるような状況であれば、税務部が保持している税情報を基に、その債権を回収できる見込みがあるのかないのか、そういった判断をして、例えば、簡易裁判所に手続を申し立てる支払い命令、こういった手続に移行することができるのかとか、または、現場で一生懸命努力したんだけど、県外に転出してしまって、これはなかなか青森にいながら債権回収は難しいというのであれば、債権回収会社へ委託するとか、財産がないようであれば、徴収停止を行って、執行停止に結びつけるとか、そういうふうな判断のお手伝いをして、時にはヒアリングを行いながら対処していると。そういう状況でありまして、執行停止に至るまで、しっかりと財産調査を行い、どうしても回収ができない、徴収することができないという判断は、納税支援課がお手伝いをして対処している、そういうところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

本当に各部でばらばらだった処理方法を、きちっと納税支援課がやっているというのは、ほかの部からは一部が違うのでどうのこうのという話ではないけれども、やっぱり市全体として、そういう取組をしているというのは、大変、いろんな部があるけれども、別な部としてもありがたいんじゃないかなと思います。

これからも、奈良委員が、収入未済額を含めて――財政の基本だという、まさにそのとおりで、奈良委員がずっとやっていくと思います。私どもも、やっぱり、収入がなければ、職員の待遇改善もできません。基金は50億円増えたそうです。そろそろげたを履くなり、いろいろ給与改善をしてもいいんじゃないかなということも申し添えて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 自由民主党の丸野達夫でございます。

不納欠損について、2点御質疑したいと思います。

昨日、奈良委員から詳細に不納欠損等の質疑がなされ、債権管理が非常にできているなということを感じましたので、先に意見だけ述べさせていただきます。

不納欠損そのものは、これが出るのは仕方ない、制度上、出るのは仕方ないと思いますが、極力減らしていくことが大事ですし、また、その管理というものがなされていけば、当然減っていくものだと思っております。その額というのも減ってきているということが確認できましたので、非常にいいなという思いで質疑させていただきます。

15 款使用料及び手数料 2 項手数料で、27 万 1520 円を不納欠損処理しておりますが、その内容についてお示してください。

22 款諸収入 5 項雑入で、3032 万余円を不納欠損処理しておりますが、その内訳についてお示しいただきたいと思えます。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 丸野委員からの不納欠損についての御質疑にお答えいたします。

初めに、15 款 2 項手数料の不納欠損処理の内訳についてお答えいたします。

令和 3 年度決算におきまして、一般会計の 15 款使用料及び手数料 2 項手数料で不納欠損処理を行った科目、件数及び金額であります。霊園管理手数料(青森)は 180 件で 26 万 7280 円、続いて、霊園管理手数料(浪岡)は 2 件で 4240 円の計 182 件で 27 万 1520 円であります。

不納欠損処理を行った理由であります。時効完成によるものが 43 件、債権放棄によるものが 139 件となっております。

続きまして、22 款諸収入 5 項雑入の不納欠損処理の内訳についてお答えいたします。

令和 3 年度決算において、一般会計 22 款諸収入 5 項雑入で、不納欠損処理を行った科目、件数及び金額であります。1 つに、生活保護法第 63 条返還金で 1683 件、2562 万 4954 円。次に、生活保護費過年度分返還金で 182 件、443 万 2016 円、次に、病児一時保育負担金で 4 件、6800 円、次に、児童手当過年度分返還金で 1 件、3 万円、次に、児童扶養手当過年度分返還金で 2 件、10 万 1820 円、職員給与返納で 1 件、12 万 7440 円の計 1873 件、3032 万 3030 円で、不納欠損処理を行った理由であります。時効完成によるものが 1203 件、即時消滅によるものが 2 件、債権放棄によるものが 668 件となっております。

○館山善也委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 企画部長、よろしいですよ。

その内容と理由というの、聞き取りの段階で理解できましたので、再質疑はいたしません。

副市長、ありがとうございます。初めて質疑がかぶったときに、ちゃんと教えていただきました。以後も、そのようにしていただければと思います。

質疑の2点目であります。

3款民生費2項児童福祉費4目母子生活支援施設費のうち、すみれ寮管理運営事業費についてお伺いたします。

令和3年度のすみれ寮の管理運営に係る予算額及び決算額をお示してください。また、令和3年度末時点での入所世帯数及び入所期間をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 丸野委員からのすみれ寮に係る経費及び入所世帯数、入所期間についての質疑にお答えいたします。

青森市立すみれ寮は、児童福祉法第38条に基づき、母子の保護や自立の促進を目的に設置している母子生活支援施設であって、令和3年度から令和7年度までの5年間を指定管理期間とし、社会福祉法人敬仁会が指定管理者として管理運営を行っております。

すみれ寮の指定管理料等を計上しております、すみれ寮管理運営事業につきましては、令和3年度予算が3734万5000円、決算額が3591万2000円となっております。

また、令和3年度末時点のすみれ寮の入所世帯ですが、定員20世帯中15世帯の母子が入所しており、それぞれの入所期間は6か月未満が1世帯、6か月以上1年未満が4世帯、1年以上2年未満が5世帯、2年以上3年未満が3世帯、3年以上が2世帯となっております。

○館山善也委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

再質疑を3点させていただきます。令和3年度末時点の入所者の入所に至る経緯をお示してください。

2点目は、すみれ寮の入所決定をする際の入所基準をお示してください。

3点目は、入所者の自立に向けてどのような支援を行っているのかお示してください。

以上です。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 丸野委員の再度の御質疑にお答えいたします。

まず、入所に係る経緯についてであります。令和3年度末時点で入所しております15世帯の入所に至る経緯といたしましては、DVからの避難や保護など、夫等の暴力によるものが6世帯、家族との関係悪化など、入所前の家庭内環境の不適切によるものが3世帯、離婚や家庭の事情で住むところがないなどの経済的理由や住宅事情によるものが6世帯となっております。

次に、すみれ寮の入所基準についての御質疑にお答えいたします。

すみれ寮の入所に当たりましては、入所申込書に誓約書、戸籍謄本、住民票の写し、課税証明書を添付して福祉事務所に提出することとなっております。

入所希望者からは、母子世帯になった理由や原因、収入や負債の有無、児童の状況などを聞き取って、児童福祉法に規定されております入所要件で、保護者が配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子であるか、また、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあるかについて確認し、母子の保護が必要と認められる場合に、入所の決定を行っております。

次に、入所に向けての支援についての御質疑にお答えいたします。

すみれ寮では、母子生活支援施設運営指針——国で定める指針ですが、これに基づきまして、暴力や貧困などの危機的な状態から抜け出すだけでなく、母親と子どもが自分の意思で課題と向き合って解決できるように、母親への日常生活支援、子どもへの支援、DV被害からの回避、回復支援、家族関係の支援、就労支援などを行うことにより、入所者の自立の促進を図っているところであります。

○館山善也委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

ただいまの入所基準なんですが、入所希望者からの聞き取りだけで入所するというのであれば、もし、虚偽の申告等によって、不適切に入所している可能性があると思いますが、その場合、どのような確認作業を行っているのかお示してください。

また、長期入所者がいるようでありますけれども、自立支援というものが機能しているのかどうか、ちょっと不安な部分もあるものですから、早期自立に向けてどのような取組を行っているのかお聞かせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 丸野委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

まず、虚偽の申告等による不適切な入所の可能性の調査等についてですが、母子生活支援施設でありますすみれ寮は、子どもの最善の利益のため、母子の保護や自立の促進を目的とした施設でありますので、入所に当たっての調査・確認については、母子の保護の必要性を判断するための聞き取りのみとし、まずは迅速な入所の可否の決定をすることとしております。

しかしながら、入所後に入所の際の聞き取り内容等に虚偽があるとの情報が寄せられた場合等については、家族や周辺からの聞き取りなどの調査を行いまして、虚偽の事実が判明した場合には、青森市立すみれ寮管理規則に基づきまして、必要に応じて入所を解除することとしております。

虚偽の申告による不適切な入所は、防ぐべきとの認識はしております。

これまでも、定期的な面談等で入所者の状況は確認しているところでありますが、今後も、法の趣旨を踏まえつつ、入所者に配慮しながらも、真に保護が必要な方に支援がなされるように、また、保護する必要がない方には支援することがないように、他都市の施設の状況等も参考にしながら、より適切な支援に努めてまいります。

次に、早期自立に向けての取組についての御質疑にお答えいたします。

長期入所者につきましては、夫からのDV等によりまして、子どもの親権である

とか養育費の問題で離婚協議が難航しているケースと、夫との離婚後に実家との関係の悪化によって親族にも頼れず、母子ともに精神的なダメージを受けているケースなど、継続的に入所者の自立に向けた支援を行っているものの、これらの課題が解決されない状態が続いて、結果として、長期入所となっているケースが多く、このケースには、自立に向けた意思確認を行いながら、早期の自立や、課題解決のための自立支援計画を作成して支援を行っております。

市としても、可能な限り早期の自立が望ましいと認識しておりますので、今後、他都市の施設の状況等も参考にしながら、入所者の早期自立に向けて、これまで以上により適切な支援を行えるよう努めてまいります。

○館山善也委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 福祉部長、答弁ありがとうございました。

この質疑をするに当たって、聞き取りで十分理解できましたし、部長の答弁で理解できたのですが、実は、きっかけとなるのは1人の女の子から、私のところに訴えがありました。自分の母親について、問題があるよという訴えでありました。財産の部分であったり、お父さんからの仕送りの部分があったり、入所基準に合致しない。それで、その子は置いて行かれた子どもなのですが、連れて行かれた子どもについても、愛情がないと思うよと。ただ、何でしょう、腹いせのために育てているだけだというような訴えだったし、父親からお金を取るために、偽装して入所したというような情報が寄せられたものですから、そういうことが実際にあってはいけないなという思いで質疑させていただきました。

そういうことがあれば即座に対応するということですので、期待したいと思えますし、その子については相談に行かせたいと思います。

福祉部長、相談に行ってもよろしいですね。そういうふうに対応していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これにて、私の質疑は終わります。

○館山善也委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、マイナンバーカードについてお尋ねします。

一般質問でも、マイナンバーカードが保険証として使えるような医科が54件に増えたということでしたけれども、実際に、市民病院で令和3年度に、保険証としてマイナンバーカードを利用した人数をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 万徳委員からのマイナンバーカードについての御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認等システムについては、市民病院では、令和3年9月21日から試験運用し、10月20日から本格運用をしております。

当該システムの医療機関等におけるメリットとしては……

〔万徳なお子委員「人数だけでいいです。ごめんなさい」と呼ぶ〕

○岸田耕司市民病院事務局長 そうですか、はい。であれば、令和3年9月21日から令和4年3月31日までの間で、市民病院において、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用した人数は、延べ119人となっています。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳なお子委員に申し上げます。

質疑の際は、事業事業名と款項目などを述べていただくことになっておりますので、よろしく願い申し上げます。

万徳委員、どうぞ。

○万徳なお子委員 款は市民病院事業収益、項は医業収益、目は外来収益でした。119件を月で割ると何件だったでしょうか。お願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 約17人となっております。

○館山善也委員長 月ごとじゃなくていいですか。

○岸田耕司市民病院事務局長 月ごとですか。

〔万徳なお子委員「いいです」と呼ぶ〕

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ポイントがたくさんつくから、マイナンバーカードをどんどん増やすとか、病院で利用を増やしているけれども、そんなに、実際には、年配の方々が病院に行くことが多いわけですから、そんなにあおっても仕方ないなと思います。

若い人たちが便利で実感できる、これは便利だなという人たちに使われればいいんだろうと。本当に、逆に、マイナンバーカードがないと病院にかかれなくなるんじゃないかという心配をしている声があるものですから、人数をお聞きしました。マイナンバーカードについては、これで終わりです。

続いて、アメリカシロヒトリの対策について。

空き家らしい樹木に発見したんですが、空き家だったのかどうかということもあって、なかなかちょっと対応が難しく、時間がかかってしまったようです。

こういった市民から寄せられたアメリカシロヒトリなどの害虫駆除の相談について、どのように対応しているのかお示してください。

○館山善也委員長 万徳なお子委員に申し上げます。

質疑の際は、事務事業名と款項目などを述べていくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

万徳委員、お願いいたします。

○万徳なお子委員 4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費でした。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 万徳委員の害虫等駆除の相談対応についての御質疑にお答えいたします。

本市では、市民からアメリカシロヒトリや蜂などの害虫等について相談があった際には、まず、害虫等が発生している場所を住宅地図などで確認いたしまして、相談者御本人が所有する土地や家屋の場合は、御本人の土地・家屋の維持管理に係ることであるため、御自分で駆除または専門業者に依頼して駆除するよう説明いたしまして、参考として、複数の専門業者を御紹介しております。

このほか、毎年害虫が発生する6月から10月末に、市民センター等14か所で防除用薬剤噴霧器の無料貸出しも行っております。

次に、近隣の土地や家屋などの場合には、まず、保健所職員が現地の状況を確認いたしまして、所有者または管理者を調査した上で、電話や自宅訪問、文書送付などにより、害虫等の駆除をお願いしております。

また、発生場所が公園や道路など公共用地、空き家などの場合は、市や県の関係各課と連携し、情報共有を図るなどして適切に対応しております。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今、噴霧器の貸出しということでありましたけれども、古いんだよなというお声を聞いたことがありますので、ぜひ更新していただきたいと思えます。

続きまして、2款総務費1項総務管理費4目企画費、雪対策についてお尋ねします。

「まちレポあおもり」は、雪がない季節はすぐにお答えを頂いて返信が来るんですけども、冬に、雪に関する相談だと、なかなか返信が来ないなというお声を頂きました。

令和3年度の「まちレポあおもり」についての相談件数、相談に対する手順をお示しく下さい。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 万徳なお子委員からの「まちレポあおもり」についての御質疑にお答えいたします。

「まちレポあおもり」につきましては、専用のアプリケーションを利用しまして、市民などの利用者がスマートフォンやパソコンなどから位置情報や写真つきで、相談内容を本市に送信できるシステムで、平成30年度の雪に関する相談についての試験運用を経まして、令和元年7月から相談対象を道路、公園、水路等にも拡大し、本格運用をしております。

令和3年度におけます電話等を含めた雪に関する総相談件数1万4634件、これのうち、「まちレポあおもり」を利用した相談件数とその割合につきましては、1549件でありまして、10.6%となっております。

一方で、情報提供された写真が不鮮明で積雪状況が判断できないこと、あるいは

写真と位置情報が異なる場合など、除排雪実施を判断するに当たりましては、情報が不足しておりまして、結果的に、職員によるパトロールが必要な状況になっているのも多々ある状況であります。

このことから、「まちレポあおもり」を利用し、市民の皆様などの一般の皆様から御投稿していただいた際の対応手順といたしましては、本市職員が1件ごとに投稿内容を確認した後に、まずは、受領したことについて返信している状況であります。

その後、投稿された場所を担当する除排雪パトロール班が、路面状況や道路幅員、交差点の雪盛り等、投稿内容に応じまして現場確認をし、除排雪対策本部と協議した上で対応方針を決定し、除排雪作業指令を発出するなどの対応を行っております。

除排雪事業者による除排雪作業等が終了した後に、再度、その地区を担当する除排雪パトロール班が現場を確認し、投稿内容に対する対応が完了したことを確認した上で、投稿者に対して対応完了等の返信をしているというところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 「まちレポあおもり」は、それでも約1割は——全体の相談の約1割を占めているということですから、これから有効に活用していただくためにはマンパワーが必要だと。「まちレポあおもり」の周知だけでなく、マンパワーが必要なんだということを指摘して、雪対策は終わります。

次、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、側溝整備について。

側溝整備の要望はすごい多いんですけども、ちょっと時間の関係で、蓋についてお尋ねします。

蓋を設置してほしいという声がすごく多いんですけども、どんなふうに対応されるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 道路側溝の蓋の設置要望についての対応についての御質疑にお答えいたします。

道路側溝の蓋につきましては、基本的に、住宅の間口や車の出入りに必要な箇所に設置しておりまして、その他、道路幅員が狭く通行に支障がある場合等に設置している状況です。

道路側溝の蓋の設置要望への対応につきましては、現地を確認した上で、住宅の間口や車の出入りに必要な箇所につきまして、1軒当たり10枚程度——おおむね5メートル程度、車の出入りができる程度ですね、そういったところにつきまして、コンクリートの蓋を提供しているところであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 幅が広い側溝の蓋は御対応いただけるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 幅が大きい側溝の蓋の設置要望についてというこ

とに対する御質疑にお答えいたします。

道路側溝の蓋の設置要望につきましては、生活道路の一般的な道路側溝——断面はおおむね 30 センチメートルから 40 センチメートル程度のコンクリート蓋につきまして提供しているところではありますが、断面が比較的大きい側溝の場合につきましては、町会からの要望に基づき、側溝の老朽化の度合いなど、緊急性や優先度を判断し、側溝の改修をする際に対応することとしております。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 残念ながら、かなりハードルが高いということが分かりました。本年 8 月の大雨の際に、筒井八ツ橋地区に蓋がなくて、幅が広い側溝を水がごうごうと流れているというところで、住民から、人が流されるということで危ない、蓋をつけてほしいという要望がなされていまして。そのことを指摘して、次。

最後に市営住宅、8 款土木費 5 項住宅費 1 目住宅総務費。

令和 3 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書の中に、市営住宅の問題が指摘されていまして、読み上げていると時間がないから——指定管理者がグループ会社に修繕工事を委託しているんだけど、その金額が違っていると。ちゃんと収支を確認すべきだというふうに意見が出されています。

市は、このことに対して、どんなふうに対応していくのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 万徳委員からの指定管理者のグループ企業への修繕工事につきましてお答えいたします。

青森地区の市営住宅の指定管理業務のうち、修繕業務を指定管理者のグループ企業に発注を行っていたことについて、令和 3 年度青森市包括外部監査におきましては、それ自体は問題になることはなく、市が適切な管理運営費の把握のため、グループ企業の利益を含めて確認する必要があるという御意見がありました。

このことから、指定管理者が行う修繕に係る経費につきましては、指定管理者の範囲内で指定管理者が作成した事業計画書に基づくものであるため、これまで、指定管理者のグループ企業に係る収支につきましては確認していなかったのですが、令和 3 年度青森市包括外部監査における御意見を踏まえまして、今年度から指定管理者と協議の上、請求書等の関係資料を徴取し、グループ企業の収支状況の確認を行っております。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 この問題は、指定管理者の管理運営費が年間たったの 60 万円で、ちょっと、余りにも安過ぎて、常識から外れているんじゃないかということにつながるという指摘も、別なところで意見がありました。本当にそうだろうと思うんです。そうなると、今度はやっぱり、入居者にとっての不利益につながることで、ぜひ正していただきたいんですが、令和 3 年度では、その相違があった金額というのは幾らだったんでしょうか。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

○**清水明彦都市整備部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

相違があった金額につきまして、すみません、ちょっと手元に資料がありませんので、ただいま確認をさせていただきます。

失礼しました。グループ企業からの徴取につきましては、今年度から確認を行っておりますので、昨年度における金額については確認が行われていない状況であります。

○**館山善也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 当然、数字はすぐ出てくると思ったものですから、あえて言わなかったんですけれども、令和3年度の監査に対する報告書で意見が出されているのですから、特に、ここは決算の委員会ですし、後で数字はぜひ教えてください。後からでも。

それで、やはり、空室を早く修繕して、入居者だけじゃなく、全市民が、すぐに市営住宅を希望する人の要望がかなうようにということを申し上げて質疑を終わります。

○**館山善也委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分からといたします。

午前11時5分休憩

午前11時15分再開

○**館山善也委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中村節雄委員。

○**中村節雄委員** 自由民主党の中村節雄でございます。

青森市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算書並びに附属書から、質疑をさせていただきたいと思っております。

1款市税2項固定資産税1目固定資産税及び、1款市税3項軽自動車税1目軽自動車税の固定資産税、軽自動車税の不納欠損額について質疑をさせていただきます。不納欠損額は、固定資産税が1億3192万8691円、軽自動車税689万2680円が計上されておりますが、その件数及び理由についてお示しをください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。税務部長。

○**川村敬貴税務部長** 中村節雄委員からの固定資産税、軽自動車税の不納欠損額の件数及び理由についての御質疑にお答えいたします。

市税の不納欠損処分は、消滅時効の完成による場合と、滞納処分の執行停止によ

る場合の2通りがあります。市税を徴収する権利は、地方税法の規定により、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅いたします。また、滞納処分の執行停止の要件は、地方税法の規定により、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、その所在及び滞納処分することができる財産が共に不明であるときとされておりまして。

令和3年度決算における固定資産税の不納欠損処分の件数及びその理由については、消滅時効の完成によるものが3639件、無財産、生活困窮、居所不明により、滞納処分執行停止後3年間経過したものが2943件、無財産により滞納処分執行停止後、即時消滅したものが2473件、合計で9055件となっております。

また、令和3年度決算における軽自動車税の不納欠損処分の件数及びその理由につきましては、消滅時効の完成によるものが772件、無財産、生活困窮、居所不明により、滞納処分執行停止後3年間経過したものが190件、無財産により滞納処分執行停止後、即時消滅したものが242件、合計で1204件となっております。

○館山善也委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

5年間行使しないと不納欠損になると。皆さんもこれは御存じかと思えますけれども、やはり金額的には多いものがあって、行政を運営していく中では、やはり、こういうのはいかにゼロに近づけるか。奈良委員や丸野委員も言っておりましたけれども、根幹となる部分でありますので、質疑をした次第であります。

再度、質疑をしたいのですが、固定資産税と軽自動車税については、不納欠損とならないように、この場合は、物があるかと思うんです。それで、土地や軽自動車というものを差し押さえすることはできなかったのかをお伺いしたいと思います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 不動産及び軽自動車の差押えについての、再度の御質疑にお答えいたします。

国税徴収法においては、その財産の価額が、滞納税に優先する債権を超える見込みがないときは、その財産は差し押さえることができないとする、いわゆる無益な差押えの禁止が規定されております。また、地方税法においては、滞納処分を執行することによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるときは、滞納処分の執行を停止することができるという規定されております。

このことから、土地や家屋の不動産については、市税より先に抵当権が設定され、公売を行っても市税に配当の見込みがない場合、境界が不明確な山林や利用制限のある土地など、公売を行っても入札が見込まれない場合、生活困窮者の居住の用に供されている場合は、差押えを執行していないものであります。また、差押え不動産を公売しても入札がなかった場合は、差押えを解除し、他に差押え可能財産がな

ければ、滞納処分の執行停止を行っております。

次に、軽自動車につきましては、経年劣化等により売却が見込まれない場合、購入ローンの返済中の場合、また、通勤用、業務用、病人や障害を持っている方の搬送など、個々の家庭の事情から生活する上で必要不可欠と判断した場合は、差押えを執行していないものであります。

○館山善也委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

価値がなかったり、そういう部分だとか、それから、生活を脅かすようなことがあっては駄目だということが分かりました。

ただ、不正をして、仮に抵当権があったりするけれども、それよりも財産があって、しかし、名義を変更してとか、例えば、軽自動車あたりも価値があるものがあるれば差し押さえられないように、所有者を変えたりとか、不正をする人間はそういうところに知恵が回りますので、そういうところはやはり、5年間という時効を迎える前に、いろいろと手だてはしているかと思えます。

ですから、その辺は不正が行われない——真面目に納税している人たちが、正直者がばかを見るという世の中はないようにしていただきたいなというふうに思っております。

後、再質疑はありませんので、結構です。

次に、款は高等看護学院事業収益、項は事業収益、目は授業料及び受験料等収益、高等看護学院事業収益について質疑をいたします。

高等看護学院事業収益が、令和2年度と令和3年度を比較すると、2078万余円減となっておりますが、その主な理由をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 中村委員からの高等看護学院事業収益についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度病院事業会計決算のうち、高等看護学院事業収益が前年度と比較して、減となった主な理由については、当該事業収益のうち、他会計負担金が約2011万円減収となったことによるものです。

この他会計負担金は、高等看護学院の授業料等で賄うことができない事業費用分について、繰出し基準に基づき、一般会計が負担しております。

この他会計負担金が減少した主な理由については、事業費用のうち、退職給付費について、令和2年度は、職員2名分の定年に伴う病院事業会計支出分として約2180万円の支出であったのに対し、令和3年度は、職員1名分の定年に伴う病院事業会計支出分として約63万円の支出となり、約2117万円減少したことに伴い、他会計負担金が減収となったものです。

○館山善也委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 再質疑はありませんので、お戻りになっていただいて結構です。

今、答弁いただいた中で、繰出し基準に基づき一般会計が負担している、その中で――退職金とか、附属書とかを丁寧に見れば分かることなのかもしれませんがけれども、当初、コロナ禍において生徒数が減少したりとか、様々、そういう部分が影響しているのかなと思ったんですけれども、退職金というのが発生してくる、そういう部分であったということで、ある部分ではコロナ禍において、本当は看護師とかなんとかというのは本当に人材不足で、一番必要なところが、例えばそういうところがあったとすれば、何で減少していくのかなというふうに勘違いをしておりました。この部分は分かりましたので結構です。

次に、下水道事業普及指導費について、お聞きしたいと思います。

款は下水道事業費用、項は営業費用、目は普及指導費、青森市下水道事業会計における普及指導費についてお伺いたします。

議案別冊の令和3年度青森市下水道事業会計決算書の34ページに普及指導費の項目があります。そこに、負担金補助及び交付金として1253万9080円の記載がありますが、こういった内容のものが計上されているのかをお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 普及指導費の中の負担金補助及び交付金の内容についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度青森市下水道事業会計決算における普及指導費には、公共下水道処理区域における水洗化を普及促進するための費用を計上しております。

このうち、負担金補助及び交付金1253万9080円の内訳につきましては、金額の大きい順に申し上げます。排水設備工事の申請受付や検査業務に係る委託費用について、給水装置工事の申請受付等の業務と併せて契約をしている水道事業会計の負担金1164万3118円、水道部本庁舎に係る清掃や警備等の維持管理費用に関する水道事業会計の負担金75万5651円、公共下水道への接続のため、水洗便所改造等工事資金の融資のあっせんを受けた方に対する利子補給金14万311円となっております。

○館山善也委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 どうもありがとうございました。

同じく、今度は水道事業会計のほうをお聞きしたいと思います。款は水道事業収益、項は営業収益、目は上水道給水収益についてお伺いたします。

青森市水道事業会計における料金回収率について、議案別冊の令和3年度青森市水道事業会計決算書の17ページに経営指標に関する事項の一つとして、料金回収率が記載されておりますけれども、令和3年度における料金回収率が100%を下回った要因は何なのかをお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 料金回収率が100%を下回っている理由についてお答えいたします。

料金回収率は、給水にかかる費用をどの程度、給水収益で賄えているかを表す指標であり、下水道料金収入を料金算定の対象とならない受託工事等を除いた経常費用で除して算出し、百分率で表すものであります。

令和3年度水道事業会計決算における料金回収率は93.36%となっております。料金回収率が100%を下回ったのは、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年4月検針分の一般家庭及び民間事業者の水道料金を全額免除したことにより、給水収益が減となったことが要因であります。

なお、当該免除分を給水収益に加えて、料金回収率を算出いたしますと、101.55%となります。

○館山善也委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

再質疑はありませんので、お戻りになって結構です。

水道事業会計についてなんですけど、私、失念をいたしておりました。聞き取りの中でだったんですけども、100%を切れば、これ、大変なのかなと思っていて、何で落ちたのかなと思ったら、新型コロナウイルスの関係で、1か月、そうすると約12分の1ですから、単純に計算して8.33%ぐらい落ちるわけですよ。水道事業のほうは100%を超えていいのかなというふうに思うんですけども、実は水道事業も、今、このような災害や地震とか経年劣化とかいろんなものがあつたり、実はずっと直していても100年かかっても直らないんじゃないかという話があるぐらいで、だから、これが民間になってくれば水道料の料金が高くなったりとか、そういう中で、ここが青森市でやっている水道事業だということで、市民には低廉な料金で、続けていけるようにというのが私の思いではありますけれども、これは失念していた部分があったので、ほっとしているところでもあります。

それで、これ、2か年やったんで、やっぱり90%台に落ちているというのは、2か年にわたっていくものだとということが分かりましたので、こちらのほうは引き続き、これからそういう、補修やいろんなものをやっていかなきゃいけない部分の中では、安定的な水道事業ができるように取り組んでいていただきたいと思えます。

最後の質疑に入りますけれども、7款商工費1項商工費1目商工総務費、青森市卸売市場事業特別会計についてお伺いをいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料2目施設使用料及び、4款諸収入1項雑入1目雑入について、収入未済額が計上されておりますけれども、その内訳と対策をお示しくください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中村節雄委員の青森市卸売市場特別会計につきまして、使用料と雑入の収入未済額についての御質疑にお答えいたします。

卸売市場の施設使用料につきましては、使用施設に応じまして徴収しているところでありまして、令和3年度末時点の収入未済額が1者で、滞納繰越分が199万5840

円となっております。

雑入は、事業者が使用した電気及び上下水道の料金等として徴収しているものでありまして、令和3年度末時点の収入未済額は2者で、現年分が7368円、滞納繰越分が、501万8920円、合計で502万6288円となっております。

滞納繰越分の収納対策といたしましては、滞納者が分割納付を希望しておりますことから、債権管理スキームに基づき、分割納付の履行状況に応じて、文書、電話等により催告を実施するとともに、毎月、面談を行い、現年分の納付指導や事業状況の把握に努めているところであります。

なお、現年分の収入未済額につきましては、事業者が今年2月に倒産したため、破産管財人に破産債権の届出を行い、現在、配当の有無の結果を待っている状況であります。

今後におきましても、滞納者が収入未済額をこれ以上増やさないよう、現年分の期限内納付を促すとともに、滞納繰越分につきましても分納の確実な履行を指導してまいります。

○館山善也委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 今、御説明を頂きました現年分の部分で、金額が少ないんですが、その部分はあれなんですけれども、施設使用料の中では、1者が分割納付ということなんですけれども、再質疑でちょっとお聞きしたいんですけれども、今、例えば仕入れ値だとか、いろんな部分で利用している施設利用料だとか電気代だとかがあるんですけれども、経営していくために、いろいろと変化が見られる可能性があります。そういうときに、例えば、その分割納付で、今、認めているということなんですけれども、お聞きしたいのが、分割納付はいつから認めているのか。その部分を教えていただきたいのと、今現在、ほかにも支払いが厳しくなってくるので、何とか頑張っってやっていくけれども、うちのほうも分割納付させてくださいという相談があったとすれば何件あるのか、その部分を教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中村節雄委員の使用料に関わる再質疑にお答えさせていただきます。

過年度分の納付につきましては、実際に過年度分の滞納分として納付が始まっておりますのが、平成20年度から始めさせていただいております。

この中で、例えば、中村節雄委員からも御紹介ありましたとおり、そのときの状況等に応じて、分割納付は、随時、御相談を受けながら対応させていただいているところであります。

また、現在、使用料につきまして、他に分割納付の相談があるかという御質疑がありますが、こちらについては、今のところ具体的な御相談として承っているものはありません。

○館山善也委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。

皆さん、頑張ってやっているかと思えますけれども、例えば、そういう相談があったときに、現年度分を1回に払えなかったりというのは、そういうのも予想されません。

今の、この情勢になってくると、例えば、仕入れ値も高いとか、そういう部分で廃業するか何するかっていろんな選択肢があったり、何の商売でもそうだと思うんですけども、そのときそのときの世の中の情勢によって変わってきます。そういうときには、相談に乗ってあげることも大切だと思いますし、きちんと納付をしていただくということも、意を用いて取り組んでいただければと思います。

何よりも、この決算という部分に関しては、根幹となるお金が入って来ないと行政が回りません。そういう部分では、市の職員が一丸となって、様々な部分で皆さん取り組んでいるかと思えます。引き続き、その部分はお願いをしたいと思います。

それが——すみません、何か答弁があるみたいなので、先にそっちを聞いてからと思います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 先ほど中村節雄委員より、分割についてはいつぐらいから始まったのかという再質疑を頂いたところであります。

その中で、過年度分の返済は平成20年度からと申し上げましたが、そのうち、分割が始まった月について、詳しく御説明しなかったのが改めて御答弁させていただきますが、平成25年からであります。

○館山善也委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。

結構、早いうちからかなと思えますけれども、きちんと取れているうちは、まだいいんですけれども、そういうところを注視しながら認めてきたのかなと思っております。それで、これが増えていった場合も、相談にはきちんと優しく応じてあげていただきたいと思います。

ただ、逃げ得があるような部分は注視しながら、気をつけていただければと思います。

これで私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、神山昌則委員。

○神山昌則委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あおもり令和の会、神山昌則です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、最初の質疑は6款1項3目の米価下落対策事業についてお伺ひいたします。

昨年度、米価の30%という大下落がありまして、その中で、青森市がいろいろ対策を練っていただきました。まず、その中で、3つの対策が、大きな柱がありまし

た。種子購入支援事業、それから保険加入促進事業、消費拡大事業であったと思っています。そのトータルの予算は6535万円ということでありましたけれども、そこで質疑いたします。

まず、下落対策のうち、青森市の種子購入支援事業についてから、ひとつ伺っていききたいと思います。よろしく申し上げます。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 神山委員の米価下落対策についての御質疑にお答えいたします。

米価下落対策につきましては、国内の米消費量が年々減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外食向け業務用米の需要低迷により、民間在庫量が過剰となり、このため、全農青森県本部が県下の農業協同組合に提示した令和3年産米の仮渡金であります生産者概算金は過去最大の下げ幅となっております。

このような状況にあって、本市では、国・県及び農業協同組合等の関係機関が行った資金繰り等の支援策に加え、よりきめ細かな支援が可能となるよう、1つに、米価下落の影響を大きく受けた主食用水稻農家の営農意欲の維持・向上を図るための次期作支援といたしまして、令和4年産水稻種子購入費を補助する水稻種子購入支援事業を行ったところであります。なお、将来にわたる米価変動や災害の備えといたしまして、保険加入の重要性を改めて確認いただくとともに、加入促進を図るため、令和4年の農業経営収入保険の保険料を補助する収入保険加入促進事業、また、市産米の消費拡大を図るため、市内外の大学等に通う本市出身の学生等を対象に本市産米でありますつがるロマンとまっしぐらを送付する青森市産米消費拡大事業の3事業を米価下落緊急対策事業として創設し、実施したところであります。

ただいま委員から御質疑がありました、このうち水稻種子購入支援事業につきましては、7月29日までの申請期間となってございまして、602件の申請を頂き、その申請額は2503万3509円となっております。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 丁寧な答弁ありがとうございました。

再質疑に入らせていただきます。私の後ろにもう1人控えているので、時間をちょうだいなんて言っていましたので、少しでも多くあげたいと思っています。すみません、よろしく申し上げます。

今、種もみについては、602件ということで、金額にすると約2500万円。あと、1330万円ぐらい余っているわけだよね。私も、前回のとき、これは農協がやるべき事業じゃないかという、質疑をしたわけですけども、これはこれでまた進めていくということであるかと思えます。保険加入に対しては102%ということで、これを見ても、農家の人たちは、保険加入については重く受け止めているんだなと思っています。

私は、この保険加入というのはすごくいい方向だと思っています。100%を超えたというのは、予想では100%いかないだろうと私は思っていました。いろいろ農家の話を聞けば、掛金が高くて、面倒だとかという、いろいろあるんですけども、100%を超えたということは、市でやってよかったということですよ。そう思っています。これに満足せずに、もっと加入数を高めていくように、これから何かあるか分からない時代ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、残念なのは、一緒に、消費拡大事業、これは、ちょっと少ないのかなと思っています。もう少し学生とか、やってもよかったんじゃないかなと思っています。まず、収入保険の事業について、1つお伺ひしたいんですけども、これは、市ではこの102%はどういうふうを受け止めていましたか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 神山委員の収入保険加入促進事業についての再質疑にお答えいたします。

収入保険加入促進事業につきましては、8月31日までの申請期間となっております。227件の申請をいただいております。その申請額は1422万9990円となっております。

この収入保険加入促進事業の積算につきましては、令和2年及び令和3年における1件当たりの平均保険料10万3569円に令和3年時における加入実績の1.5倍に当たります269件を加入見込み件数として乗じ、これに補助率2分の1を乗じて得た金額1393万1000円を令和3年度12月補正予算として措置いただいたところであります。

本事業は、令和3年12月24日からの申請受付を開始し、当初見込みました事業規模に対する申請率——金額ベースであります約102%となっております。

これら当初見込み以上の申請が増えた要因といたしましては、国内の米消費量が年々減少傾向にあるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による外食向け業務用米の需要低迷により、民間在庫量が過剰となるなど、米価の変動が大きいこと、さらには、昨年、本県下北地方を襲った大雨災害や、去る8月、津軽地方を中心に大きな被害をもたらした大雨災害など、自然災害への備えとして、保険加入の重要性が浸透したことなどが考えられます。

今後、申請内容を精査しながら、交付決定をしまひたいと考えております。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。

3つの柱で対策を打ったということに対して、はっきり言って、農家の人は、案外、ありがたみを感じていませんよ。よそでは、もう12月に、田当たり3000円、4000円とか、全部終わっているわけですよ。それで、青森市がまだ終わってない、種子とか。これは、やっぱり、これから、もしこういう事態がまた起きた場合は、もう少しスピーディーに——私がいつも言っているのは、農林水産業は12月で全部支

払いが終わるんだと。だから、12月中にやってほしいということを強く言ったはず
です。まだ、この種とか、それから学生支援プロジェクトが終わっていないでしょ
う。予算は余っているわけですよ。今、出来秋で、稲を刈っているんです。それ
が、まだこういう状態。笑われるって、農林水産部長。うちのほうは隣が蓬田村だ
から、いろいろ比較されるんです。蓬田村は、農林水産業が盛んな地域だといえ
ば、そうなんだけれども、青森市だって、各部署部署で見れば、そうでしょう。農
林水産は農林水産部でやっているし、経済部は経済だ。隣は農林水産業が盛んだ
から、予算が大きいからって、私はそういう問題じゃないと思うんです。その
ところをもう少し考えてほしい。強くこれは求めます。これは私じゃないですよ、
青森市の農業者の代弁みたいな感じで私は言っていますけれども、農業に対して
は、本当に、はっきり言って冷たいと感じている農家が多いと思います。

そこで、次に入りたいと思います。こういうものをやるためには、農林水産業費
の決算規模ですよ。これについて、1つお伺いしたい。

令和3年度の市全体の決算額に占める農林水産業費の割合をひとつお願いしたい
と思います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 神山委員の令和3年度におきます農林水産業費の割
合についての御質疑にお答えします。

令和3年度青森市一般会計歳入歳出決算における、本市全体の決算額は1389
億8331万7001円であります。令和3年度青森市一般会計歳入歳出決算には、コ
ロナウイルス感染症対策に関連する新型コロナウイルスワクチン接種事業や、青森
市プレミアム付商品券事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事
業等の特殊要因が含まれておりますことから、これらの総額約110億円を差し引
いた場合の決算額は約1276億円となり、これに対する農林水産業費15億3928
万9854円の占める割合は約1.2%となります。

なお、令和3年度における農林水産業費決算額のうち、大きな割合を占めてお
りますのは、圃場整備推進事業費の約1億3300万円、多面的機能支払い交付金
事業の約1億2600万円、新規就農総合支援事業の約4800万円となっております。
これらに加えて、令和3年度におきましては、生産者所得の向上とともに、新規
就農者や後継者等の担い手の確保を図るため、スマート農業機器の導入を支援
する青森市スマート農業チャレンジ事業を実施し、生産者の省力化や効率化を
推進するとともに、新しい働き方担い手誘致プロジェクトの一つとして、移住
就農の促進に本格的に取り組み、短期就農体験モニター事業等の体験型メニ
ューを創設いたしました。また、生産者概算金が過去最大の下げ幅となりました
事態を踏まえ、青森市米価下落緊急対策事業を、さらに、近年、増加傾向に
あります野鳥・鳥獣による農作物被害の防止対策を強化するため、青森市鳥
獣被害対策実施隊の組織等による対策強化に取り組むなど、青森市農林水
産業が直面する課題の解決にも取り組んでいるとこ

ろであります。

なお、これら一般会計の農林水産業費に卸売市場事業特別会計繰出金を加えますと、その決算規模は約 17 億 9700 万円となります。これは、八戸市の 17 億 7000 万円、弘前市の 15 億 600 万円などを上回り、県内では最多の農林水産業費となっているところでもあります。

今後につきましても、農林漁業者の声を聞きつつ、より効果的な事業の選択と資源の集中を行いながら、本市農林水産業の発展に努めてまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。

他 2 市に比べても、2000 万円ぐらい多いということですよ。でも、面積で勘案すると、どういうふうになるか、ちょっと私も分かりませんが、農林水産業というのは、いつも私は言うんですけども、天候が相手なんですよ、天候が相手。いつも、天候災害という場合もあるけれども、去年の米価は人災だから。あれは天候でも何でもなし。早くしゃべれば、米をたくさん取ったら、安くなったというだけの話です。

一方、ウクライナとか、ロシアのほうで、どんばちが始めれば、ぐんぐん上がってしまう。小麦が今すごいでしょう。逆に米が下がるというのは、何か世界から見れば、逆に行っているのではないかと思っている。本当は、小麦が上がれば、米価も上がらなきゃ駄目だと思っているんです。逆に米価が下がっているというのは、何なんですかという話なんです。

それは国民の食生活が変わったからですよ。米の消費が落ち込んでいる。ですから、ここなのさ。いかに米の消費を上げていくかということを農家も努力しているんです。おいしい米を作っている、一等米を作りたい、特Aの米を作りたいと頑張っている。でも、何か国民が誤解している。小麦が高くなって、日本で取れる米が安くなっているというのは、ちょっと逆なんじゃないかなと私は思っています。

それはさておいて、農林水産業というのは仕事があります。予期しない 8 月の大雨、この被害に対して、私も田んぼが農業振興センターの上にあるんですけども、砂利が流れて、車が通れなくなって、自分でやりましたけれども、その辺の市の考え方をちょっと質疑いたしますので、よろしくをお願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 神山委員の 8 月の大雨による被害と対策についての再質疑にお答えいたします。

本年 8 月 3 日及び 9 日に本県に甚大な被害をもたらしました大雨では、本市農作物や農業用施設、林道におきましても、被害が発生したところでもあります。具体的には、8 月 3 日に発生した大雨では、ハウレンソウ、トマト、ミニトマト、ピーマンなどの野菜栽培パイプハウス及び露地畑 7 か所のほか、花卉栽培パイプハウスな

ど、2か所で農地への浸水被害等が報告されております。また、8月9日からの大雨では、トマトなどの野菜栽培パイプハウス及び露地畑が28か所、花卉栽培パイプハウス2か所で浸水があったほか、水稻が4か所、リンゴ園地1か所で土砂流入による被害がありました。また、大豆、そばにつきましても、浸水被害が発生しているというところでもあります。

これら農地への浸水等により、直接、農作物に泥が付着したり、浸水し、堆積した泥などにより、作物の根が酸欠状態になることで、農作物が枯れるなどの状況が現在も見られております。

今後、生育不良が懸念されるなど、農作物被害が拡大するおそれもありますことから、引き続き、生育状況や収穫量を注視してまいりたいと考えております。

さらに、農業用施設及び林道での被害といたしまして、後潟・奥内地区では林道飛鳥沢線で路肩崩落の被害が発生するなど、市全体では、農業用水路の護岸崩壊などが33か所、ため池の堤体欠損が6か所、農道の路肩崩落や路盤流出が28か所、農地の崩落などが9か所、林道の路肩崩落や路盤流出が20か所、合計96か所の被害が発生しております。

市では、現在、農業用施設及び林道につきまして、1日も早い復旧を目指し、応急復旧を進めているところであります。引き続き、災害復旧の方法や費用等を精査し、必要に応じ、所要の措置を講じてまいりたいと考えております

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。

復旧作業も、いろいろ相談を受けて、道路維持課とかに相談して、素早く対応してもらったというのは、本当に感謝申し上げます。

今、出来秋というわけで、コンバインで刈った稲を運ぶんですから、道路が悪いとこぼれるということが多々見受けられますので、ありがとうございます。

ただ、懸念しているのは、今年、そばは駄目。ちょうど、そばの種まきのとき、播種のときに雨が降って、まず皆無状態ですよ。だから、その分、やっぱり普通でいくと収入が落ちるわけですよ。だから、災害の認定とか、やっぱり市の農林水産部でも考えていると思いますけれども、その辺を考えないと、米は安い、そばは駄目となるとダブルパンチになりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと。

もう1つは、私は、裏は海なので、何か、今年、ホタテの稚貝がつかないと。漁師がそう口説いてました。それも分かっていると思いますけれども、だから、今年、稚貝が取れないと、来年、困るわけですよ。だから、来年は海のほうも大変なのかなと思っています。これは私が思っているだけに過ぎないので、答弁は要りません。これで私の農林水産部のほうの質疑を終わります。ありがとうございます。

1回、座ったほうがいいですか。

○館山善也委員長 いやいや、そのまましゃべってください。

○神山昌則委員 次に、ちょっと私……

〔奈良祥孝委員「終わったんじゃないんですか」と呼ぶ〕

○館山善也委員長 終わっていない。

〔奈良祥孝委員「まだあったんですか」と呼ぶ〕

○館山善也委員長 終わっていません。

○神山昌則委員 優良建築物等整備事業及び市街地再開発事業の補助金について、お伺いしたいと思います。(発言する者あり)

○館山善也委員長 神山委員。款・項・目を。

○神山昌則委員 それさ、ごめんなさい、書き忘れたんです。

○館山善也委員長 事務事業名——いや、言ってもらえますか。(発言する者あり) 今、言ってもらえますか。

○神山昌則委員 書き忘れたんです。

〔奈良祥孝委員「書き忘れたじゃなくて、答弁できないですよ。部長、引っ込んでいいって」と呼ぶ〕

○神山昌則委員 それは、言葉でしゃべっても、答弁できないんですか。

〔奈良祥孝委員「事業名をしゃべればいい」と呼ぶ〕

○神山昌則委員 事業名は、今、言いましたよね。(発言する者あり)

○館山善也委員長 もう1回。

○神山昌則委員 事業名は、これは打合せで私は聞いたんですよ。優良建築物等整備事業及び市街地再開発事業の補助金……

○館山善也委員長 いいですよ——はい、いいです。(発言する者あり) いいです。

○神山昌則委員 それで駄目なんですか。

○館山善也委員長 大丈夫です。

答弁を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 神山委員からの市街地再開発事業等に関する御質疑にお答えいたします。

現在進められております市街地再開発事業等は、新町一丁目地区優良建築物等整備事業と中新町山手地区第一種市街地再開発事業の2つがあります。いずれも老朽化した大規模小売店舗や飲食店舗等を共同化・集約化し、魅力的な商業施設と集合住宅による複合施設、駐車場を一体的・効率的に整備するものであります。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業は、新町街づくり株式会社が事業主体となり実施しており、令和元年度から令和4年度までが事業期間となっております。中新町山手地区第一種市街地再開発事業は、中新町山手地区市街地再開発組合が事業主体となり実施しており、令和元年度から令和5年度までが事業期間となっております。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業の事業者への補助金額のうち、本市の負担額は、令和元年度は3億4105万円、令和2年度は1815万円、令和3年度は1億2340

万円となっております、今年度の予算額は2億6990万円を計上しております。中新町山手地区第一種市街地再開発事業の事業者への補助金額のうち、本市の負担額は、令和元年度は5億4140万円、令和2年度は2億4085万円、令和3年度は2億3060万円となっております、今年度の予算額は2億1505万円を計上しております。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。

すいませんでした。ただ、私は委員長とやり取りをしているので、後ろのほうで言わないでくださいよ。私はあなたに質疑しているんじゃないんだから。助言は感謝していますよ。

[奈良祥孝委員「だったら、ちゃんとやらなきゃ駄目だよ」と呼ぶ]

○神山昌則委員 だから、委員長が言うんならいいんだけど、その辺、私は……

[奈良祥孝委員「委員長、ちゃんと注意しなきゃ駄目だよ」と呼ぶ]

○神山昌則委員 いや、私は、決算というのは、款とか、要らないと思っているんです。もう事業は進んでいるんだからね。(発言する者あり) 役所言葉と私はいつも言うんですけれどもね。それはそれでいいです。分かりました。

時間がないのではしよりますけれども、今、工事が、中三のほう、大分進んでいます。何か、来年の3月頃になれば、出来上がるそうですけれども、これを、青森市でこれだけのお金を投資しているということなので、新町通りを歩いていると、なかなかシャッターが開かないんですよ。閉まったままが多い。それで、聞くと、そんなに変わってないよという声が圧倒的に多い。なので、これを起爆剤にして、町のにぎわいをぜひ取り戻していきたい。それで、我々も一緒になってやっていかなくちゃならないと思っていましたので、今回、質疑いたしました。

ありがとうございます。これで私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分からといたします。

午後0時7分休憩

午後1時10分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 あおもり令和の会、中村美津緒でございます。

第18款財産収入第1項財産貸付収入第1目財産貸付収入から、アウガについて質疑いたします。

建物賃料の支払請求に係る訴訟についてであります。これまで何度も——勝訴し、裁判が終わったものの、この先、弁護士費用が引き続きかかるかどうか不安でありましたが、弁護士費用は、引き続き、今後かかるのかどうかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 中村美津緒委員からの弁護士費用についての御質疑にお答えいたします。

建物の滞納賃料の支払い請求事件に係る訴訟につきましては、これまで、当該滞納賃料の債権管理に当たり、令和3年3月23日付で発送した解約申入れ通知書の作成時から、訴訟に発展する可能性を見据え、本市の顧問弁護士から助言を頂きながら進めてきたことから、当該弁護士を本市の訴訟代理人として委任することとし、令和3年10月21日に訴訟委任契約を締結したところであります。

この訴訟委任契約に係る弁護士費用につきましては、着手金と報酬金で構成されており、着手金は契約締結後に156万5000円、報酬金は判決確定後に成功の程度に応じた額を支払うものとなっていることから、本年1月20日の市側勝訴の判決確定に伴い、報償金253万4099円を支払い、契約は終了したものであります。

判決確定後の対応につきましては、本市の顧問弁護士として、これまで相談いただいております。それに要する弁護士費用は生じていないものであります。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 今後は、本市の顧問弁護士として協力していただくということで、弁護士費用はかからないということが分かりました。

アウガの地下1階であります。現在も放置され、荒れ果てた食街道があります。また、繁忙期にもかかわらず、新店舗として、なかなか営業できずにいるりんご箱跡地。これは、合同会社の代表を務めている者が地権者であるということもあって、なかなかリーシングが進まないとも伺っておりました。

私は、そもそも、このようになったのも、アウガに関する管理スキーム、こちらに問題がある、私はそのように考えておりました。新たな管理スキームになってから、共益費、修繕積立金、地代、これを市側が負担していることも、今後は、いつかは見直し・検証が必要な時期が必ず来ると私は考えておりましたので、そこを指摘させていただきたいと思っております。

しかしながら、このアウガに関しては、市当局の職員の皆様には、本当にどんなときにでも、私に真摯に向き合って、丁寧に接して、質問にも答えてくれましたので、心から感謝をしておりました。ただ、引き続き、今後も、アウガの管理スキームに関して、もう一度、見直しをすべきものと指摘をさせていただいて、この項は終わります。ありがとうございます。

次に、第1款市税第2項固定資産税第1目固定資産税の中から質疑いたします。

新城山田に稼働中のメガソーラー事業地から固定資産税が歳入として計上されているはずであります。同じく、現在建設中の新青森太陽光発電所の青森新城山田発

電所合同会社から、事業が始まる前でありました、その事業者から本市に多額の固定資産税が払われますので、本市に対しても、非常に私たちは貢献できるんじゃないでしょうかと、ここの議会棟の応接室で地元諸先輩議員と共に説明を受けた記憶を鮮明に覚えております。

一方で、このたびの新青森太陽光発電所の事業地による土砂崩れは、青森市に貢献どころか、自然を破壊した土砂災害となってしまいました。このたびの土砂災害は、発生状況と発生原因から、私は防げたはずだと思っておりますが、市側の見解をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中村美津緒委員の新青森太陽光発電所建設事業における土砂の流出に関わる御質疑にお答えいたします。

新城山田地区で進められております新青森太陽光発電所建設事業につきましては、河川や農業用水路の流下能力等を踏まえ、事業地からの排水量を調整するため、事業地内の集水区域や地形等を考慮し、1号から3号まで3つの防災調整池を設ける計画となっております。

防災調整池の工事の進捗状況につきましては、1号調整池、2号調整池、3号調整池ともに、堤体工は全て工事を終了しております。現在、擁壁工やのり面保護工、その他附帯工事を行っております。2号調整池及び3号調整池については、貯水が開始され、洪水調整機能が発揮されているところであります。なお、この防災調整池につきましては、堤体工の施工において、地山掘削による現地発生材を使用することとしていたものの、現地発生材が当初想定していた土質より粘性が高かったため、現場内砂質土との混合など、追加で行う作業が発生し、工程が遅れることとなったところであります。また、新型コロナウイルスの影響を受けて、作業員及びその家族の安全を図り、人員の確保が難しかったこと、昨冬の大雪の影響により、事業地の雪寄せなど、準備作業に時間を要したことから、進捗を図ることが難しかったこと、このことから、令和4年1月から3月末までの完成としていた堤体工については、令和4年5月に完成したところであります。

このたびの災害の発生状況であります。令和4年8月23日、建設中の1号調整池が機能するまでの間、造成工事の進捗に合わせて設置しておりました仮沈砂池2基が崩れ、下流域の水田及び市管理の土筆川に土砂が流出したものであります。

この発生の原因につきましては、林地開発許可権者であります青森県では、新青森太陽光発電所建設事業の事業者が水や土砂を一時的に貯留する仮沈砂池を工事の進捗に応じて順次施工しており、必要な防災対策が行われておりますが、青森市域における8月の降水量が非常に多量だったことから、想定以上の降雨が流入したため、仮沈砂池が崩れたものと考えているとのことであります。

したがって、必要な防災対策は行われているものの、青森市域における8月の降水量が過去最多であったことから、仮沈砂池の擁壁が崩壊したものであります。

て、事前に想定されたものとは言えないことから、本市では、復旧作業と並行し、1号調整池及び周辺の造成工事を早期に完成させるよう、県と共に指導しているところであります。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは、再質疑させていただきますが、先ほどの農林水産部長の答弁で、事業者が土や土砂を一時的に貯留する——水はどうするんですか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 仮沈砂池につきましては、水や土砂を一時的に貯留する仮沈砂池であります。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは、改めまして、発生の原因について再質疑いたします。

先ほどの農林水産部長の答弁は、必要な防災対策は行われている、8月の降水量は非常に多量、そして8月の平年値の降水量が想定以上の降雨が流入したという発言でありました。

それでは、事業者が示した計画では、これは農林水産部長も当然御存じだと思っておりますが、仮沈砂池(防災調整池)は、青森地域の30年確率降雨強度式——これは、農林水産部長、聞いたことあると思うんです——に基づいて算定しております。30年確率の60分雨量強度は50.1ミリメートル。計画量日数を3日間として計画しており、3日間の総量は218.3ミリメートルを想定しておりますと事業者は自ら計画しておりました。これは、事業者側が自ら青森県林地開発許可基準に遵守した計画なはずであります。

よって、30年確率降雨量を想定して、仮沈砂池、これを施工して当然のことです。これは、開発中に至る計画を事業者側はおっしゃっています。万が一、この数値を超える総雨量や60分間に50.1ミリメートルを超える雨量があれば、それは想定できなかったことと初めて私は認めます。事業者側は3日間の総雨量218.3ミリメートルを普通に想定しております。60分雨量強度は50.1ミリメートル。8月23日に擁壁が崩壊した市側のおっしゃる想定以上——防災工事は行っている。それでは、擁壁が崩壊した5日前、8月17日から22日までの降雨量は65ミリメートル。これは、私が調査した上での見解でありますので、もし違っているのであれば、逆に教えてほしいです。気象庁の異常気象リスクマップの24時間の降水量は189ミリメートル。8月の青森市は、擁壁が崩壊する3日前は、30年確率の3日間の総雨量218.3ミリメートルを、私がどう調べても、上回ったというデータが見つかりません。8月で60分雨量強度50.1ミリメートルも、どこを探してもデータが見当たりません。

それでは、市側が認識している想定以上ということ、事業者側が計画をしていた3日間の総雨量218.3ミリメートルと60分雨量強度50.1ミリメートルの想定を上回ったのは8月の何日か全てお示しくください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 新青森太陽光発電所建設事業における降雨量に関する再質疑にお答えいたします。

まず、8月につきましては、総降雨量が587ミリメートルとなっております。これは、例年の8月における降雨量の平均値142ミリメートルの約4倍となる数値となっております。これらの数値は、これまでの降雨量を調べたところ、いずれも歴代第1位の降雨量となっているところであります。

また、防災調整池につきましては、先ほど、中村美津緒委員御紹介のとおり、想定雨量を踏まえ、整備しているところでありますが、防災調整池ができるまでの間、仮沈砂池を整備し、土砂等の流出、雨水の流出を防ぐこととしておりますが、8月の日別の降雨状況であります。仮沈砂池が崩れた際の降雨量につきましては、その周辺でも40ミリメートルあるいは10ミリメートルなどありますが、8月1日には30ミリメートル、2日には19ミリメートル、また、3日については73ミリメートルと連続して大雨が降ってきたところであります。その上で、9日については145.5ミリメートル、また、その後、12日までの間、40ミリメートル、80ミリメートル、おおよそ30ミリメートルと継続して大雨が続いたところ、さらには、その後におきましても、断続的に、40ミリメートル、10ミリメートル、さらには60ミリメートルという降雨量が続き、この中で、防災調整池が越水等により、堤体が壊れたというところであります。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 農林水産部長の答弁は、すごく、いっぱいいっぱい感が伝わりました。

8月23日に崩壊しました。事業者の計画では、3日間の降雨量約218ミリメートルを耐え得るように想定して造っております、だから大丈夫ですよと言っているんです。8月23日に崩壊した3日前、先ほど、農林水産部長も言いました。5日間で65ミリメートルしか降っていないんです。確かに8月1日から8月12日までは非常に多く降りました。それでも、事業者が計画した想定内なんです。想定して、私たち従事者も、仕事する従事者も予測しながら仕事をしなければならないんです。なので、今おっしゃる、8月に例年の4倍雨が降ろうが関係ないんです。計画した総雨量を耐えられるように仮沈砂池を造らなければいけないんです。8月22日までに、晴れの日が11日、雨が降った日が11日。なので、私は先に疑ったんです。この仮沈砂池が崩壊したのは8月23日でなくて、もっと前に崩壊したんじゃないですか。でも、いや、事業者は違うというふうにおっしゃっているそうですね。なので、今、農林水産部長がおっしゃった答弁は、これは、私は市民の皆さんに発信することはできません。環境アセスメントにもしっかりと入っております。これは、農林水産部長も何度も目は通しているはずであります。今後は、これを予測しないと、また台風が来た際に耐えられずに、また同じ土砂災害が繰り返されるんです。奈良

県平群町、そして、ついこの間の8月には、熊本県でも同じようなことが起きました。同じところで訴訟が起きているじゃないですか。もう一度聞いても同じ答弁になると思いますので、ここは市側に認めていただきたいと、そのように考えておりますが、事業者が——もう一度言います。3日間の総降雨量218.3ミリメートル、60分間で50.1ミリメートル、これを上回ったのは、8月はない。私はデータを探せませんでした。しかも、その5日前。農林水産部長、データを持っていましたら教えてください。5日前、土砂災害起きる5日前でいいですよ。お願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 新青森太陽光発電所建設事業におけます降雨量の再質疑にお答えいたします。

土砂災害が発生した5日前、8月18日になりますでしょうか——その降雨量であります59.5ミリメートルであります。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ということはないということですよね。1時間で50.1ミリメートル、3日間で218.3ミリメートルを超えたことはない。それでも、8月23日に崩壊した。それでいいですよ。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 新青森太陽光発電所建設事業におけます降雨量に関する再質疑にお答えいたします。

今回、8月の降雨量は、先ほど御紹介させていただきましたとおり、過去にない、歴代第1位の降雨量となったところであります。特に多く降りました8月9日は145.5ミリメートル。その後、連続いたしまして41.5ミリメートル、79.5ミリメートル、さらには29.5ミリメートルというふうな短期間で大量の雨が降ったところがあります。

防災調整池につきましては、先ほど、中村美津緒委員御紹介のとおり、30年に1度の確率で調整設計しておりまして、そのための工事を施工しているところであります。

それで、今回、その防災調整池ができるまでの間、水や土砂を貯留するための仮沈砂池が崩壊したものでありまして、市では、1号調整池及びその周辺における工事の造成を急ぐよう指導しているところであります。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 いやあ、農林水産部長、違うんです。事業者の計画に仮沈砂池と書いているんです。防災調整池じゃないんです。開発中の仮沈砂池もなんです。逆に、これは私から農林水産部長に指摘をさせていただきます。農林水産部長、後で、その資料を見つけたら御覧になってください。

次の再質疑をいたします。森林法第10条の2第2項第1号、関係事項の5、これは難しくないです。青森県林地開発許可基準には、開発行為に伴い相当量の土砂が

流出し、下流地域に災害が発生するおそれがある場合、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する堰堤等の設置、残置森林もしくは造成森林の措置が適切に講ぜられることが明らかでなければならぬというふうにされておりました。先般も、農林水産部長に写真をお見せいたしました。崩壊した仮沈砂池の周辺に残置森林・造成森林が、私はどうも探せません、見られませんでした。これは、青森県林地許可開発基準にも、森林法にも、やっている最中に残置森林をやらなきゃいけないよ、置いとかなきゃいけないよ。もしくは、造成森林をやらなきゃいけないよというふうには私のように解釈したのですが、現場では、崩壊した周囲に、すぐ探せませんでした。法にも、何メートルとか、いろいろ書いているんですけども、周りは、もう裸山ですよ。これは、市側も何回も見ているとおっしゃっていましたが、必要なくてよろしいのでしょうか。そこを質疑させてください。必要なくてよろしいのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 新青森太陽光発電所建設事業における防災工事に関わる再質疑にお答えいたします。

本市の協定の締結におきましても、防災に関わる工事は先行して行わなければいけないとしているところでありまして、宅地の開発・造成に合わせ、土留め工でありますとか防災工、さらには仮沈砂池の設置など、必要な防災工事は順次行われているというふうに認識しております。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 農林水産部長、私の主語は、ちゃんと森林が設置されているのかどうかと聞いたんです。仮沈砂池の話は、もう、その前にお話は終わっているんです。お願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 新青森太陽光発電所建設事業に関わる再質疑にお答えいたします。

当該事業地におきましては、事業の進捗に合わせ、必要な森林あるいは植栽を含めた防災工が行われているところであります。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 今後も、これについては、非常に検証していくべきだと思いますので、農林水産部長が答えられなかったということは、恐らく確認できていないというようなことだと思いました。これはなくてはいけないものだと私は思っておりますので、もし、なくてもいいというのであれば、後ほど教えていただきたいと思いました。

市側の見解として、青森市における8月の降雨量が過去最多だったということ。事前に想定されたものとは言えないということ。私は、これまでに、市側が業者に対する監視をしているところから、何かあったときの業者に対する指導に至るまで、

私は本当に敬意を表していました。市民の方々にも、私は、市側の対応に対しては一度も批判したことはありませんでした。逆に、市側に早急に対応していただいたと、そのようにSNSでも常時発信していた。でも、それは担当者が必死になって、良好な関係を築き上げようとしてくれている、その一生懸命の態度に共感したからなんです。今まで言うてはいませんでした。でも、担当者も防げた、いや、防ぐべきだったと私に明確に答えています。農林水産部長も、当初は同じ見解だったと思います。なぜなら、農林水産部長も私に多方面でいろんな協力をして、いろんな情報を私にくれたじゃないですか。でも、どこからか答弁が不思議と変わってしまったんですよ。

今回の土砂災害は、明らかに事業者側が自ら提示した計画を遵守していない。遵守しなければならない森林法、青森県林地開発許可基準に違反している可能性が極めて高い。遠い奈良県平群町でも、これと同じ事象で仮沈砂池が崩壊して、前に何度も言いましたけれども、裁判になっています。つい8月、熊本県南関町のメガソーラー建設中の土砂災害も一緒。新聞にも記載されておりましたが、事業者側が、防災工事完了前に、造成工事に着手したことが被害の原因、こういうふうに熊本県もおっしゃっているんです。今回、青森市は、それを見て見ぬふり。分かっている、見て見ぬふりをした。さらに、仮沈砂池の擁壁が崩壊したのが8月23日。もう一度言います。8月23日の直近3日以上前は、30年確率降雨量未満。そして、8月の降雨量は、30年確率の60分雨量強度50.1ミリメートルを超えたことは、私はデータを探せませんでした。よって、これを想定できなかった、しょうがないと片づける、また、弁明するのであれば、この土砂災害は市側にも責任があると私は思います。それを強く指摘しておきます。これは二度とあってはならないことであります。また台風が来ます。今後も検証させていただきたいと思います。農林水産部長に対する質疑は、以上でございます。

次の質疑であります。再生可能エネルギーについて、環境部長の発言について質疑させていただきます。

景観の悪化を理由に風力発電事業に反対し、土砂災害を理由に太陽光発電事業に反対する場合、カーボンニュートラルの達成は困難、そのように発言をいたしました。これは誰のことを指して発言したのか教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 中村美津緒委員からの再度の御質疑にお答えいたします。カーボンニュートラルの達成困難との答弁についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成30年3月に改定した「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」におきまして、環境への負荷の少ない持続可能な都市の実現を基本理念に、1つに、地域に存在するエネルギー資源を有効かつ効率的に利用する、2つに、地域のエネルギーが生み出す価値が地域内で循環するシステムを構築することなどを基本方針として、地域の温室効果ガス排出抑制とエネルギー自給率の向上にもつなが

る低炭素なエネルギー源である風力発電・太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を促進することとしております。

風力発電所・太陽光発電所建設事業は、土地の造成や発電機設置などの建設工事を伴いますことから、その規模により、国の環境影響評価法に定める手続のほか、立地等により、生活環境や自然環境、景観等が保全されるよう、自然公園法や森林法等、関係法令の規制に基づく所要の手続が必要となるものであります。

市の対応といたしましては、国及び県の意見を鑑み、様々な再生可能エネルギー事業が環境等に配慮した事業となるよう、また、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化の推進が図られるよう、今後、事業所から提出されます方法書等に対し、関係機関と連携し、必要な意見を提出してまいります。

○館山善也委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 今の答弁をぎゅっと縮めると、これは私を指したことではないという解釈とさせていただきます。

〔高村功輝環境部長「そのとおりです」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

一言申し上げます。みちのく風力発電事業に反対するのであれば、事業候補地に関する代替案を示せという趣旨の発言がありました。これは、1つに、風力発電事業候補地の選定は、高度かつ専門的な知識を必要とするものでありまして、私、議員個人で行える内容ではありません。2つに、環境部長の当該発言は、青森市議会基本条例第2条第1号に定めるところに対して、これは制限を加える可能性が極めて高い、そういう発言だったとっております。3つに、みちのく風力発電事業について、その実施に反対する多くの市民の意見もあります。これを踏まえた私の質問に対する環境部長の当該答弁は、同条例第3条第4号に定めるところのそれを妨害する趣旨の可能性が極めて高い発言であったと思います。さらに、環境部長の答弁は、同条例第9条に定める、そこに反している可能性が極めて高い。それで、議会による監視を拒絶する姿勢の表れであり、本市議会を軽視していることを執行機関自ら表明したものと捉えると言っても過言ではありませんでした。

この条例は、二元代表制の下、議会及び議員に係る基本的事項を定め、市民の福祉の向上と市政の持続的な発展に寄与することを目的とすると定められております。今回の発言に限りません。意図的に行われてきたと誤解を招く私への答弁。ときには、非常に長い答弁もありました。その二元代表制を形骸化させ、本市議会を、執行機関に対する追認機関を、これはおとしめようとする、私はそのように今回は感じました。私が勝手に感じました。さらに、答弁を調整して、長く——もっと簡潔にできるはず。私の質問時間、質疑時間、これをなくす動きというのが事実であれば、断じて容認できるものではないと強く抗議して、私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第114号「決算の認定について」から議案第119号「決算の認定について」までの計6件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第114号「決算の認定について」から議案第119号「決算の認定について」までの計6件についてお諮りいたします。

議案第114号から議案第119号までの計6件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員 議案第114号及び議案115号に異議があります。

○館山善也委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第114号及び議案第115号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第114号及び議案115号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○館山善也委員長 起立多数であります。

よって、議案第114号及び議案115号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第114号及び議案115号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号及び議案115号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、2日間にわたり終始熱心に審査していただきまして、ありがとうございます。副委員長も同じ意見だと思います。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただきまして、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時49分閉会